

令和 6 年度

高知学園短期大学

自己点検・評価報告書

令和 6 年 12 月

目次

自己点検・評価報告書.....	2
1. 自己点検・評価の基礎資料.....	3
2. 自己点検・評価の組織と活動.....	12
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	15
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神].....	15
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果].....	21
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証].....	28
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	35
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程].....	35
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援].....	62
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	81
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源].....	81
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源].....	94
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源].....	99
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源].....	103
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	108
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ].....	108
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ].....	110
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス].....	112
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11-1～20] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、高知学園短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 7 年 1 月 7 日

理事長

高瀬 久志

学長

山下 文一

ALO

生島 淳

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

明治 32 年 4 月	江陽学舎創立
明治 36 年 4 月	江陽学舎を江陽学校と改称
大正 5 年 4 月	江陽学舎に簡易商業科併設
大正 7 年 4 月	簡易商業科を廃止して商業補修学校設立
大正 7 年 12 月	乙種商業学校文部科学大臣認定
大正 8 年 4 月	商業補修学校を廃止し、城東商業学校（乙種修業年限 3 年）設立
大正 10 年 12 月	財団法人城東商業学校設立
大正 15 年 3 月	城東商業学校を甲種（修業年限 5 年）に昇格
昭和 4 年 3 月	江陽学校廃止
昭和 19 年 4 月	高知女子商業学校設立
昭和 21 年 4 月	高知女子商業学校を橘高等女学校と改称
昭和 23 年 3 月	新制度により城東高等学校、城東中学校設立
昭和 26 年 3 月	財団法人城東高等学校を学校法人城東高等学校に組織変更
昭和 27 年 3 月	学校法人城東高等学校を学校法人城東学園に組織変更 城東学園附属幼稚園設立
昭和 31 年 5 月	学校法人城東高等学校を学校法人高知学園に組織変更 城東高等学校を高知高等学校（普通科、商業科）に、城東中学校を高知中学校に、城東学園附属幼稚園を高知学園附属幼稚園に改称
昭和 31 年 12 月	高知小学校設立
昭和 35 年 1 月	高知学園高知工業高等学校設立
昭和 37 年 1 月	高知学園高知工業高等専門学校設立
昭和 38 年 3 月	高知学園高知工業高等専門学校廃止（国立移管）
昭和 39 年 3 月	高知学園高知工業高等学校廃止
昭和 42 年 1 月	高知学園短期大学設置認可
昭和 43 年 2 月	高知リハビリテーション学院 3 年制設置認可（各種学校）
昭和 44 年 2 月	高知学園附属幼稚園を高知幼稚園と改称
昭和 50 年 3 月	高知リハビリテーション学院の修業年限 3 年を 4 年に変更承認
昭和 55 年 12 月	高知リハビリテーション学院を専修学校専門課程として設置認可
平成 7 年 4 月	高知幼稚園を高知学園短期大学附属高知幼稚園と改称
平成 9 年 4 月	高知リハビリテーション学院に言語療法学科設置

高知学園短期大学

平成 26 年 11 月	高知学園短期大学附属認可外保育所設置
平成 30 年 10 月	高知リハビリテーション専門職大学設置認可
令和元年 11 月	高知学園大学設置認可

< 短期大学の沿革 >

昭和 42 年	1 月	高知学園短期大学食物栄養科設置認可
	3 月	食物栄養科を栄養士養成課程として指定
	4 月	高知学園短期大学開学
昭和 43 年	2 月	衛生技術科設置認可
	3 月	食物栄養科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 中学校教諭二級普通免許状（保健・家庭） 衛生技術科を衛生検査技師養成学校として指定
昭和 44 年	2 月	幼児教育科設置認可 幼児教育科を保育士養成学校として指定 幼児教育科を幼稚園教諭二級普通免許状を得させるための課程として認定
昭和 45 年	1 月	保健科設置認可
	2 月	保健科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 中学校教諭二級普通免許（保健）、養護教諭二級普通免許
	4 月	保健科を歯科衛生士学校養成所指定規則第 2 条の規定に基づき歯科衛生士養成学校として指定
昭和 46 年	4 月	衛生技術科を臨床検査技師学校養成所指定規則第 2 条の規定に基づき臨床検査技師養成学校として指定
昭和 53 年	12 月	高知学園短期大学専攻科幼児教育専攻設置
昭和 62 年	12 月	保健科に保健専攻、歯科衛生専攻設置
昭和 63 年	1 月	保健科保健専攻を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 中学校教諭二級普通免許（保健）、養護教諭二級普通免許 保健科歯科衛生専攻を歯科衛生士学校養成所指定規則第 3 条第 1 項の規定に基づき歯科衛生士学校として指定
平成 2 年	3 月	食物栄養科、幼児教育科及び保健科保健専攻を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の正規の課程として認定 食物栄養科：中学校教諭二種免許状（家庭） 幼児教育科：幼稚園教諭二種免許状 保健科保健専攻：中学校教諭二種免許状（保健）、養護教諭二種免許状

高知学園短期大学

平成 7 年 4 月	高知幼稚園を高知学園短期大学附属高知幼稚園と改称
平成 12 年 2 月	幼児教育科及び保健科保健専攻を教育職員の免許授与の所要資格を得させるための大学の正規の課程として認定 幼児教育科：幼稚園教諭二種免許状 保健科保健専攻保健コース：中学校教諭二種免許状（保健） 同専攻 養護コース：養護教諭二種免許状
平成 13 年 3 月	専攻科幼児教育専攻廃止 専攻科応用生命科学専攻設置
平成 17 年 4 月	食物栄養科を生活科学学科に、幼児教育科を幼児保育学科に科名変更
平成 18 年 3 月 4 月	第三者評価「適格」認定 保健科保健専攻廃止 医療衛生学科設置 医療衛生学科医療検査専攻、歯科衛生専攻を臨床検査技師等に関する法律第 15 条第 1 項、歯科衛生士法第 12 条第 1 号に定める学校として指定
平成 19 年 10 月 12 月	看護学科を保健師助産師看護師法第 21 条第 1 項に定める学校として指定 看護学科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 養護教諭二種免許状
平成 20 年 3 月 4 月	衛生技術科及び保健科歯科衛生専攻廃止 看護学科設置
平成 22 年 8 月	専攻科地域看護学専攻を保健師助産師看護師法第 19 条第 1 号に定める学校として指定
平成 23 年 2 月 4 月	専攻科地域看護学専攻を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 養護教諭一種免許状 専攻科地域看護学専攻設置
平成 25 年 3 月	第三者評価「適格」認定
平成 26 年 11 月	高知学園短期大学附属認可外保育所設置
令和 2 年 3 月 4 月	認証評価「適格」認定 医療衛生学科歯科衛生専攻を歯科衛生学科に科名変更
令和 4 年 3 月	生活科学学科廃止
令和 5 年 3 月	医療衛生学科医療検査専攻廃止 専攻科応用生命科学専攻廃止

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数

高知学園短期大学

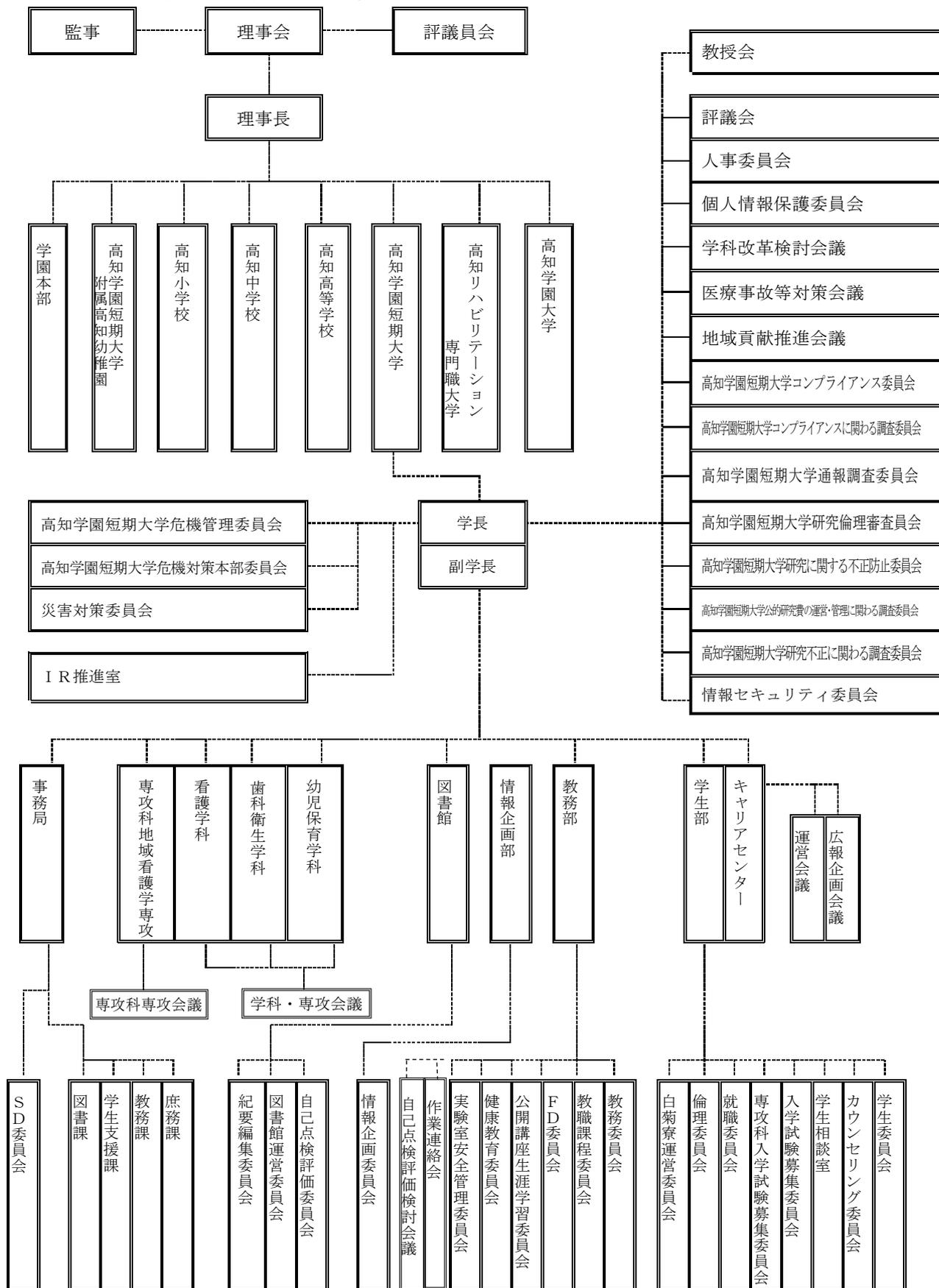
- 令和 6（2024）年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
高知学園短期大学	高知市旭天神町292-26	200 (20)	480 (20)	425 (22)
高知学園大学	高知市旭天神町292-26	130	520	343
高知リハビリテーション 専門職大学	土佐市高岡町乙1139-3	150	600	405
高知高等学校	高知市北端町100	420	1,260	619
高知中学校	高知市北端町100	330	990	345
高知小学校	高知市北端町100	80	480	342
高知学園短期大学附属 高知幼稚園	高知市北端町100	30	120	74

高知学園短期大学

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和6(2024)年5月1日現在



高知学園短期大学

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

高知学園短期大学は高知市に立地している。高知市における令和6年3月1日の推計人口は316,543人である。第3期評価受審の令和元年5月1日における推計人口が331,790人であることから、高知市の人口は減少傾向にある。本学は、JR高知駅から西方約3キロの旭天神町に所在する。高知市は国から中核市に指定されている高知県中部の中心都市であり、県内最大の商業地を持つと同時に県内の人口の40%を占めるプライメイトシティ（一極集中型都市）でもある。旭天神町を含む旭地区は、JR旭駅前を中心に新旧の住宅地が広がり、その一部では開発が進んでいる。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	令和元 (2019) 年度		令和2 (2020) 年度		令和3 (2021) 年度		令和4 (2022) 年度		令和5 (2023) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)								
高知県	251	96.6	184	98.9	184	98.9	155	98.1	150	96.2
愛媛県	0	0	2	0.7	0	0	1	0.6	2	1.3
香川県	0	0	0	0	0	0	1	0.6	0	0
徳島県	1	0.3	2	0.7	0	0	0	0	0	0
中国地方	0	0	3	1.0	0	0	0	0	1	0.6
九州地方	0	0	1	0.3	0	0	0	0	2	1.3
近畿地方	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
その他	3	1.0	2	0.7	2	1.1	1	0.6	0	0

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和5（2023）年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

高知県は、著しい少子高齢化の状況を受けて、日本一の健康長寿県構想に取り組んでいる。そのため、食・教育・医療各分野の果たす役割は大きい。老後を健康に過ごすためには食と医療の専門的職業人に寄せられるニーズが高い。また、核家族化や地域及び家庭の教育力の

高知学園短期大学

低下が問題視される中で、幼児期の教育・保育は人間形成の基盤となるものである。その重要性は高く、保育の責任も非常に大きい。新型コロナウイルス感染予防対策に当たっても、現在養成している歯科衛生士、看護師、保健師等に加え、かつて本学で養成してきた栄養士や臨床検査技師による医療体制や衛生管理への貢献、そして親が安心して働くことのできる環境を構築する保育者の役割は社会・経済を支える上で不可欠である。このように、高知県内の各専門分野では本学卒業生が職責を果たしており、これらに関する専門的職業人の養成については地域からのニーズも高い。さらに、令和6年5月1日現在、高知県には国立大学1校と公立大学2校があるものの、私立大学は本法人が設置する高知学園大学と高知リハビリテーション専門職大学に加え、リハビリテーションを専門とする大学が令和6年4月に開学したばかりである。そのため、地域で多様な分野の高等教育を受ける機関として短期大学に対するニーズも高い。

■ 地域社会の産業の状況

高知県の産業は、第一次産業が盛んな一方で第二次産業の集積度が低い点の特徴であり、大規模な工業地帯等はない。郊外には大手ショッピングセンターやコンビニエンスストアが立地し、中心市街地においても公立博物館や公立図書館、複合施設等が整備され、中心街を軸に新たな街づくりが進められている。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

高知学園短期大学

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
シラバスには科目の到達目標を明示しているが、卒業認定・学位授与の方針との関連性についても明確に記載することが望まれる。
(b) 対策
令和4年度より、シラバスに「卒業認定・学位授与の方針との対応」の項目を追加して、その関与を記すようにしている。
(c) 成果
各科目で卒業認定・学位授与の方針に基づく授業内容の具体化と工夫が進んでいる。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし。
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
なし。
(b) 改善後の状況等

高知学園短期大学

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項
なし。
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況（令和 5（2023）年度）

高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて、責任体制やルール、職務権限の明確化を図り、適正な運営及び管理を確保している。具体的には、公的研究費等の使用に関する不正防止計画を定め、この計画に則って対応することとしている。教職員には高知学園短期大学研究倫理ガイドブックを配付して周知を図っている。また、例年学内で開催する研究倫理研修会では、研究費の不正使用防止に触れながら実施している。さらに、科学研究費助成事業（科学研究費補助金）説明会では、制度概要等を中心に説明を行い、公的研究費の重要性や本学の管理方針を教職員へ周知している。なお、令和 5 年度は研究推進プロジェクトチームを組織し、「研究のススメ」を通して研究倫理の基本的事項の理解を深めるよう年 4 回の広報を行うとともに、「高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブック」の活用や e-learning による研究倫理教育を履修するよう指示した。交付された公的研究費については、毎年度 1 回内部監査を実施し、適正な執行を確認している。なお、関係する規程等のうち、主なものは以下の通りである。

- ・高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン
- ・高知学園短期大学科学研究費補助金事務取扱要領
- ・高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程
- ・高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程
- ・高知学園短期大学研究倫理に関するガイドライン
- ・高知学園短期大学研究倫理指針
- ・高知学園短期大学研究活動における不正防止計画
- ・高知学園短期大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程
- ・高知学園短期大学研究不正に関わる調査委員会規程
- ・高知学園短期大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針
- ・高知学園短期大学研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範
- ・高知学園短期大学公的研究費の運営・管理に関わる調査委員会規程

高知学園短期大学

- ・高知学園短期大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

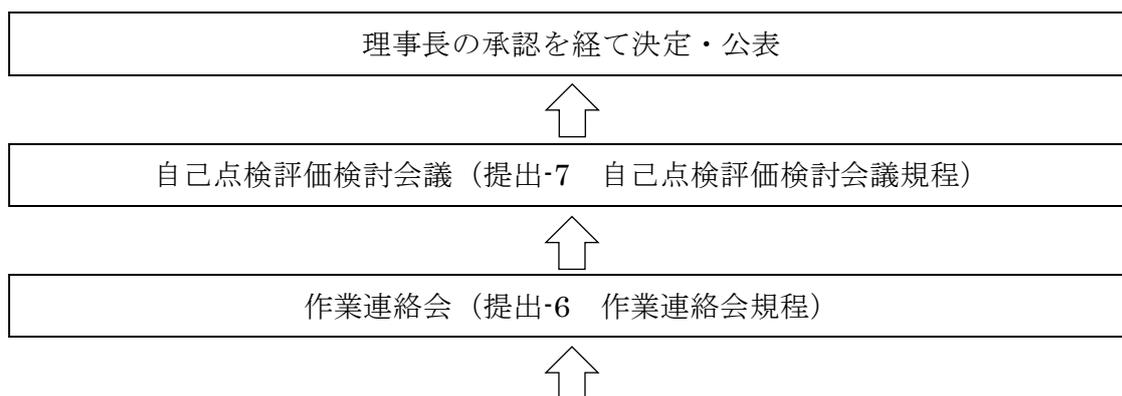
高知学園短期大学は、自己点検・評価委員会を平成7年に設置して以降、現在は自己点検評価委員会として定期的に自己点検・評価報告書（案）を作成している。構成員は、教務部長を委員長とし、各学科及び専攻科専攻教員とその他学長が指名する者をもって構成している。令和6年5月1日現在の委員会は、自己点検評価委員会規程に基づき、次の9名から構成されており、その事務は図書課が行っている。

委員長	図書館長
委員	幼児保育学科教員
	歯科衛生学科教員
	看護学科教員
	専攻科地域看護学専攻教員
	庶務課長
	学生支援課長
	教務課長
	図書課長

自己点検評価委員会で作成された自己点検・評価報告書（案）について、その後は作業連絡会で全学的な視点に基づき検討する。さらに、自己点検評価検討会議の審議を経て本学の自己点検・評価報告書をまとめる。なお、自己点検・評価報告書の最終決定と公表に当たっては、理事長の承認を必要としている。

本学では、まず各学科・各部署で自己点検・評価活動を行い、その概要について自己点検評価委員会で報告書案を作成している。さらに、その案を作業連絡会で編集した後、最終的には評議会構成員と自己点検評価委員会事務局委員からなる自己点検評価検討会議で自己点検・評価報告書を作成している。活動は自己点検評価委員会規程、作業連絡会規程、自己点検評価検討会議規程に基づいて実施している。

- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



自己点検評価委員会（提出-5 自己点検評価委員会規程）



各学科及び専攻科専攻での自己点検評価（提出-4 学則第2条）

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学における自己点検・評価の体制は、四つの段階を経て活動することとなっている。まず各学科及び専攻科各専攻、事務局各課等、各部署において全教職員が主体的に自己点検・評価を行っている。次に自己点検評価委員会規程に基づいて、各部署で検討された内容を自己点検評価委員会で審議・検討している。さらに、作業連絡会規程に基づいて自己点検・評価報告書（案）を作業連絡会で検討・編集し、編集後の報告書（案）を自己点検評価検討会議規程に基づいて自己点検評価検討会議で学長に回答し、報告書をまとめている。最終的には、理事長の承認を経て自己点検・評価報告書を決定し、公表している。

自己点検・評価報告書はウェブサイトで公表し、学内外に公開している。同時に、課題や計画等を活用して、本学及び各学科、事務局における事業計画を策定している。また、自己点検・評価活動が日常の活動として位置付けられるよう、自己点検評価委員会では「自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート」を作成し、各部署で日常の活動をシートへ記入することによって、常に確認と点検を行うことを推奨して進めている。さらに、全国における自己点検・評価活動の動向についても、評議会や自己点検評価委員会等で報告するとともに、前年度からの本学における取り組み状況も確認してPDCAサイクルを展開している。このように、本学では自己点検・評価の成果を全学で把握しながら日常の教育・研究の改善に活用することとなっており、組織的に機能している。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った令和5（2023）年度を中心に）

- | | | |
|------|--------|--------------------------------------------------------|
| 令和5年 | 4月 18日 | 令和5年度第1回自己点検評価委員会＝令和5年度根拠資料の確認及び自己点検・評価報告書案作成について |
| | 5月 18日 | 第2回自己点検評価委員会（メール会議）＝令和5年度根拠資料の最終確認・確定 |
| | 8月 9日 | 第3回自己点検評価委員会＝令和5年度報告書案の確認 |
| | 23日 | 令和6年度短期大学認証評価ALO対象説明会（オンライン）＝自己点検評価委員会委員長出席（ALOの代理として） |
| | 9月 1日 | 第4回自己点検評価委員会＝令和5年度報告書案の確認、令和6年度自己点検・評価活動に向けての課題 |
| | 25日 | 第5回自己点検評価委員会＝令和5年度報告書案の確認 |
| | 26日 | 令和5年度第1回作業連絡会＝スケジュールの計画 |
| | 28日 | 第2回作業連絡会＝報告書案の検討 |
| | 29日 | 第3回作業連絡会＝報告書案の検討 |
| 10月 | 3日 | 第6回自己点検評価委員会（メール会議）＝令和5年度報告書案の確認 |
| | 5日 | 第4回作業連絡会＝報告書案の検討 |
| | 10日 | 令和5年度第1回自己点検評価検討会議＝報告書案の検討 |
| | 18日 | 第2回自己点検評価検討会議＝報告書の決定 |

高知学園短期大学

- 27日：理事長の承認
- 令和6年 1月 30日：第7回自己点検評価委員会＝令和6年度根拠資料の確認
- 2月 6日：第16回評議会＝短期大学認証評価における課題に関する動向の報告
- 3月 28日：第8回自己点検評価委員会（メール会議）＝令和6年度根拠資料の決定
- 4月 5日：令和6年度第1回自己点検評価委員会＝令和5年度のふり返し、令和6年度自己点検・評価報告書案作成について
- 7月 30日：第2回自己点検評価委員会＝令和6年度報告書案の確認
- 8月 13日：第3回自己点検評価委員会（メール会議）＝令和6年度報告書案の確認
- 21日：第4回自己点検評価委員会（メール会議）＝令和6年度報告書案の確認
- 26日：第5回自己点検評価委員会（メール会議）＝令和6年度報告書案の確認
- 第4評価期間短期大学認証評価に関するALO対象説明会（オンライン）＝ALO（学生部長）、事務局長出席
- 9月 24日：第6回自己点検評価委員会（メール会議）＝令和6年度報告書案の確認
- 10月 11日：第1回作業連絡会＝報告書案の検討
- 11月 5日：第7回自己点検評価委員会＝令和6年度報告書案の確認、令和7年度に向けた活動の検討
- 12月 12日：第2回作業連絡会＝報告書案の検討
- 令和7年 1月 7日：令和6年度第1回自己点検評価検討会議＝報告書案の検討、決定
- 21日：理事長の承認

メール会議の日付は決議した日を示す。

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

＜根拠資料＞

提出資料 1 学生生活と履修の手引き、2 大学案内 2024、3 ウェブサイト「高知学園大学・高知学園短期大学の歴史」、4 学則

提出資料 - 規程集 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程、31 公開講座生涯学習委員会規程、115「看護学科会議」と「専攻科地域看護専攻会議」との合同会議に関する内規

備付資料 1 高知学園短期大学開学 50 周年記念誌、2 式典等の次第 ①入学式次第、②卒業式次第、③幼児保育学科・出発式次第、④歯科衛生学科・継承式次第、⑤看護学科・戴灯式次第、3 協定に関する資料、①災害時の歯科医療救護に関する協定書、②歯科保健医療対策に関する協定書、③協定書（一般社団法人高知県歯科医師会と学校法人高知学園による歯科医学に関する基礎専門的知識の修学）、④北京大学口腔医学院と高知学園短期大学との間における学術交流に関する協定書、⑤高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定書、⑥「教師教育コンソーシアム高知」に関する協定書、⑦高知学園短期大学図書館と高知県立図書館の相互協力に関する協定書、⑧産学連携包括推進協定書、⑩高知学園大学・高知学園短期大学と一般社団法人高知県臨床検査技師会との包括連携に関する協定書、4 本学が開催した行事に関する資料 ①近隣清掃参加者、②リフレッシュフェア、5 本学が参加した学外行事に関する資料 ①リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知 2023 参加者、②令和 5(2023)年度高知県在宅歯科医療推進事業、③令和 5(2023)年度歯科衛生士復職支援研修会、④歯科口腔健康指導、⑦リフレッシュフェア in 大月、6 看護学科キャリア形成教育のための活動報告書 ③ボランティア活動、100 各学科会議議事録

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

高知学園短期大学の建学の精神は、高知学園における教育の象徴である「世界の鐘」の精神が謳うところにある。世界の鐘は、昭和32年3月、教育の象徴として世界の「平和と友愛」

高知学園短期大学

の願いを込めて制作された。世界25ヵ国85校のハイスクールから寄贈されたその国の銅貨が周囲を取り巻いていた。現在の「世界の鐘」は平成17年11月に世界40ヵ国から贈られた銅貨をもって鑄造された二代目の鐘である。鐘には「この鐘の音のとどろくところ、永遠の真理と希望にかがやき、世界の平和と友愛にみつ」と刻まれ(以下、「平和と友愛」と表記)、この銘が本学の建学の精神である(提出-1、p.3)。この平和と友愛の精神に基づいて本学の教育目的を学則(提出-4)第1条で定めるとともに、同条第2項に基づき、本学の教育理念・理想として平和と友愛を柱とした教育基本方針を高知学園短期大学の教育目的に関する規程(提出-規程集2)第2条で定めている。

世界の平和と友愛は、教育基本法で定める「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献を願う精神である。その過程では「公共の精神」を尊ぶことが不可欠となる。また、その貢献を果たすためには、私立学校法第1条に定める「公共性を高める」ことの実現が前提となる。それゆえ、本学の建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有するものである。

世界の鐘は、学校法人高知学園の教職員、幼稚園児や小中高生、学生に対して建学の精神が自覚されるよう、1日に朝夕の2回鳴らされ、澄んだ音色を響かせている。また、高知学園における入学式や卒業式等の行事においても鳴らされ、全員が黙想して建学の精神を自覚し共有するよう取り組んでいる。それゆえ、本学にとって世界の鐘は建学の精神を象徴するシンボルとしても位置付けられている。特に本学の入学式(備付-2①)や卒業式(備付-2②)では、配付される式次第に世界の鐘の紹介文を記載し、式の中で建学の精神となる由縁や込められた願い、教育目的に至る本学の使命を開式前に説明することも通して学内外に表明している。また、保護者に対しては大学と保護者の懇談会を毎年開催し、建学の精神を説明することとしている。さらに、大学案内(提出-2、p.5~6)やウェブサイト(提出-3「高知学園大学・高知学園短期大学の歴史」)等も通じて学内外に表明している。特にオープンキャンパスでは、本学志望者とその保護者に対して本学が果たすべき「世界の平和と友愛」の精神を説明して理解を求めると、教育目的の達成に向けて取り組んでいる。

在学生に対しては、学生生活と履修の手引き(提出-1)で建学の精神を明示し、オリエンテーション時には建学の精神に基づいた学習成果と教育課程を示しながら、理解を深めるよう取り組んでいる。授業においても、看護学科では「平和と友愛論」を必修科目として開講し、1年次に受講して理解を深めている。その他の学科においても、授業や課外活動等、日常の学生生活を通して「世界の平和と友愛の精神を柱とする専門職者」を目指す自覚と誇りを求めるよう表明している。このように、本学は学校教育法施行規則第172条2に定めた「大学の教育研究上の目的」に関する情報を表明し、広く周知を図っている。

学内では、建学の精神を示したパネルを学内の複数の場所で掲示している。また、図書館では本学創立に関わった川島源司・元学園長に関する書籍を展示し、その中で建学の精神につながる理念を紹介している。これらの環境のもと、教職員は教授会や評議会、各種委員会、さらには授業で建学の精神に基づいた教育活動であることを常に点検している。学修の節目として開催する幼児保育学科の出発式(備付-2③)、歯科衛生学科の継承式(備付-2④)、看護学科の戴灯式(備付-2⑤)においても「世界の鐘」の音を聞きながら黙想し、学外実習や社会へ向う学生も建学の精神を自覚し共有することとしている。これらの取り組みも通じて、教職員及び学生は「世界の平和と友愛」の願いを込めながら本学の教育・社会活動に

高知学園短期大学

取り組み、それらの成果を建学の精神から考察している。このように、教育研究活動も含め、日々の取り組みと建学の精神との関連を確認している。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

高知学園短期大学では、本学の特徴を生かした地域社会への貢献のため、公開講座や生涯学習を定期的実施している。その内容は、公開講座生涯学習委員会規程（提出・規程集 31）に基づき実施している。本学の公開講座は高知学園大学と連携して全学共通テーマを掲げ、そのテーマに関連する講座を各学科で企画し、生涯学習は各学科の専門領域において必要な内容を検討し企画している。新型コロナウイルス感染症の影響で見送られてきた公開講座は、令和 5 年度は「人生 100 年時代を楽しむための健康づくり」をテーマに、高知学園大学と合同で 5 講座を企画した（備付-96）。また、生涯学習についても 3 講座を企画した（備付-96）。本学における正課授業の開放に関しては高知学園短期大学科目等履修生規程（提出・規程集 56）や高知学園短期大学卒業後研修生規程（提出・規程集 57）に基づき、必要に応じて開放している。

本学及び各学科では、それぞれの専門性や教育に関連する地域社会の行政、教育機関及び職能団体等と交流活動を行っている。歯科衛生学科を中心に締結した一般社団法人高知県歯科医師会との「災害時の歯科医療救護に関する協定」（備付-3①）では、災害時の歯科医療救護を支援することとしている。また、一般社団法人高知県歯科医師会、国立大学法人高知大学、国立大学法人徳島大学、高知県と締結した「歯科保健医療対策に関する協定」（備付-3②）においては、歯科保健医療対策における連携の強化など、相互に交流しながら地域貢献に寄与するよう努めている。教育研究の連携では、一般社団法人高知県歯科医師会と学校法人高知学園は、歯科医学に関する専門的基礎知識の教授と臨地実習環境の提供により、歯科衛生学科学生がよりよく修学できるための協定を締結している（備付-3③）。また、国際的交流・連携については「北京大学口腔医学院と高知学園短期大学との間における学術交流に関する協定」を締結し（備付-3④）、研修生の受入れや本学教員の派遣等、教育及び学術交流の拡大に取り組んでいる。

医療、健康、福祉、栄養分野においても、知的・人的資源の交流連携を推進するため「高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定」を締結している（備付-3⑤）。また、YAMAKIN 株式会社と地域における健康づくりを支援する活動を行うため、「産学連携包括推進協定」を締結している（備付-3⑥）。さらに、一般社団法人高知県臨床検査技師会と本学は、お互いに有する資源や研究成果を効

高知学園短期大学

果的に活用し、多様な視点から良質な医療人の育成と地域貢献に貢献する医療人の確保を目的とした「高知学園大学・高知学園短期大学と一般社団法人高知県臨床検査技師会との包括連携に関する協定」を締結している（備付-3⑩）

教職課程を有する高知大学、高知県立大学、高知工科大学、放送大学の各大学、及び高知県教育委員会と『「教師教育コンソーシアム高知」に関する協定』を締結し（備付-3⑥）、教員養成の充実に努めている。本学図書館も地域の利用者へのサービス向上に努めるため「高知学園短期大学図書館と高知県立図書館の相互協力に関する協定」を締結している（備付-3⑦）。これらの地域貢献に関する活動は、教職員や関わる学生にとって地域とのつながりを感じ、専門職としての意義を見出す活動となっている。

さらに、各学科の特性を活かした食・教育・医療の分野でのボランティア活動を通じて、本学の教職員及び学生は地域に貢献すると同時に、教育へ還元している。これまでも多くの保育・教育機関や社会福祉施設等地域へ出向き、本学にて健康教育に関する活動を展開するなど、地域貢献に勤めている。例えば、高知県西部地域では、地域住民を対象にフレイル予防に向けた講演や体操を行うなど、リフレッシュフェアを実施した（備付-4②、備付-5⑦）。また、本学教職員と学生は公益財団法人日本対がん協会が主催するリレー・フォー・ライフ・ジャパン高知へ参加し、がん患者、家族、支援者とともにがん撲滅運動へ寄与するとともに、生命の尊さを感じ、自身の目指す職業への意識を高める活動となっている（備付-5①）。さらに、毎月1回休日の朝を利用して、本学周辺の住宅街を教職員と学生が清掃する活動を行っている（備付-4①）。ボランティア活動については、活動記録を残し自身の振り返りを通して専門職として必要な汎用的能力の評価に取り組んでいる（備付-6③）。

本学の教職員と学生は、地域・社会と連携しながら専門性を活かした地域貢献を果たすとともに、これらの活動を通して「平和と友愛」への意識を高めている。

幼児保育学科

幼児保育学科では、地域・社会の乳幼児保育・教育の発展に貢献することを目的として、公開講座・生涯学習に取り組んでいる（提出-規程集 31）。令和5年度の公開講座は、障害者・健常者が共に楽しめるユニバーサル・スポーツ「モルック」を企画したが、コロナ禍による中断の影響もあり参加者は集まらなかった。また、生涯学習講座の開講も見送られた。なお、本学科では「保育士資格取得者を対象とした幼稚園教諭普通免許状に係る所要資格の特例」に対応して、希望者が科目等履修生として受講できるカリキュラムを整備している。

幼児保育学科の教員は、幼児保育や社会福祉に関連する団体や各自治体が主催する研修会・研究会・園内研修等の指導及び助言等を行う講師を務め、また、高知県内外自治体の専門会議等の委員、各種団体の役職を担い、地域・社会の保育・教育の発展に貢献している。

教員と学生は、ボランティア活動を通して、地域・社会に貢献している。学生サークル保育研究会は、オーテピア高知図書館で「おはなしかい」を、高知市の地域子育て支援センターぽけっとランドで「おたのしみかい」を開催し、乳幼児や保護者を対象に手遊び・人形劇・絵本の読み聞かせ等の自主的活動を実施した。その他、令和5年度には、高知新聞社主催「クリスマス子ども大会」、日本対がん協会主催「リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知2023」、「近隣清掃活動」等の活動に参加した（備付-4①；備付-5①；備付-100「幼児保育学科」）。

歯科衛生学科

高知学園短期大学

歯科衛生学科では、生涯学習事業として、歯科衛生士の資格を有している方に「PMTC」、地域に向けた公開講座として「健口チャレンジ！口から元気!!」を計画していたが、受講者はいなかった。また、令和5年度も高知県の委託を受け「高知県在宅歯科医療連携推進事業」を実施した。研修会の対象者は、主に歯科衛生士等の歯科医療従事者で、内容は訪問歯科医療に関する研修及び口腔ケアの実技研修であり、専門知識及び専門技術の習得による資質向上を図ることを目的としている。令和5年度はテーマを「在宅歯科連携及び地域包括ケアシステムの在り方」で研修会を4回開催し、参加者は235名であった（備付-5②）。リカレント教育「復職支援」は休職している歯科衛生士の復職を支援する目的で高知県歯科医師会と共催で、歯科医師には臨床現場で多い内容であるバキューム操作や歯科エックス線撮影等、本学科は印象採得・スケーリング等の内容で実施した。令和5年度は6名の参加があった（備付-5③）。

地域・社会の地方公共団体等の連携では高知市と連携し、「食育と歯肉炎」を目的に小学校及び中学校に教員と学生が歯科口腔健康指導に取り組んでいる。令和5年度は、小学校23校（1,317名）、中学校4校440名、特別支援学校1校（19名）であった。また、幼稚園、保育所では15園323名に歯みがき指導を実施した（備付-5④）。その他、毎年教員が積極的に実施している子育て支援や高齢者への口腔のケア等の講演も2回行った。

令和5年度は第3回「災害時の歯科医療救護に関する協定書」の一貫として高知県歯科医師会から講師を招き、本学科3年生を対象に「災害時における円滑な取組みと実施」として、災害が発生したときの歯科医療救護員としての役割について講演会を実施した（備付-3①）。

本学科の3年生による模擬実習（高齢者）の第2回「リフレッシュフェア」を学内で開催し「口腔機能向上ゲームやお口の体操」などを教員（16名）と学生1・2年生（44名）を対象に3年生（32名）が立案し、口腔の機能向上に努めた（備付-4②）。

また、令和5年度は、学内のリフレッシュフェアをさらに拡大し、大月町役場と連携し「リフレッシュフェア in 大月」参加者27名を対象に実施した（備付-5⑦）。

その他、地域の清掃活動を通して学生は今後の災害に備え、危険個所の確認や地域の方々とのコミュニケーションを図っている（備付-4①）。また、リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知2023ルミナリエセレモニーでは、がん患者、家族、支援者と共にごん撲滅運動に教員2名が参加した（備付-5①）。

看護学科

看護学科では、例年、専攻科地域看護学専攻と共同し、地域・社会の人々の健康の保持増進に貢献するため公開講座を実施している。令和5年度は「人生100年時代を楽しむための健康づくり」のテーマのもと、「手を使って脳を活性化しましょう」の講座名で高齢者を対象とした取り組みを行った。教員が、運動と認知症予防の関係などについて講義をした後、実際に手を使った運動をゲーム形式で行いながら心や身体への影響を体験してもらい、好評を得た。また、生涯学習については、「コロナ禍に基礎看護教育課程を学んだ卒業生のリアリティショックを軽減する」目的で、卒業生同士の交流の機会を設け、シミュレーショントレーニングを実施しようと計画を立てたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、院外研修制限といった感染予防対策が継続されている医療機関もあり、参加希望がなく実施には至らなかった。

高知学園短期大学

看護学科の教員は、日本看護協会をはじめ、それぞれの専門性に特化した学会の運営委員や、各種団体の役員等の他、研修会や学会の講師を務め、医療・看護・福祉分野において看護の発展に貢献している。

また、建学の精神に基づき、看護の対象となる人々や社会のために貢献できる人材となることを目指し、学生には積極的にボランティアを勧めている（備付-4①・5①・6③）。令和5年度も、新型コロナウイルス感染症感染拡大によりボランティアの募集は少ない状況であった。その中で実施することができたボランティアの一つが大学近隣の清掃活動であり、多くの学生が希望し合計65名の学生と17名の教員が参加した。10月に行われたリレー・フォー・ライフ・ジャパン高知2023には、教員5名と実行委員の学生10名がウォーキングに参加し、がんと闘うサバイバーとしての患者家族にエールを送ることができた。11月には、総合看護実習（老年看護領域）において教員1名と学生14名が、地域の小学生や高齢者とともに「ハロウィン旭 ゴミ拾いとクイズラリー」に参加した。これらの体験はポートフォリオ（備付-6③）に残すよう指導し、就職活動の際の活用や自己肯定感の向上につながるよう配慮している。そしてそれぞれの活動については、「看護学科会議」と「専攻科地域看護学専攻会議」との合同会議に関する内規（提出・規程集 115）に基づく看護学科と専攻科地域看護学専攻の合同会議（以下、「学科・専攻科会議」と表記）にて教員同士が共有した（備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」）。

専攻科地域看護学専攻＜参考＞

専攻科地域看護学専攻では、例年、看護学科と合同で地域に向けた公開講座及び生涯学習について事業を企画し、実施している。令和5年度は、テーマを「人生100年時代を楽しむための健康づくり」として公開講座を開催し、看護学科教員2名・地域看護学専攻教員1名が「手を使って脳を活性化しましょう」の講座名で、講義・介護予防の自己チェック指導・認知症予防の指先体操の指導を、福井公民館において実施し、地域住民16名の参加があった。また、生涯学習については、「コロナ禍に基礎看護教育課程を学んだ卒業生のリアリテイショックを軽減する」目的で、卒業生同士の交流の機会を設け、シミュレーショントレーニングを実施しようと計画を立てたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、院外研修制限といった感染予防対策が継続されている医療機関もあり、参加希望がなく実施には至らなかった。

また、人や社会に貢献できる人材となるべく、教員及び学生はボランティア活動を行っている。リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知2023においては、学生がルミナリエバッグにがん患者や家族へのメッセージを描き、がん撲滅に対する支援を行った（備付-5①）。看護学科第15期生の戴灯式には、式典ボランティアとして22名が参加し、うち、代表1名が「激励のことば」を述べた。式典では、看護専門職を目指すもの同士として共に努力し、成長していこうという言葉を送るとともに、22名で激励花を戴灯生に手渡し、本学看護学科・専攻科地域看護学専攻の伝統を引き継ぎ、地域貢献をする看護専門職としての志を継承した（備付-2⑤）。本学周辺の地域清掃活動では学生3名と教員1名がボランティアで参加した（備付-4①）。これらの活動や行事については、「看護学科会議」と「専攻科地域看護学専攻会議」との合同会議に関する内規（提出・規程集 115）に基づく看護学科と専攻科地域看護学専攻の合同会議（以下、「学科・専攻科会議」と表記）にて教員同士が共有した（備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」）。このように教員と学生は地域にねぎした活動を行

高知学園短期大学

い、さらに看護の質の向上に向けた活動に積極的に参加して、地域や社会に貢献している。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

私学である本学にとって、建学の精神は本学の存在意義を示すものである。したがって、教育や研究、行事等で展開される活動の目的とどのように関連するのかを明白にすることが求められる。その実現のためには、入学前のオリエンテーションから卒業に至る過程で、教職員自らが建学の精神と学習成果獲得との関連をその都度考察して意味づけを行い、学生に伝えながら発展させていかなければならない。

地域・社会への貢献については、ボランティア活動に関する活動後の評価が一部の学科で行われてはいるが全学的な取り組みになっておらず、活動後の学習成果の査定のシステム作りについては今後の課題である。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準 I -B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料 1 学生生活と履修の手引き、2 履修要項（専攻科地域看護学専攻）、3 大学案内 2024 [令和 6 (2024) 年度]、4 ウェブサイト「教育目的」「学習成果」、5 学則、6 学生募集要項 [令和 6 (2024) 年度]、10 シラバス

提出資料 - 規程集 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程

備付資料 7 ポリシー・マップ ②幼児保育学科、③歯科衛生学科、④看護学科、⑤専攻科地域看護学専攻、8 シラバスに関する資料 ①高知学園大学・高知学園短期大学シラバス作成要領、②シラバス確認について、15 アセスメントプラン ③歯科衛生学科、30 卒業生アンケート調査結果 ①幼児保育学科、100 各学科会議議事録

[区分 基準 I -B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか定期的に点検している。

<区分 基準 I -B-1 の現状>

高知学園短期大学は、建学の精神に基づいて教育目的を学則（提出-5）第 1 条に定めている。この教育目的を達成するため、本学では「平和と友愛」の精神を柱とした教育基本

高知学園短期大学

方針を、高知学園短期大学の教育目的に関する規程（提出・規程集 2）第 2 条に定めている。本学の教育目的及び教育基本方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1）やウェブサイト（提出-4「教育目的」）、学生募集要項（提出-6）等で表明している。さらに、教育目的と教育基本方針に基づき、各学科はそれぞれの専門分野で通用する人材の養成に関する教育目的を、高知学園短期大学の教育目的に関する規程第 3 条に定め、学生生活と履修の手引き（提出-1）や履修要項（提出-2）に明記し、オリエンテーション等で学生が認識しやすいように表明している。学外に対しても、大学案内（提出-3）等で表明して広く認識してもらうよう説明している。このように、本学は短期大学設置基準第 2 条に基づいて「教育研究上の目的」を表明している。毎年度、各学科では進路決定状況や学外実習における評価、またボランティア活動等を通じた地域・社会からの意見を参考に、教育目的に基づく人材養成の状況を学科会議、専攻科専攻会議で点検している。そのうえで社会の動向も踏まえ、必要に応じて教育目的等の改正を行うなど、評議会等で定期的に点検している。

幼児保育学科

幼児保育学科では、建学の精神に基づき、教育・保育を通して「世界の平和と友愛」に貢献できる専門的職業人を育成するため、高知学園短期大学の教育目的に関する規程を学生生活と履修の手引き（提出-1、p.3）や大学案内（提出-3、p.1）、ウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）等で学内外に示すとともに、その趣旨をオープンキャンパスや大学説明会、オリエンテーション等で説明している。さらに、進路決定状況や進路先及び学外実習における評価やボランティア活動訪問先からの意見等を基に、地域や社会からの意見を参考にしながら学科会議で教育目的に基づく人材育成の状況と教育課程との整合性を協議していく上で見直しを行い、定期的な点検を行っている（備付-100「幼児保育学科」）。

歯科衛生学科

歯科衛生学科では、建学の精神に基づき、教育目的を高知学園短期大学の教育目的に関する規程第 3 条 (3) に定め、学内外に表明している（提出-1、p.1；提出-3「教育基本方針」）。教育目的である「世界の平和と友愛の精神」に基づいて本学の教育目的を入学時のオリエンテーションで周知し、日常の学生生活から豊かな人間性と医療人としての倫理観と平和と友愛の精神、さらにグローバルな視点を培い講義・実習および臨床・臨地実習を通して専門的知識や技術を習得している。また、生涯にわたり自己研鑽に努めるという職業的使命感を有する人材を目指している。また、「就職フェア」の機会を利用し、社会等の要請に答えているか歯科医師等に意見を聴取し、学科会議を通してその意見も踏まえ教育目的・目標に関する定期的な点検を行っている（備付-100「歯科衛生学科」）。

看護学科

看護学科では、建学の精神に基づき、人々の健康と生活の質の向上に貢献できる看護専門職者を養成するために教育目的（提出・規程集 2）を定め、ウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）等で学内外に公表している。年度初めの学科・専攻科会議では看護学科全教員が事業計画とともに教育目的を確認し、各自が授業や実習に反映するよう定期的な点検を行っている。令和 5 年度は、令和 3 年度に新たに定めた教育目的・目標が、新カリキュラムの運用と整合性があるか等の情報収集を行い、特に学生の倫理道徳観を育てていくことの重要性や 1 年次からの地域・在宅看護論の位置づけについて今後検討していくことを確認した

高知学園短期大学

(備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」)。

専攻科地域看護学専攻<参考>

専攻科地域看護学専攻では、建学の精神に基づき、公衆衛生看護学の知識体系を基盤に地域社会全体の健康レベルと生活の質の向上に貢献でき、さらに研究活動や看護実践を通して看護学の発展に寄与できる看護専門職者を養成することを目的として定めている(提出-規程集 2)。令和5年度は、看護学科と専攻科地域看護学専攻の教員で構成されるカリキュラム検討ワーキンググループを設置し、地域・在宅看護論の展開や学びの連続性について、看護学科と合同で検討を行うための体制づくりを行った。令和5年度は保健師教育課程のカリキュラム改正に基づく、教育目的・目標が適用されて2年目となり、その教育目的・目標はウェブサイト(提出-4「教育目的」)等で学内外に表明している。また、学生に対してはオリエンテーションで履修要項(提出-2、p.1)に明記してある教育目的について、保健師教育課程のカリキュラム改正の意図をふまえて明確に説明をしている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

高知学園短期大学では、建学の精神である「平和と友愛」を実現する人材を育成するための学習成果を示している。具体的な専門性については各学科で教育目的に基づいて掲げ、各専門的職業人に必要な実践的な専門的能力及び人間性等に関する汎用的能力の獲得を学習成果として示している。全学及び各学科の学習成果は、学生生活と履修の手引き(提出-1)や履修要項(提出-2)にて学生が認識できるよう表明している。また、学外に対してもウェブサイト(提出-4、「学習成果」)や学生募集要項(提出-6)にて表明している。

学習成果については、全学的な内容を評議会で点検し、その方針に基づいて学科会議で点検している。改正する際は評議会で審議して学習成果を示し、ファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会(以下、「FD委員会」と表記)を中心に理解を深めている。このように、学校教育法第108条に基づき、専門的能力と汎用的能力の両面から学習成果を定期的に点検している。

幼児保育学科

幼児保育学科では、建学の精神と本学科の教育目的に基づき、子どもの健やかな成長を育むことで、世界の平和と友愛に貢献できる社会人となるための能力を学習成果として大学案内(提出-3、p.42)で示している。学習成果では、教育目的に定めた「子どもたちの集団生活を育む教育・保育に必要な知識と技術」を具現化した能力として「問題を発見し、理論的な洞察力で解決することができる」こと(以下、「問題解決」と表記)や、「子どもの心身

高知学園短期大学

の発達を支援すること（以下、「発達支援」と表記）、「愛情に満ちた豊かな人間性を獲得」として「健やかな成長に適した環境を構成する」こと（以下、「環境構成」と表記）、さらに「新たな幼児保育理論を備えた実践力」として「最新の教育・保育理論を備えた保育の指導計画を立案し実践する能力を獲得することで、保育に関する指導を行う」こと（以下、「保育指導」と表記）を示している。以上のように、本学科は教育目的に基づき学習成果を示し、これらの学習成果を学生生活と履修の手引き（提出-1、p.10）、大学案内（提出-3、p.43）及びウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）等で学内外に表明している。またオープンキャンパスや大学説明会、オリエンテーション等においても説明をしている。

さらに、学科会議では学生の学習成果達成状況を共有し、定期的に点検をしている（備付-100「幼児保育学科」）。特に学外実習前には、幼児教育学科・学外実習に関する内規（備付-規程集 114）に基づき、各学生が学外実習の条件を満たす学習成果を獲得していることを確認した上で実習に関する諸手続きを行っている。このように、本学科では、学校教育法第108条に基づき、深く専門（幼児教育・保育）の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成する目的の達成を目指し点検を行っている。

歯科衛生学科

歯科衛生学科は、学習成果を建学の精神及び教育目的に基づき、専門的知識・技能、思考力・判断力を高め、コミュニケーション力等を身に付け、他職種と協働・連携できる人間性、表現力、倫理観を兼ね備えた歯科衛生士の育成を掲げている。このことは、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.38）やウェブサイト等に明記し、入学時及び在学生オリエンテーションで説明し周知徹底を図るように努め、学内外にも表明している。また、シラバスは教員間で内容について調整し改善を図っている。学習成果についてはアセスメントプラン（備付-15③）に基づいて検証している。必要な能力が身についているか査定するために定期試験と授業ごとの小テストや課題・レポート、実技テストなどを定量化し各期の終了後、成績等を学科会議で点検している（備付-100「歯科衛生学科」）。

看護学科

看護学科では、建学の精神に基づいた教育目的を定め、その目的に沿った学習成果として専門的知識と技術を用いて根拠に基づいた看護を展開する能力、適切な援助関係を築き人々の尊厳と権利を尊重した看護を提供する能力、他者との協働関係を築き自己の役割を果たす能力、主体的・継続的に学習の取り組む能力の獲得を挙げている。これらは、令和3年度のカリキュラム改正に伴い、教育目的に基づく人材育成と三つの方針・学習成果とカリキュラムの整合性について検討を重ね、新たな教育目的・三つの方針・学習成果とカリキュラムとして定めたものであり、オープンキャンパスや進学ガイダンス等で大学案内（提出-3）を用いて積極的に説明を行っている。また、学生生活と履修の手引き（提出-1）やウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）等で学内外に公表し、学生にはオリエンテーションの機会を利用し周知している。そして、学習成果の獲得状況やその査定の方法の妥当性については、学生の成績・国家試験合格率・進路状況などから学科・専攻科会議で確認している（備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」）。

専攻科地域看護学専攻＜参考＞

専攻科地域看護学専攻では、建学の精神と教育目的に基づいた学習成果を示している。本専攻では、看護学を基盤に公衆衛生看護を实践する保健師に必要な専門的能力と汎用的能

高知学園短期大学

力の獲得を目指しており、このことは学習成果としてウェブサイト（提出-4「学習成果」）等で学内外に表明している。本専攻は、保健師教育課程のカリキュラム改正及び学校教育法に則り、保健師に必要な専門的能力と汎用的能力の獲得に向け、学科・専攻科会議において、定期的に学習成果の点検を行っている（備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」）。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

高知学園短期大学では、三つの方針及び学習成果を見直す際、学習成果と方針間で整合性を保つようポリシー・マップ（備付-7）を作成し、評議会等で検証している。また、現代社会のニーズや各分野の発展に必要な能力と教育目的、三つの方針等との整合性を確認することで、一体的な方針となるよう点検している。

この取り組みを通して、三つの方針に基づいた学習成果が明確となり、各授業科目で獲得される学習成果を具体的に定めることが可能となっている。シラバス（提出-10）作成時には、当該科目が卒業認定・学位授与の方針のどの部分と関連が深いのか、獲得される学習成果を具体的に記入するよう高知学園大学・高知学園短期大学シラバス作成要領（備付-8①）へ明示し、作成されたシラバス案を教務委員会で確認するとともに必要に応じて修正している（備付-8②）。その結果、三つの方針を踏まえた教育活動に取り組むことが可能となっている。

本学の三つの方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.10～13）に明記し、オリエンテーションや授業で学生が認識しやすいように表明している。学外に対してもウェブサイト（提出-4「教育目的」）等で表明して広く認識してもらうよう説明している。また、入学者受入れの方針は学生募集要項（提出-6、p.26～31）にも記載して表明している。

幼児保育学科

幼児保育学科では、毎年、ポリシー・マップ（備付-7②）に基づいて、学習成果と三つの方針の整合性を学科会議（備付-100「幼児保育学科」）で点検、検討し、一体的な方針に基づいた教育活動を実施している。令和5年度は、社会状況や現代の保育ニーズに照らし合わせ、本学科で育てたい保育者像を見直し、そのために必要な知識や技術、能力を学習成果や各方針に明確に示すことを意識して議論を重ねた。また、この三つの方針を踏まえた教育活動を実践するために、各教員は授業内容と方針の関連を明らかにしたシラバス（提出-10）による教育活動に取り組んでいる。これらの方針に基づく教育活動の効果は、例年、卒後1年目の卒業生を対象としたアンケート調査（備付-30①）と生涯学習講座のグループワークにおけるヒアリング調査の結果を分析し、評価している。しかし、令和5年度は新型コロナ

高知学園短期大学

ウイルス感染防止対策のため、生涯学習講座を中止し、アンケート調査のみ実施した。本学科の三つの方針は、学生生活と履修の手引き（提出-1）や大学案内（提出-3①、p.26）、ウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）に明記し、大学説明会やオープンキャンパス、オリエンテーション等を利用して、学内外に表明している。

歯科衛生学科

歯科衛生学科では、三つの方針と学習成果査定の方針に定めている（提出-1、p.38）。また、学習成果との関連づけ整合性を示すようポリシー・マップで示している（備付-7③）。

学生が卒業までに身に付けるべき資質・能力を示す卒業認定・学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針について、具体的に授業科目の目標、内容、教育方法と各科目間の関係をカリキュラム・マップで示している（提出-1、p.45）。また、シラバスには授業内容、評価基準、評価方法等を記載しており、教員間でも三つの方針の一貫性を踏まえた PDCA サイクルの共有化を図っている。また、三つの方針を踏まえた教育活動は、地域のニーズに対してどのように貢献していくかまた、卒業時の教育の質保証（学修成果）についても学科において議論を重ねて点検・策定している（備付-100「歯科衛生学科」）。この三つの方針等については、学内外にオープンキャンパスや学生募集要項（提出-9、p.28～29）等で公表している。

看護学科

看護学科では、三つの方針及び学習成果と「育てたい学生像」を関連づけ、整合性を保つよう配慮しながら組織的議論を重ねて定めている。また、社会のニーズとの関連性についても、ポリシー・マップ（備付-7④）を確認しながら検討している。令和5年度には改めてこれら三つの方針及び学習成果が、自身の授業や実習に反映されているか振り返りながら、教育活動に取り組んでいる。本学科の三つの方針は、オープンキャンパスや進学ガイダンス、在学生オリエンテーション等で説明し、大学案内（提出-3）やウェブサイト（提出-④「教育基本方針」）等で学内外に公表している。

専攻科地域看護学専攻＜参考＞

専攻科地域看護学専攻では、大学の教育目的及び教育基本方針に基づいて、三つの方針を示し、大学案内（提出-3）やウェブサイト（提出-4「教育目的」）等で学内外に表明している。卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針は、修了までに学生が身につける知識・技能とそれを達成するための教育課程の内容や方法であり、これらは学習成果や教育活動を評価するための基本的な方針となる。入学者受入れの方針は、受け入れる学生に求められる知識や態度を示している。本専攻では、これら三つの方針と学習成果の整合性を保てるよう、ポリシー・マップで定期的に検証を行っている（備付-7⑤）。令和5年度は、保健師教育課程のカリキュラム改正に基づき、令和4年度から新たに適用している教育目的及び学習成果との整合性を検討した三つの方針を踏まえ、学生の個々の力量に応じた教育活動を行っており、学科・専攻科会議において、定期的に三つの方針に基づく教育活動の点検を行っている（備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」）。

＜テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題＞

本学及び各学科の教育目的において、各専門的職業人の養成の中で建学の精神がどのよ

うに意味づけられるのかを理解し、時代に応じて求められる専門的職業人の育成に適切な学習成果の獲得となっているのかを点検していくことが必要である。また、その学習成果の獲得に向け、三つの方針が整合性のあるものとなっているのかを点検、見直しを図っていくことも必要である。

これまでの取り組みを通じて、三つの方針についてはポリシー・マップを活用した一体性の点検が定着している。しかし、点検活動にマンネリ化が生じて気づくべき課題に気づかないことも起こる可能性がある。それを防ぐためには、まず現代社会における本学の使命を再度確認し、それに適した教育目的や学習成果、三つの方針を見直すとともに、建学の精神との整合性を認識し直すことを学科間で連携しながら本学全体として取り組むことが重要である。

幼児保育学科

「世界の平和と友愛」に貢献できる保育者を育成するために、保育を通して地域や社会に貢献する意識、行動を身に着けられる学習内容の見直しに取り組んでいる。しかし現代社会の保育ニーズと照らし合わせて、本学科の養成する保育者像と三つの方針、教育活動を包括的かつ継続的に検証する必要がある。卒業生への調査方法の見直しや実習懇談会等を活用した就職先、保育現場との連携によるニーズ把握に取り組むほか、課題の教員間での共有や実習を含めた学際的な教育や入学から卒業後までの学習内容や達成状況についても引き続き分析、検討を重ねていく必要がある。

歯科衛生学科

本学科では、歯科衛生学教育が理論と実践の両面から探求する学問に加え、歯科医療の進歩に対応できる能力を身に付けるために、具体的に三つの方針の一貫性及び授業改善に努め、社会や時代のニーズに沿った教育内容につなげていくよう、卒業生に向けた実務的な把握と検証することが課題である。常に教員間で共有し、今後も三つの方針を定期的に検証し、改善に努める必要がある。

看護学科

地域包括ケアシステムのもと、看護の対象には、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう個人のニーズに合わせた医療・福祉・看護サービスが必要であり、看護専門職者として、地域での臨床判断能力や専門職連携実践能力・ICTを活用する能力のさらなる強化が求められる。この期待を踏まえて新カリキュラムを構築して2年が経過したが、令和6年度終了時の卒業生にこれらの力が備わっているかを検証して、三つの方針を踏まえた教育活動となっているのか見直しを図る必要がある。

専攻科地域看護学専攻<参考>

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正により、保健師教育では各種データを用いて地域をアセスメントし、健康危機の予防に向けて支援を展開する能力や継続的な支援展開力、ケアシステムの構築のための調整力、地域ニーズに即した社会資源の開発推進のための施策化能力等の強化が求められている。これらの保健師教育課程のカリキュラム改正に基づいて、令和4年度から新たなカリキュラムを構築して保健師教育を行っている。そのため、保健師に求められる社会のニーズを踏まえたうえで、学生が必要な力を身につけていけるよう、今後、現状での課題や取り組み状況を確認しつつ、科目内の検討に留まらず、看護学科及び専攻科のカリキュラム全体をそれぞれの卒業認定・学位授与の方針の達成に

高知学園短期大学

向けた視点で見直していくことが課題である。

<テーマ 基準 I -B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準 I -C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料 1 学生生活と履修の手引き、2 履修要項（専攻科地域看護学専攻）、4 ウェブサイト、5 学則、7 自己点検評価委員会規程、8 作業連絡会規程、9 自己点検評価検討会議規程、10 シラバス

提出資料 - 規程集 4 高知学園短期大学評議会規程、49 試験規程、160 学園幹部規程（内規）

備付資料 12 ウェブサイト「自己点検・評価報告書」「学位授与数または授与率・免許・資格取得状況」、13 高等学校からの意見聴取に関する資料、14 自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート、15 アセスメントプラン ⑤専攻科地域看護学専攻アセスメントプラン、17 看護師国家試験対策に関する報告書 ①各学年の国家試験対策、18 看護学科実習関係資料 ①実習要項、②実習報告書、22 授業アンケートに関する資料 ①授業アンケート結果集計資料、③授業アンケートに対する自己分析の報告資料、23 幼児保育学科の学習成果に関する資料、99 評議会議事録 [令和 5 (2023) 年度]、100 各学科会議議事録

[区分 基準 I -C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I -C-1 の現状>

高知学園短期大学では、学則（提出-4）第2条第1項に自己点検・評価活動の実施を定めている。そして同条第2項に基づき、学科会議、自己点検評価委員会、作業連絡会、自己点検評価検討会議を経て自己点検・評価報告書を作成し、理事長の承認を得た後、毎年度公表することとしている。さらに、自己点検・評価活動を含む内部質保証に関する総合的な事項を定期的に審議する機関は評議会であることを高知学園短期大学評議会規程（提出・規程集4）

第3条で定めている。

自己点検・評価の体制は、日常的に各学科、事務局各部署において全教職員が自己点検・評価を行い、その内容を毎年度に取りまとめ、高知学園短期大学自己点検評価委員会規程（提出-7）に基づいて自己点検評価委員会で審議・検討する。その際、自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート（備付-14）を活用して、活動を的確に把握するよう取り組んでいる。自己点検評価委員会でまとめられた自己点検・評価報告書（案）は作業連絡会規程（提出-8）に基づいて開催される作業連絡会において、全学的な視点での編集を中心に検討している。最終的には自己点検評価検討会議規程（提出-9）に基づいて自己点検評価検討会議で審議し、自己点検・評価報告書をまとめている。同時に、自己点検評価委員会委員長より当該年度の成果や次年度に向けて取り組むべき課題をフィードバックし、事業計画策定へ反映するよう努めている。

公表の承認を得た後は、自己点検・評価報告書をウェブサイト（備付-12「自己点検・評価報告書」）で学内外に公表することとしている。同時に、課題や計画等を活用して本学の事業計画を策定している。また、本学の取り組み状況を評議会で定期的に確認し（備付-99）、自己点検評価委員会で検討している。さらに、高等学校の進路指導関係者を対象とした本学独自の説明会では自己点検・評価報告書の概要を含めて説明を行い、質問や意見を聴取している。その他、高等学校を訪問した際にも聴取した意見（備付-13）も参考に、自己点検・評価活動に活かすよう取り組んでいる。法人内の取り組みにおいても、学園幹部規程（内規）（提出-規程集160）に基づいて開催される幹部会で高等学校長から本学の自己点検・評価活動に対する意見を聴取しながら本学の活動へ反映し、PDCAサイクルを展開している。このように、本学は学校教育法第109条に基づいて定期的に自己点検・評価報告書を公表し、その成果を日常の教育・研究の改善に活用することとしている。

[区分 基準 I -C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I -C-2 の現状>

教育の質保証に当たり、本学は学習成果査定の手法を高知学園短期大学及び各学科の学習成果査定の方針（アセスメント・ポリシー）に示し（提出-1・2）、その達成を実現するために全学及び各学科でアセスメントプランを策定している（備付-15①～⑤）。具体的な内容は卒業認定・学位授与の方針に示す人材養成を実現するために必要な学習成果を評価する手法と、その基準を大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの3段階から示している。特に授業科目レベルでは、知識や技能、判断等に関する学習成果を中心とした到達目標と測定方法を科目ごとにシラバス（提出-10）で示し、試験規程（提出-規程集 49）

高知学園短期大学

に基づいて査定している。この教育課程を反映し、質保証を証明するものとして免許・資格取得がある。卒業要件は学則（提出-5）第 25 条、修了要件は学則（提出-5）第 52 条に定めており、資格取得については学則（提出-5）第 28 条及び第 54 条に定めている。学内では学科会議・自己点検評価委員会、FD 委員会、評議会、教授会等で査定している。

この過程を通して教育の向上・充実を図るため、以下の PDCA サイクルを有している。まず、Plan については学校教育法、短期大学設置基準及び資格取得に関係する法令に則り教育課程を定め、学則（提出-5）には第 1 条に教育目的、高知学園短期大学の教育目的に関する規程（提出-規程集 2）には教育基本方針と各学科・専攻科の教育目的、シラバスには各科目の目的と到達目標を示している。それらをもとに Do として、授業や学外実習を通じて随時学生の学習成果を試験、レポート、創作作品、取り組み状況等で測定している。そして Check として授業を遂行しながら教員同士による授業参観と事後検討会、学科会議や FD 委員会での課題の発見と分析、さらには授業終了後の学生による授業アンケートで問題点を点検する。その点検を自己分析し報告書をまとめ改善計画を具体化して実行するとともに、全学的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動への積極的な取り組みや研究活動で得られた新たな知見を教育活動へ還元させることにより、教育力の向上に努めている。さらに Action として授業アンケートや授業参観で得た意見をもとにしながら授業改善を行うなど、各学科において学習成果獲得に向けた課題を共有する意識が向上している。

学校教育法、短期大学設置基準等法令の変更や改正については、文部科学省、厚生労働省、内閣府等の通達や中央教育審議会答申等を事務局各課及び各学科で適宜確認して対応するなど、法令遵守に努めている。本学は、教職課程を有することから、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づいた教員免許状の取得状況を、また他の免許・資格の取得状況についてもウェブサイトで公表している（備付-12「免許・資格取得状況」）。また、本学は大学等における就学の支援に関する法律第 7 条第 2 項各号に掲げる要件を満たし、高等教育の修学支援制度の対象機関となっている。ウェブサイト（備付-12「大学等における就学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認にかかる申請書（様式第 2 号）」）では、それに関する情報を公表している。

幼児保育学科

幼児保育学科では、学習成果を査定する手法を幼児保育学科・学習成果査定の方針に示し（提出-1、p.28）、その方針に基づいて量的・質的データを測定している。「問題解決」に関しては定期試験やレポートによる量的データ、作品制作や発表内容、取り組みの姿勢等による質的データ、さらに学外実習先からの評価やその事前事後の取り組みに対する評価等で知識と技能を中心に測定している。「発達支援」に関しては、定期試験やレポート等の評価による量的データを測定している。「環境構成」に関しては、定期試験やレポート、実技や学外実習先からの評価等から、子どもの健康で豊かな成長を願う人間性の獲得状況を中心に量的・質的データに基づいて測定している。「保育指導」に関しては、定期試験等に加え、授業への取り組みや学外実習先の評価、個人面談等による量的・質的データから測定している。以上の測定を通じて、学則第 24 条及び試験規程（提出-規程集 49）等に基づき、学習成果の査定に取り組んでいる（備付-22）。また、コロナ感染症防止対策のため中止していた学外実習先との懇談会を再開した。

学習成果を査定する手法については、学科会議で点検し各授業科目で具体的な学習成果

高知学園短期大学

を示すよう取り組んでいる。また、教育の向上・充実に向けて全学共通 PDCA サイクルに加え、学科会議で共有された情報に基づき学科としての対応策を検討し、実習先からの意見（備付-23②）も授業改善に反映させている。

さらに教育内容に還元させるため、公開授業による授業参観から改善すべき課題を検討し、授業担当者と参観者が互いに学び合いながら教育の質の保証と向上に努めている。なお、本学科では幼稚園教諭、保育士等に関わる法令等を適宜確認し対応している。また、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づき、幼稚園教諭二種免許状の取得状況をウェブサイト上で公表している（備付-12「学位授与数または授与率・免許・資格取得状況」）。

歯科衛生学科

歯科衛生学科では、学習成果査定の方針を掲げ、三つの方針に基づき、適正に学習成果を査定し、学科会議で報告し点検している（備付-100「歯科衛生学科」）。教育課程編成・実施の方針に基づき各科目の目的と到達目標をシラバスに示している（提出-10）。また、PDCA サイクルに R（Research）を加え、さらに教育の向上・充実を図っている。

R-PDCA サイクルは、Research は前年度の授業アンケート資料（備付-22①）および授業アンケートに対する自己分析の報告資料（備付-22③）を参考に実態を把握し、それに基づいて Plan は授業の目的と到達目標及び授業内容、評価方法、Do は授業の進捗状況の確認、Check は定期試験及び小テスト、レポート課題のほか、実習では実技の到達度チェック表を用いている。また、グループ発表は活動評価の観点をルーブリック評価で示し学生に説明している。評価したものは、学生にフィードバックを行いさらに説明を加えている。

Action としては、次年度の教育の改善に活用している。また、実習においては ICT 化を進めておりリアルタイムの画像システムを利用することで予習・復習が可能となり、学生の理解度が高まっている。改善点はシラバスに反映している。また、学校教育法、短期大学設置基準などの関係法令については、事務局と連携し法令を遵守している。

看護学科

看護学科では、教育の質の保証に際し、令和 3 年度に新たに策定した三つの方針に基づいて学習成果査定の方針（アセスメント・ポリシー）を掲げ適切に査定している（提出-1、p.49）。学習成果に基づく目的と到達目標、評価方法は科目ごとにシラバスに明記し、試験規程（提出・規程集 49）に基づいて査定を行っている。

教育の成果を確認できる機会の一つとして各領域の実習がある。知識の不足の他、思考力やコミュニケーション力・倫理観などの課題が表面化するため、学科・専攻科会議において実習報告を丁寧に行い、情報を共有し、それにつながる講義や演習・実習を振り返り改善策を練っている（備付-18①②・100「看護学科」「地域看護学専攻」）。

また、看護師国家資格の取得も教育の成果の指標の一つとなる。看護師国家試験終了後、試験内容や出題傾向等を領域ごとに分析し、本学科の科目にかかわる他学科の教員にもアドバイスをもらうなど連携を取りながら、教員全員が自身の授業や演習・実習の振り返りを行っている。そして、これらは国家試験対策委員がまとめ（備付-17①）、次年度以降の国家試験に対応できるよう、学科・専攻科会議にて共通認識を図っている（備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」）。

授業・実習においては、授業アンケートを活用した振り返りを行い、担任や関連科目担当者と内容や進め方について検討し見直しを行うなど PDCA サイクルを活用することで教育

の向上・充実を図っている。

専攻科地域看護学専攻＜参考＞

専攻科地域看護学専攻では、学習成果査定の方針（アセスメント・ポリシー）を定め、適切に査定している。このことは、履修要項（提出-2、p.3）に明確に示している。卒業認定・学位授与の方針に示す人材養成を実現するため、大学全体レベル（機関レベル）、学位プログラムレベル（教育課程レベル）、授業科目レベル（科目レベル）の3段階で学習成果を点検、評価するために、令和3年度に改正した三つの方針に基づきアセスメントプランも同時に改正し（備付-15⑤）、令和5年度はそのアセスメントプランに基づき、学生の学習成果を公平かつ客観的に評価している。教育の充実のため、PDCAサイクルを活用して、前年度の学習成果の振り返りに基づき、令和5年7月には、中芸広域連合との連携のもとに、フィールドワークを実施した。その前段において、学校周辺の地域の地区踏査を行ったり、住民主体の活動へ参加をしたりすることで、地域や生活を視る視点を養い、準備性を高めた。フィールドワークでは、実際に地域に向かい、住民と直接触れ合うことができ、公衆衛生看護の対象や活動の場を実際の体験から学ぶことができた。臨地での体験後には、学生間の意見交換により、様々な地域のあり様についての理解が深まった。

教育の質を保証するものとしては、保健師国家試験受験資格及び養護教諭一種免許状の取得がある。保健師国家試験終了後には、試験内容のチェックと分析を行い、次年度の授業や教育活動へ活かすための検討を行い、学科・専攻科会議において学科・専攻科全体で共通認識している（備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」）。

令和5年度も修了研究においては特例適用専攻科と認定専攻科の2本柱での指導体制であり、教員間での情報共有の強化を図りながら指導体制の確立に努めている。学生に対しては、入学前からオリエンテーションを複数回行い、主体的に学ぶ姿勢を身につけることができるよう課題を提示したり、専攻科での1年間の流れを理解して見通しを立てることができるよう具体的なスケジュールを伝えたりした。また、多重課題をイメージし、自身に合ったスケジュール管理の方法を獲得するよう声かけなどの支援を行った。令和5年度は前年度と同様、修了研究発表会を在学生や専攻科進学予定者も参加して開催することができた。学生は研究の成果を発表し、活発な意見交換のなかから、今後の課題を考えることができる機会となっている。本専攻では、学生の学習成果の獲得に向けて、改正したカリキュラムに則った教育内容や指導体制の改善を図り、教育の質の保証に努めている。

＜テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題＞

令和4年度に検討が始まった外部評価のシステム構築について、令和5年度は併設大学に対する文部科学省の設置計画履行状況等調査への対応を優先したことから、進捗していない。それゆえ、外部評価の実施が引き続き課題となっている。データベースに関する課題についても、多角的な視点からデータを分析することが内部質保証を高めるためには不可欠であることから、IR推進室で各部局の情報を組み合わせて分析する体制の構築が課題として残されている。

自己点検・評価活動を進めるにあたっては、教職員がさまざまな対応に追われる中で活動するものの、予定した期限内に報告書案のすべてをまとめることができず、この数年は自己

高知学園短期大学

点検・評価報告書の公表が計画日より遅れている。今後もこの傾向は残ると予想されることから、すべての内容を一括して公表するのではなく、ある程度完成した内容をまずは公表し、残りの部分を随時更新する形で最終的にすべての基準をまとめる進行方法等も検討することが課題である。また、自己点検・評価報告書（案）の読み合わせを通して編集する作業連絡会では、その時間を確保することが難しく、令和5年度は学長が委員を抽出して作業連絡会規程とは異なる形で検討するよう試行的に実施した。従来よりも確認が容易となり、編集作業も円滑に進んだことから、作業連絡会規程の見直しも検討することが課題である。

教育の向上・充実にに向けたPDCAサイクルについては、Doに関する活動としての授業参観とActionに関する活動としての公開授業は、新型コロナウイルス感染症の影響から様子を見ながら後期からの活動となった。新型コロナウイルス感染症は5類感染症への位置づけがされたものの、本学の養成する専門的職業人は実習等を通して対象者への感染リスクを最小限に抑える必要があり、すぐに従来の体制と同様に臨めるわけではない。しかし、新型コロナウイルス感染症禍にあってもそれぞれが実施した教育内容の工夫や教育力の向上のための取り組みを共有し、従来の方法に固執せず、新たな内部質保証の取り組みについても検討していくことが課題である。

幼児保育学科

学習成果査定の方針に基づく適切な評価を行うために、ルーブリックを活用した授業を行うとともに、常に適正な評価ができていないか検証し、ルーブリックの内容を更新することも必要である。今後も評価について定期的に学科全体で意見交換を行い、学生の学びの状況や社会の変化に柔軟に対応できるシステムを構築していくことが課題である。

歯科衛生学科

歯科衛生学科では、学習成果査定の方針を掲げ、三つの方針に基づき、適正に学習成果を査定しているが、具体的な仕組みを検討していく必要がある。また、臨床・臨地実習の客観的評価を数値化することが今後の課題である。歯科医療の変化（患者のニーズや医療保険制度等）に対応したカリキュラムの見直しも今後の課題である。

看護学科

看護学科では、令和5年度も休退学者や留年者の減少と看護師国家試験全員合格に向け、PDCAサイクルを機能させ、課題を一つ一つ改善できるよう取り組んでいる。特に令和4年度入学生より、新カリキュラムが始動しており、新たな科目担当教員からは、学習成果やその査定について個別で聞き取りを始めているが、令和6年度、順次振り返りを行う計画である。

そして、授業と実習の連続性についてさらに検討し、改めてPDCAサイクルを活用していく必要がある。

専攻科地域看護学専攻〈参考〉

専攻科地域看護学専攻では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正前より、生活体験の乏しい学生に、地域に住む人々の生活のあり様の多様性を実際に見て学び、地域診断を行うための素地を作るべく中山間地域でのフィールドワークを取り入れている。令和5年度も実施できたが、今後、地域との連携を強化しながら、対象や地域の状況に合わせた公衆衛生看護活動の実践ができるよう学生の背景や社会情勢を捉えながら、体験から学ぶことができる機会を増やすとともに、科目間のつながりを再検討していく必要がある。

高知学園短期大学

修了研究においては、学生1名に対して教員が1名あるいは複数名で指導を行っている。教員は自身の担当している科目の講義・演習・実習指導と並行しながら研究指導を行っており、物理的な研究指導時間の確保ができるよう、学科・専攻科内での可能な範囲での担当業務の効率化や事務処理等の簡略化の検討も必要である。学生が自身の研究に主体的に取り組めるよう、また決められた期間内で研究の一連の過程が修得できるための研究方法論の検討など教員の指導力のさらなる向上が求められている。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特記事項なし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学の教育目的を達成するため、卒業生や進路先を対象とした点検が課題であった。現在、全学科で卒業生や進路先への調査と、その結果に基づく活用を進めるよう活動の具体化に取り組んでいる。ただし、卒業生に対する調査を実施できていない学科が残されており、短期大学全体としても実施に向けた対策が求められている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「建学の精神」と教育目的との関連を具体化するため、各専門性で目指す建学の精神の意味を検討し教育目的にその意味を盛り込むことを進める。

「教育の効果」については、休退学者数と学習成果獲得が関係していることを踏まえ、魅力のある教育を実現しなければならない。それゆえ、FD 活動の PDCA サイクルを再度確立し、その実施に向けて取り組む。

「内部質保証」では、教職員が自分たちの職務に対するPDCAサイクルを確立するためにも定期的な自己点検・評価活動を確実に行わなければならない。令和5年度には自己点検評価委員会規程の改正を行ったが、全教職員が主体的かつ自律的な活動をできる体制を強化するため、さらに体制の見直しを検討する。

高知学園短期大学

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

<根拠資料>

提出資料 1 学生生活と履修の手引き、2 履修要項（専攻科地域看護学専攻）、3 大学案内 2024 [令和 6 (2024) 年度]、4 ウェブサイト「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」、5 学則、6 学生募集要項 2024 [令和 6 (2024) 年度]、10 シラバス、22 教授会議事録 [令和 3 (2021) 年度]、23 教授会議事録 [令和 4 (2022) 年度]、24 教授会議事録 [令和 5 (2023) 年度]

提出資料 - 規程集 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程、47 高知学園短期大学広報企画会議規程、49 試験規程、52 高知学園短期大学学位規程、53 高知学園短期大学におけるグレート・ポイント・アベレージに関する規程、54 高知学園短期大学における履修登録単位数の上限に関する規程、71 高知学園短期大学の教員人事に関する規程、74 高知学園短期大学教員資格、81 高知学園短期大学教員の採用・昇任に係る手続き、82 教員人事に係る選考委員会に関する規程、109 幼児保育学科における CAP 制に関する内規、110 歯科衛生学科における CAP 制に関する内規、111 看護学科における CAP 制に関する内規、112 専攻科地域看護学専攻における CAP 制に関する内規

備付資料 7 ポリシー・マップ ②幼児保育学科、③歯科衛生学科、8 シラバスに関する資料 ①高知学園大学・高知学園短期大学シラバス作成要領、12 ウェブサイト「免許・資格取得状況」、15 アセスメントプラン ①高知学園短期大学アセスメントプラン、②幼児保育学科アセスメントプラン、③歯科衛生学科アセスメントプラン、17 看護学科国家試験対策に関する報告書 ①各学年の国家試験対策、18 看護学科実習関係資料 ②実習報告書、20 高知学園短期大学卒業時アンケート集計結果、21 短期大学生に関する調査研究、23 幼児保育学科の学習成果に関する資料 ②実習巡回報告書、27 専攻科地域看護学専攻修了研究関係資料①修了研究の計画～発表会、28 専攻科地域看護学専攻国家試験対策に関する報告書①国家試験対策、31 卒業生アンケート調査結果 ①幼児保育学科、36 進路一覧表、37 GPA 分布一覧、52 専攻科地域看護学専攻キャリア形成教育のための活動報告書 ①WA になって話そう！③ポートフォリオ、96 各委員会議事録、99 評議会議事録 [令和 5 (2023) 年度]、100 各学科会議議事録

[区分 基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

高知学園短期大学

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

高知学園短期大学では、教育目的を達成した者に短期大学士の学位を授与することとして卒業認定・学位授与の方針を示し、学生生活と履修の手引き（提出-1）等で表明している。そこには、学習成果の「知識と技能を身につけ、その内容と意義を説明する」ことができるために「知識や技能を習得し、教育目的に合致する資質と能力を獲得」する方針を示している。また学習成果の「最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」ために「キャリア形成基礎力」を身に付け、「倫理的な観点から専門的知識と技能を活用して考え抜き、自ら行動する」ために「人命を預かる責任感と倫理観を有し、専門的知識と技能を活用する実践力を備える」方針を示している。さらに学習成果の「相互に理解し尊重しあいながら自分の役割を果たす」ため、「多様な人々と協働し学び続ける」方針を示している。このように、卒業認定・学位授与の方針は学習成果と対応している。

上記の方針を達成するための要件として、まず学校教育法第 104 条⑤の規定に基づく学位授与を学則（提出-5）第 27 条に規定し、付記する専攻分野を高知学園短期大学学位規程（提出-規程集 52）に定めている。そのために必要な卒業の要件は学則第 25 条及び第 26 条に示している。また、成績評価の基準については学則第 24 条、資格取得の要件については学則第 28 条に定めている。これらは高知学園短期大学・学習成果査定の方針を示して取り組んでいる（提出-1）。さらに、本学の教育目的や教育基本方針、各学科の人材養成や教育研究上の目的を学則及び高知学園短期大学の教育目的に関する規程（提出-規程集 2）に定めている。このように、本学では規程に基づいて卒業認定・学位授与の方針を示しており、短期大学設置基準第 2 条を満たしている。

各学科においても、専門性に基づいた卒業認定・学位授与の方針を明確に示している。この方針は学生生活と履修の手引き（提出-1）や履修要項（提出-2）に加え、ウェブサイト（提出-4「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」）、学生募集要項（提出-6）等も通じて学内外に表明している。このように、本学は学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づいて公表している。

本学が授与する短期大学士の学位は、学校教育法第 104 条⑤の規定に基づく学位規則に定められた学位であり、付記する専攻分野の名称は高知学園短期大学学位規程に定められた名称である。高知学園短期大学学位規程では、英語表記も示して運用している。これらの点より、本学の学科の卒業認定・学位授与の方針は社会的かつ国際的に通用性がある。免許・資格や国家試験受験資格についても、関係法令に基づいた専門的職業に従事するために必須の条件であり、社会的に運用性があるものである。卒業認定・学位授与の方針は、評議会や学科会議等において教育目的や教育基本方針と関連付けながら定期的に点検している。あわせて、本方針と学習成果との関連性を科目ごとに点検してシラバス（提出-10）へ明記したりするなど、学生も教員自身も確認しやすいよう取り組んでいる。

高知学園短期大学

専攻科地域看護学専攻の学士(看護学)は学校教育法の学位規則に定められた学位であり、本学で看護学を修め、さらに本学専攻科を修了した者に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から授与される。専攻科における学位授与は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の規則による。同機構への申請については専攻科専攻会議において定期的に確認している(備付-100)。

幼児保育学科

幼児保育学科では、「世界の平和と友愛」の精神に則り、子どもの健やかな成長を育むことで世界の平和と友愛に貢献できる専門的職業人を養成するために、卒業認定・学位授与の方針を示している。方針は、学生生活と履修の手引き(提出-1)や大学案内(提出-2①、p.25)、ウェブサイト(提出-4「卒業認定・学位授与の方針」)で公表し、その方針に掲げる四つの資質を身につけた学生に対し、短期大学士(幼児保育学)の学位を授与することとしている。

本方針は、学習成果で掲げた「問題解決」「発達支援」「環境構成」「保育指導」の専門的能力に対応している。まず、「問題解決」のために「保育者に必要な専門的知識及び基本的技能を身につける」方針を示している。また「発達支援」のために「人命を預かる責任感を身につける」方針を、「環境構成」という汎用的能力の獲得のために「子どもの健やかな成長を願う豊かな人間性を身につける」方針を示している。さらに、これらの能力を総合した「保育指導」のために「子どもの教育・保育に基づいた考えをまとめ、表現し、行動する」方針も示している。このように、本学科が示す卒業認定・学位授与の方針と学習成果は対応し、習得した知識や技能を適切に活用し実践できる保育者を養成している。

本学科の卒業認定・学位授与の方針に適合するための卒業要件は、学則(提出-5)に規定している。また、学則第27条及び高知学園短期大学学位規程(提出-規程集-52)において、本学卒業時に短期大学士(幼児保育学)を授与することを、学則第28条第4～5項において、幼稚園教諭二種免許状及び保育士資格(指定保育士養成施設卒業証明書)の取得要件を定めている。そして、その成績評価は幼児保育学科共通の基準を定め、幼児保育学科・学習成果査定の方針(提出-1、p.28)に基づいて実施している。

このように、本学科の卒業認定・学位授与の方針は幼稚園教諭や保育士として求められる専門的知識と基本的技能習得に深く関連している。これらの免許・資格は法令に定められた専門的職業に従事するための必須条件であり、本学科で取得可能である。それゆえ、短期大学士(幼児保育学)を授与する本学科の卒業認定・学位授与の方針が、社会的・国際的に通用するものとなるよう、学科会議で点検している(備付-100「幼児保育学科」)。

歯科衛生学科

歯科衛生学科では、卒業認定・学位授与の方針を明確に示している学生生活と履修の手引き(提出-1、p.38)、学生募集要項(提出-6、p.28)。幅広い教養を深めるための基礎分野では、豊かな人間性と倫理観、異文化を理解することによりグローバルな視点を培い、多様な講義・演習・実習の専門分野では専門的職業人として主体性をもち、継続的な口腔衛生管理及び食支援をすることができる知識と技術を習得し、生涯にわたり自己研鑽を重ねる志とコミュニケーション力を兼ね備えた歯科衛生士を養成することを教育目的としている。学習成果に基づき、口腔衛生管理の専門職になるために豊かな人間性と倫理観をもち、異文化を理解し言語等を通して傾聴する姿勢と食支援をすることができる知識と技能を身につけた学生に卒業を認定し、短期大学士(歯科衛生学)の学位を授与している。

高知学園短期大学

このように、本学科の卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応している。本学科の学習成果を証明する卒業要件は学則第 25 条に定めている。成績評価の基準はシラバスに示している（提出-10）。本学科で取得可能な資格は法令で定められたもので、学習成果の結果として歯科衛生士国家試験受験資格を授与するものであり、卒業生は歯科衛生士として活躍していることから社会的通用性がある。卒業認定・学位授与の方針とそれに伴う授業内容等は学科会議で定期的に点検している（備付-100「歯科衛生学科」）。

看護学科

看護学科では、教育目的に基づいた教育課程における学習成果の獲得により、四つの要件を満たすと認められる者に短期大学士（看護学）の学位を授与することを令和 3 年度より新たに定め、学生生活と履修の手引き（提出-1③、p.47）等で示している。卒業認定・学位授与の方針の中の「看護の専門的知識・技術を習得し、対象を包括的に捉え、根拠に基づいた看護を実践する能力を有する」ためには「専門的知識・技術を用いて対象の全体像を捉え、根拠に基づいた看護の展開」に関する学習成果の獲得が必要である。また「豊かな人間性と倫理観をもち、対象を尊重した看護を実践する能力」に関する方針を達成するためには、「看護の対象と適切な援助関係を築き、人々の尊厳と権利を尊重した看護の提供」に関する学習成果が、「対象の健康課題解決のために、他者との協働関係を構築し、チームの中で自己の役割を果たすことができる能力」に関する方針を達成するためには「他者との協働関係を築き、自己の役割を果たす」ことに関する学習成果の獲得が必要である。さらに「より良い看護を実践するために深く思考し、探究し続ける能力」に関する方針を達成するためには「広く社会の情勢を知り、主体的・継続的に学習に取り組むこと」が必要である。よって、本学科の卒業認定・学位授与の方針と学習成果には整合性がある。

本学科の卒業認定・学位授与の方針に合うために必要な卒業要件は学則第 25 条に規定している。そして、学則第 27 条に基づき卒業した者には短期大学士（看護学）の学位が授与され、看護師国家試験受験資格が同時に取得できる。また、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた単位を修得した者は、養護教諭二種免許状が取得できる。

成績評価の基準は、シラバス（提出-10）に示している。本学科で取得可能な免許・資格は、法令に定められた免許等であり、本学科の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。令和 5 年度は、卒業認定・学位授与の方針に基づいて進路先の卒業生に対するニーズを把握し、全教員が目指すべき方向性を模索しながら、学科・専攻科会議にて検討を行っている（備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」）。

専攻科地域看護学専攻＜参考＞

専攻科地域看護学専攻では、公衆衛生看護学の知識体系を基盤として、広い視野と洞察力、豊かな創造性をもって他者と協働し、地域社会全体の健康レベルと生活の質の向上のために貢献できる看護専門職者を養成するという教育目的に基づく卒業認定・学位授与の方針を示している。この卒業認定・学位授与の方針を達成した者に対して課程修了を認定するものとし、履修要項（提出-2）や大学案内（提出-3）、ウェブサイト（提出-4「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」）等で表明している。

本専攻における卒業認定・学位授与の方針では、学習成果の「対象を統合的に理解し、データに基づき健康課題を明確にできる」「対象や関係機関とのパートナーシップのもとに必要な支援を導き出すことができる」「地域診断に基づいて先を見通し、解決策を創造するこ

高知学園短期大学

とができる」ために、「対象者の尊重と信頼関係を基盤にして健康的な生活に導くための支援ができる力」「予防的な視点に立った地区診断力」の獲得を方針として掲げている。また、学習成果の「協働関係のもとで自身の考えを伝え、リーダーシップを発揮することができる」ために、「組織的に問題解決できる企画力と調整力、分析力、リーダーシップ」を身につけることを方針として示している。さらに、学習成果の「対象のもつ権利を擁護するための最善策を見出すことができる」ために、「権利擁護の立場に立って倫理的問題に向き合い省察できる力」の獲得を方針として示している。そして、学習成果の「疑問に対してデータを収集し、科学的な根拠に基づいて論理的に分析することができる」ために、「課題の探求を通して、論理的思考力と表現力、看護の質の向上に向けて、主体的に活動できる力」を獲得することを方針として示している。このように卒業認定・学位授与の方針は学習成果と対応している。

本専攻の修了要件は学則（提出-5）第 52 条に規定しており、本専攻を修了することで、保健師国家試験受験資格を得ることができる。加えて学則（提出-5）第 53 条に基づき、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たした者には同機構から学士（看護学）の学位が授与される。さらに、養護教諭二種免許状取得者で、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定する単位を修得した者は、養護教諭一種免許状を取得できる。これらの成績評価の基準は学則（提出-5）第 24 条に定めている。このように、本専攻の資格は法令で定められたものであり、社会的に通用性がある。

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果の獲得状況の評価に基づき、教育目的や教育基本方針を点検する際に確認を行っている。また、教員間では学科・専攻科会議で確認し、共通認識をもって教育に当たっている（備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」）。学士（看護学）の取得に関しては、特例適用専攻科と認定専攻科という二つの柱で並行して指導する体制を確立している。異なる審査方法や手順においても円滑に進行し、すべての学生に共通する卒業認定・学位授与の方針へ到達できるよう取り組んでいる。そのために、常に進捗状況や課題については学科・専攻科会議で確認し（備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」）、教員間で共通認識をもった上で、検討し改善に努めている。そして、卒業認定・学位授与の方針と学習成果の対応を科目ごとで確認し、内容を履修要項（提出-2）に明記するなど、学生自身が主体的に取り組めるための体制をつくっている。学士の取得状況については評議会においても報告し、全学的に情報共有を行っている（備付-99）。

令和 5 年度は保健師教育課程のカリキュラム改正に基づく、卒業認定・学位授与の方針が適用されて 2 年目となる。令和 4 年度の取り組みを振り返り、改善点等を検討するとともに学科・専攻科会議において教員間の情報共有を行い、共通認識の下で、円滑かつ適切な適用の継続に努めた（備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」）。

[区分 基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

高知学園短期大学

- ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

高知学園短期大学では、教育基本方針（提出-規程集 2）第 2 条の実現に向けて教育課程編成・実施の方針を示し、学生生活と履修の手引き（提出-1）や履修要項（提出-2）、ウェブサイト（提出-4「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」）等で公表している。

本学では、各学科の教育課程で学習成果を獲得するため、卒業認定・学位授与の方針に対応して「教養教育と専門教育の区分を軸とした教育課程を編成し、質の高い教育を実施する」方針を示している。具体的には、卒業認定・学位授与の方針に示した「専門性における知識と技能を習得する」ため、学科別に設定した「専門的な知識や技能に基づく分野の専門教育の過程を編成する」方針を示している。次に「キャリア形成基礎力」に関する方針を達成するため、「具体的な授業内容と到達目標及び授業以外で学習すべき内容を示す教育課程を編成し、自ら計画を立てて主体的に学ぶことができる教育を実施する」方針を示している。また、「人命を預かる責任感と倫理観を有しながら、専門的知識と技能を活用する実践力」に関する方針を達成するため、「生命を預かる責任感と倫理観に基づく総合的・創造的な実践力を段階的に養う教育を実施する」方針、そして「広い視野から思考し実行する教養教育の過程を編成し、価値の多様性を知る教育を実施する」方針を示している。教養教育の分野は「芸術と文化」、「社会と自然」、「運動と健康」を基本とする分野から編成している。さらに、「多様な人々と協働し学び続ける力を有する」ために、「基礎から応用へと段階的に発展する教育課程を編成し、学生壬生からが新たな目標を定め主体的に学ぶことができる教育を実施する」方針を示している。以上の方針のもと、獲得された学習成果を高知学園短期大学・学習成果査定の方針（提出-1）に基づいて客観的に評価することとしている。なお、専攻科地域看護学専攻における教育課程についても、教育目的と大学改革支援・学位授与機構が規定する方針に対応させ、体系的に編成している。以上の概要は、オリエンテーションで学生へ説明している。

各学科は教育目的を達成するため、より具体的な教育課程編成・実施の方針を掲げている。その方針や免許・資格取得に関わる指定規則等に基づき、学習成果に対応して授業科目を編

高知学園短期大学

成している。その概要をカリキュラム・マップに示し、学生生活と履修の手引きに記載して学生へ説明している（提出-1、提出-2）。

本学では単位の実質化を図るため、短期大学設置基準第13条の2に基づいて高知学園短期大学における履修登録単位数の上限に関する規程（提出-規程集54）を定め、CAP制を導入している。なお、詳細は各学科の教育課程編成・実施の方針に基づき、内規（提出-規程集109～112）を定めて学生生活と履修の手引きに公表し、実施している。

成績評価は学則（提出-5）第24条、全学及び各学科の学習成果の査定の方針（提出-1）に基づき、試験やレポート、平素の取り組み状況等も総合して行っている。教育の質を保証するため、短期大学設置基準第11条の2に基づき、各授業の目的と到達目標、評価方法を具体的かつ明確にシラバス（提出-10）で示し、その基準に照らして厳格な成績評価を実施している。それでも到達目標を達成しない学生に対しては個別に指導して、全学生が授業の到達目標を達成できるよう努めている。

本学では、シラバスを高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付-8①）に基づいて作成している。シラバスには、授業科目名、授業の方法・単位、開講学科・履修年次・学期、担当教員、授業の目的、到達目標（学習成果）、授業の計画・各回の授業時間数、授業形態、テキスト（教科書）、参考文献、評価方法・基準、授業時間外に必要な学習内容と時間、オフィスアワー、履修上の注意事項等、必要事項を明示している。また「授業の目的」においては、卒業認定・学位授与の方針との関連性を明記することも求めている。それゆえ、学校教育法施行規則第172条の2で定める「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること」を明示している。授業時間は半期15回を実施したうえで試験を行い、授業時間を確保し厳格に遵守している。なお、本学では通信による教育は行っていない。

教員配置についても、学則第38条に基づき、各学科の教育課程に応じて教授、准教授、講師、助教、助手を配置している。その際、各種規程（提出-規程集71・74・81・82）に基づき、教員の資格や教育研究業績をもとにして専門性を判断している。また、毎年度学科会議で教育課程を見直し、改正案については評議会等で審議している（備付-97・98・99・100）。

幼児保育学科

幼児保育学科では、卒業認定・学位授与の方針に対応するように教育課程を編成し、本学科ポリシー・マップにその整合性を示している（備付-7②）。第一に、「専門的知識及び基本的技能」に関する方針を達成するため、「教育・保育における応用的・実践的な理論・技能への発展性と一貫性を理解する」総合的な教育課程を編成し、専門性の向上を図っている。第二に、「責任感」に関する方針を達成するため、「授業で学習する内容と授業以外で学習する内容を結びつけて理解を深める」教育課程を編成し、主体的な学びと振り返りができるようにしている。第三に、「人間性」に関する方針を達成するため、「倫理的な責任感に基づいて広い視点から保育の意義を考え実践する」教養教育を「芸術と文化」「社会と自然」「運動と健康」の3分野を編成して実施している。第四に、「考え・表現し・行動する」に関する方針を達成するため、「幼児保育の観点から積極的な問題解決を図る意欲と姿勢を持った専門的職業人を養成する」教育課程を「基礎から応用・実践へと段階的に発展する」ように編成し、「学生自ら目標を立てて主体的に取り組む」教育を実施している。

教育職員免許法施行規則及び児童福祉法施行規則に定められた科目区分や系列に基づき、「領域に関する専門的事項」「教育及び保育の本質・目的・対象の理解」「教育及び保育の内

高知学園短期大学

容・方法」「総合的専門科目」「教育実習・保育実習」の5分野を専門教育課程に設けている。1年次では教養教育科目とともに専門教育科目で基礎理論を履修し、2年次では応用的・実践的な専門教育科目を履修することができるように教育課程を体系的に編成している。学習成果に対応した授業科目を編成し、その概要をカリキュラム・マップに示し、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.36）に記載して学生に説明している。特に、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得するための両課程の内容を吟味し、可能な限り相互の科目読み替えを行い、各科目の内容と意義をわかりやすく学生に伝えている。

単位の実質化を図るために、幼児保育学科におけるCAP制に関する内規（提出-規程集109）によって履修登録単位数の上限を定め、学生生活と履修の手引きで公表している（提出-1、p.105）。また、高知学園大学・高知学園短期大学シラバス作成要領（備付-8①）に基づいて必要項目を明示するとともに、成績評価に必要な指標や基準をシラバスに記載している。

教員配置は、短期大学設置基準に基づく審査、教員養成課程及び指定保育士養成施設としての教員資格審査等を経ている。その上で教育職員免許法施行規則や指定保育士養成施設指定基準に則り、専任教員を適切に配置している。

教育課程は、学科会議で定期的に見直している（備付-100「幼児保育学科」）。全国保育士養成セミナー等の研修会や説明会において教職員が情報収集を行い、学科会議で共有して、現行課程（教職課程、保育士養成課程）の妥当性や学習成果を検証している。専門教育課程については、学外実習「教育実習」を1年次2月に2週間（観察及び部分的実践）、2年次6月に2週間（総合的実践）を行うように再編した。また、総合的専門科目「子ども学演習Ⅰ」と「子ども学演習Ⅱ」は、令和5年12月の第64回中・四国保育学生研究大会（高知大会）で学生が研究発表を行い、イベントの準備・運営等を主体的・体験的に学ぶ機会となるように年間授業計画を構成した。さらに、専門科目「子どもと絵本Ⅰ」と「子どもと絵本Ⅱ」を令和6年度に開設する準備を整えた。これは、絵本に関する高度な知識・技能・感性を身につけ、幼児保育現場や地域社会で子どもの読書活動に貢献する「認定絵本土」を養成する講座を本学科教育課程の中に開設するものである（備付-96;備付-100「幼児保育学科」）。

歯科衛生学科

歯科衛生学科では、建学の精神に基づく学習成果を達成するために卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針を関連づけている。これらの関連は本学科ポリシー・マップで示し、特に歯科衛生士を養成するため、深い教養と良識及び多様な歯科医療の高度化に対応する知識と技能を習得する教育課程を編成している（備付-7③）。

具体的には卒業認定・学位授与の方針である「豊かな人間性と倫理観」教育内容の基礎分野での科学的思考の基盤及び人間と生活で培いコミュニケーション能力や表現力につながる。また「他職種と協働・連携」や「全人的観点から継続的な口腔衛生管理および食支援をすることができる知識・技術」に関することは、専門基礎分野・専門分野・選択必修分野での疾病の成り立ち及び予防法・健康に関わる社会の構造や他職種の理解を学ぶことにより専門性を培うなど、カリキュラムは体系的に編成している。これらのことは各科目の達成目標と成績評価方法としてシラバスに明示している（提出-10）。

各授業の初回には、授業の目的及び評価方法について説明を行っている。また、学生生活と履修の手引きを活用しカリキュラム・マップで学習成果と教育課程との体系的なシーク

高知学園短期大学

エンスを学生に詳しく説明している（提出-1、p.45）。また、本学科ではCAP制を導入し授業内容を理解できるよう予習・復習に十分な時間を確保できるよう努めている（提出-規程集 110）。また、令和4年度は教育課程の見直しを行った。基礎分野である「情報科学」（1単位）では、データサイエンス教育とデジタルトランスフォーメーションを取り入れた。また「キャリア・マネジメント」（演習1単位）では、今後の職域の拡大も踏まえ組織の一員としての意識を高めるため選択必修としている。

本学科の教育課程においては、内容及び教材等も含め科目担当者が検討し、学科会議で定期的に点検している（備付-100「歯科衛生学科」）。

看護学科

看護学科では、卒業認定・学位授与の方針に基づいて教育課程編成・実施の方針を編成している（提出1③、p.47）。卒業認定・学位授与の方針に示した「看護の専門的知識・技術を習得し、対象を包括的に捉え、根拠に基づいた看護を実践する能力」獲得のため、教養教育科目と専門教育科目で基礎から応用へと段階的に教育課程を編成している。次に「豊かな人間性と倫理観をもち、対象を尊重した看護を実践する能力」獲得のため、段階的に看護倫理の基礎から各領域に特有の倫理を学び、3年次は「総合看護実習」の中で深めていく構成としている。そして「対象の健康課題解決のために、他者との協働関係を構築し、チームの中で自己の役割を果たすことができる能力」獲得のためには、臨地実習での学びが重要であることから、各実習科目を段階的に置き、能力を徐々に高めるようにしている。さらに「より良い看護を実践するために深く思考し、探究し続ける能力」獲得のため、3年次はより広い視点で物事を捉えられるよう、また実習での体験と講義を関連付けて学びを深める教育課程を編成している。統合分野には既習の知識・技術を土台として学ぶことができる科目も設定している。

また、卒業認定・学位授与の方針に対応した看護師や養護教諭を養成するための法令に則った教育課程を基本とし、人間、健康、生活、環境、看護を主要概念として位置付け、学習成果に示す四つの能力を有する看護専門職者の育成を目指して体系的に教育課程の編成を行っている。これらの概要は、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・ツリーとして学生生活と履修の手引き（提出-1③、p.55～56）に明示し、学生にはオリエンテーションなどで説明している。

本学科では単位の実質化を図るためCAP制を導入し、看護学科におけるCAP制に関する内規（提出-規程集 111）を定めている。シラバス（提出-10）には、高知学園短期大学・シラバス作成要領に基づいて必要な項目を明示しており、成績評価はそこに記載された評価基準に従って行われ、試験は試験規程（提出-規程集 49）に基づいて行うなど厳格な評価を行っている。

専攻科地域看護学専攻＜参考＞

専攻科地域看護学専攻は、卒業認定・学位授与の方針に示した「対象者の尊重と信頼関係を基盤にして健康的な生活に導くための支援ができる力」と「予防的な視点に立った地区診断力」を獲得するために、「保健師としての基本的な知識と技術を習得する」教育を実施する方針を示している。また、「組織的に問題解決できる企画力と調整力、分析力、リーダーシップ」を身につけるために、「根拠に基づき施策立案・事業化ができる行政職としての知識と技術を習得する」ことや「既修得科目を統合して対象や地域の状況に合わせた公衆衛生

高知学園短期大学

活動を実践する行政の保健師の役割の理解を深める」教育を実施する方針を示している。さらに、「権利擁護の立場に立って倫理的問題に向き合い省察できる力」を獲得するために、「公衆衛生看護活動における倫理について理解を深める」「倫理的な視点を持ち、人々と協働して看護が実践できる」教育を実施する方針を掲げている。そして、「課題の探求を通して、論理的思考力と表現力、看護の質の向上に向けて、主体的に活動できる力」を獲得するために、「看護専門職者として自律し主体的に活動できる力を強化する」教育を実施する方針を示している。このように、教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応したものである。加えて本専攻科の教育課程は、短期大学設置基準及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、本専攻における学習成果に対応させた授業科目を編成し、カリキュラムの順序性は公衆衛生看護に関する基本的知識を、講義、演習、実習と段階的・系統的に応用し、実践力を獲得できるよう編成されている。また、1学期間に履修できる単位数の上限を内規（提出・規程集 112）で定めている。これらは、履修要項（提出-2）やウェブサイト（提出-4「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」）等に公開し、学生が確認できるようにしている。

次に、成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等に則り、シラバスに記載された基準で行われている。試験は試験規程（提出・規程集 49）に基づいて厳格に行い、シラバスには、各科目の学修成果との関連や到達目標、授業内容計画や評価方法・基準等を明記し、学生が主体的に取り組めるよう予習・復習についても明記している（提出-10）。令和 5 年度は、保健師教育課程のカリキュラム改正に基づき、令和 4 年度から新たに適用している教育課程編成・実施の方針について、学生への丁寧な説明を行うとともに、学科・専攻科会議で教員間の情報共有を行い、共通認識の下で、円滑かつ適切な適用の継続に努めた（備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」）。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3 の現状>

高知学園短期大学では「広い教養」の習得を教育目的及び教育基本方針で定めるとともに、教育課程編成・実施の方針の中で教養教育の目的を「広い視野から思考し実行する教養教育の課程を学科別に編成」することとして示している（提出-1）。さらに、その目的には「平和と友愛に貢献できる専門的職業人を育成する」ことが全学的な教育課程への願いとして込められている。以上のことを達成するため、本学の教養教育では、専門教育科目の理解と活用を促進するとともに、思考力やコミュニケーション能力、さらには実行力を養うことで、社会に求められる教養ある人間を育成することを目的としている。

教養教育の内容については、グローバル化や多様性の尊重を視野に入れた英語や文化比

高知学園短期大学

較、総合的に社会的マナーを学ぶ日本の伝統美学等の「芸術と文化」、哲学や化学、情報科学等の「社会と自然」、現代スポーツ論や生涯スポーツ実技の「運動と健康」の分野から構成している。さらに全学科で「キャリア形成演習」（演習1単位）を開講し、社会人基礎力の育成やマナーの向上を踏まえ、特に「感じ、広げる力」を交えたキャリア形成基礎力の育成を目指している。この多様な分野から教養教育科目を履修し、教員と学生及び学生同士のコミュニケーションを通して、現代社会における様々な事象の洞察力、国際化に対応できるための外国語と異文化の基礎的理解、活動に対する主体性と体力・精神力の向上を図る教育を実施している。このように、本学では短期大学設置基準第5条に基づき、幅広い教養及び総合的な判断力を培うよう教育課程を編成している。

教育課程編成・実施の方針では「広い視野から思考し実行する教養教育の課程を学科別に編成」することを示し、各学科の学習成果に即した教養教育科目を開設している。なお、幼児保育学科は2年制課程、歯科衛生学科、看護学科は3年制課程である。そのため、学科ごとに必修選択科目、修得単位数が異なっている。その実施体制は学則（提出・5）第20条及び2項、別表1(1)～(3)に定めている。なお、過去3年間の各学科における教養教育科目数と担当教員の人数については表Ⅱ-A-3-1の通りである。

教養教育を改善する際、全学的には教務委員会で、詳細については学科会議で討議を交えながら検討している。さらに、就職先からの卒業生評価や学外実習における実習受入れ先側からの意見を参考に、教養教育に課せられた課題についても教務委員会（備付-96）、学科会議（備付-100）で検討している、そのうえで、学科の学習成果や教育課程編成・実施の方針、さらに社会の動向に基づいて教育課程の改正を実施している（備付-97・98・99）。

表Ⅱ-A-3-1 各学科の教養教育科目数と担当教員数（令和3～令和5年度）

学科	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	科目数	本学 教員	非常勤 講師	科目数	本学 教員	非常勤 講師	科目数	本学 教員	非常勤 講師
幼児保育学科	15	8	6	15	5	8	15	6	7
歯科衛生学科	14	4	8	14	3	9	14	3	9
看護学科	22	11	9	17	9	5	17	9	5

- [注] 1. その年度に開講した科目数
2. 歯科衛生学科、看護学科は、基礎分野の科目数

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は實際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4の現状>

高知学園短期大学は、人類の福祉と文化の進展に寄与することのできる、食・教育・医療に関連する専門的職業人を育成することを教育目的としている。(提出-1、p.1)。教育目的の達成にむけて、本学では職業又は實際生活に必要な能力を育成するための教養教育と専門教育の区分を軸とした教育課程編成・実施の方針を示し、各学科は学生がその専門性を十分に活かし卒業後に社会で活躍できる能力を身につけることができるよう教育課程を編成し、日々の教育に努めている(提出-3)。

全学科の教育課程に組み込まれている「キャリア形成演習」では、社会の状況を学び、卒業後の将来像をイメージしながら本学独自の視点を入れた四つのキャリア形成基礎力を身につけることができるよう編成されている。このように、本学では2年あるいは3年間の教育の中で、専門的職業人として社会で活躍できる人材を育成できるよう努めている。

専門教育においてはそれぞれの職業教育における指定規則等、法令に則り必要な知識や技術を習得するための基礎から応用へと段階的に発展する教育課程を編成し実施している。令和5年度は、5月に新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行されたこともあって、従来の講義や実習に戻りつつあるが、まだ感染のリスクもあることから、学科によっては各種実習の変更が余儀なくされることもあった。それゆえ、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の徹底を図りながら、教員はそれぞれの職業に必要な能力の育成にむけて講義や実習等、授業方法の工夫・教育方法の開発などに努めた。学生の授業に対する評価は、授業アンケートを実施している(備付-20)。教員は、このアンケートをもとに学生の評価を知り、授業の改善に努めている。

客観的な資料としては、免許・資格取得状況から測定・評価できる(備付-12「免許・資格取得状況」)。この他、国家試験合格率も一つの指標になり、日常の教育内容を検討して見直すとともに国家試験対策も強化し改善に取り組んでいる。また、資格取得者の人数や割合だけでなく、進路先からの意見等も聴取して職務への取り組み状況、貢献状況、卒業生の課題等を評価している。学科によっては卒業生を対象とした調査からも職業教育の効果を評価している(備付-31①)。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。

- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

高知学園短期大学では学習成果に基づいて入学者受入れの方針を掲げ、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.11～12）、ウェブサイト（提出-4「アドミッション・ポリシー」）、学生募集要項（提出-6、p.26）等で示している。また学習成果を獲得するため、各学科ではその専門性に必要な方針を具体的に示している。このように、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づいて積極的に公表している。

本学では、各専門における「知識・技能を身につける」ために、いずれの学科においても「学びに熱心に取り組む」姿勢が求められる。また、習得した知識・技能を正しく活用して「最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」ことが求められる。そのためには「変化が著しく進歩する多様な技術に対して敏感に対応」でき、さらに「倫理的な観点から考え抜き、自ら行動する」ことが求められる。その過程では、「相互に理解し尊重し合いながら自分の役割を果たすことができる」など、他者と協調し合いながら目標達成に向けて取り組むことも求められ、「人間関係を円滑に結ぶ」ことが重要な意味を持つ。

以上の意識や姿勢で学生生活を送るためには、入学前の時点で「深く学ぶことを求めていること」「自己実現を目指していること」「強い意志を持っていること」「広い心を保ち高い理想に燃えていること」が前提となる。このように、入学者受入れの方針は学習成果に対応しており、全ての学科においてもその獲得に必要な汎用的能力を示している。

入学前の学習成果の把握・評価については、各学科とも入学者選抜制度によって実施している。提出書類及び面接による試験を通じては「平和と友愛の精神を理解し、明確な目標をもって計画的に学び続ける意欲と態度を有すること」を評価している。また、基礎学力検査、学力試験や小論文による試験では「各専門分野に必要な基礎学力を備え、継続して向上に努めること」を総合的に評価している。また、各制度では以下の準備ができていないかの観点から選抜を行っている。

まず、学校推薦型選抜入学試験（指定校制）では指定校制による試験で専願となっている。高等学校もしくは中等教育学校等（以下、「高等学校」と表記）で優秀な成績を修め、模範的な学校生活を送っていることに加え、本学で必要な適性を幅広い学力、社会性の面から確認するとともに、専門分野への強い関心を抱き、明確な目標をもって計画的、継続的に学ぶ意欲を調査書や面接を通して評価し、入学者を選抜している。

総合型選抜入学試験 A・B も専願であり、各学科の入学者受入れの方針に適していることを受験生自らが保証し推薦するものである。入学者選抜では、大学入学希望理由書と調査書及び面接を通して、受験生の学習状況や学校生活の過ごし方、課外活動や社会活動等への取り組み、社会性を確認するとともに、専門分野に対する持続的な強い関心と社会へ貢献する意欲を総合的に評価している。

一方、学校推薦型選抜入学試験（公募制）は公募制による試験で、調査書や面接に加えて基礎学力検査を実施している。特に基本的な判断力や思考力、表現力及び社会性などを総合的に評価して入学者を選抜している。

高知学園短期大学

一般選抜入学試験 A・B では、受験生の学力を重視して試験を行っている。一般選抜入学試験 A では学力試験を課し、調査書と面接も踏まえ、一定の学力を評価するとともに、社会性や専門分野への関心、勉学の意欲等を総合的に評価して入学者を選抜している。一般選抜入学試験 B では小論文試験を課し、論理力や応用力を評価するとともに、調査書や面接を通して社会性や勉学の意欲等を総合的に評価することによって入学者を選抜している。

その他、社会人選考や留学生選考も実施している。専攻科においても、一定の専門性を有し、社会性や専門分野への関心、向学心等を総合的に評価して入学者を選抜している。

このように、本学の入学者受入れの方針は入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。また、高大接続の観点により、入学後に期待される学習成果と入学者受入れの方針を対応させ、入学前に一定の基礎学力を有し、適切な学生生活を送ることができる社会性を身につけていることを、上記の多様な選抜から入学前の学習成果の把握・評価を行い、選抜方法の特性に応じた選考基準を公正かつ適正に設定し、合否を判定している。

授業料やその他の入学に必要な経費は、学生募集要項に明示している（提出-6）。入学試験・学生募集関係は学生支援課が事務局となり、アドミッション・オフィス担当を配置している。受験の問い合わせに対しては、入試専用連絡先を学生募集要項に明示し、学生支援課が懇切丁寧に対応している。広報についても学生支援課を中心に、高知学園短期大学広報企画会議規程（提出-規程集 47）に基づいて活動を展開している。広報活動の手段としてウェブサイトやマスメディア等を活用している。広報内容についても毎年検討を加え充実を図っている。

本学の入学者受入れの方針はオープンキャンパスや大学説明会等を通じて受験生や保護者、高等学校教員等にも本方針の意味と根拠を説明している。新型コロナウイルス感染症対策のため、オープンキャンパスについては、新型コロナウイルス感染症対策に十分留意しながら実施した。また、高等学校関係者には高知学園大学と共同して、感染対策を実施しながら本学独自の説明会を高知県内 3 会場で開催し、全体への詳細な説明と個別の具体的な質疑応答を行い、意見を聴取した。そこで聴取された意見を参考に学科会議、専攻科専攻会議、評議会や教授会で定期的に点検している（提出-24；備付-99・100）。

幼児保育学科

幼児保育学科の入学者受入れの方針は、将来幼稚園教諭や保育士、保育教諭として職責を果たす資質を持つことを意味しており、本学科の学習成果と対応している。学習成果に示した「問題解決」の能力を獲得するためには「あらゆる教科科目に精一杯取り組む」ことが不可欠であり、入学前には「全般的な基礎学力を有する」ことを求めている。次に「発達支援」の能力を獲得するためには「常に模範的な行動と態度を心がける」ことが必要であり、入学前から「規律を守る」ことを求めている。また「環境構成」の能力を獲得するためには、豊かな人間性と共に「絶対にあきらめない」取り組みが不可欠であり、その基盤となる「大学生活を最優先に考えた基本的な生活習慣を確立する」意識を求めている。さらに「保育指導」の能力を獲得するためには、保育現場で「人々と協力しあいながら自分自身と仲間の成長を志す」ことが必要であり、入学前より「多様な人々とのコミュニケーションを大切にする」ことを求めている。以上の方針は学生募集要項（提出-6、p.27）等で示している。

入学者受入れの方針では入学前の学習成果の把握・評価も示しており、多様な入学者選抜制度によって実施している。提出書類と個人面談による把握・評価は全ての選抜制度で実施

高知学園短期大学

しており、いずれも入学者受入れの方針に示した「全般的な基礎学力」「規律を守る」「基本的な生活習慣」「コミュニケーションを大切にすること」といった学習成果の状況を把握・評価する。その上で、学校推薦型選抜入学試験（指定校制）では、幼児保育学を強く志し実践しようとする人物であることを推薦の条件とし、面接で意欲的かつ継続的な努力の可能性を評価している。総合型選抜入学試験 A・B では、大学入学希望理由書や面接を通して、意欲や目標等を評価している。学校推薦型選抜入学試験（公募制）では、学習習慣の確立や表現基礎力を把握・評価するために、国語の基礎学力検査と音楽実技試験を課している。一般選抜入学試験 A では、保育に必要な一定の学力と豊かな表現基礎力を評価するために、国語の学力試験と音楽実技試験を実施している。一般選抜入学試験 B では、論理力や幼児保育への応用力を評価するために小論文を課し、入学前の学習成果を評価している。音楽実技試験では、ピアノに限らず歌唱や管弦打楽器による表現と演奏も可能とし、選曲の自由度を拡げ、受験生が取り組みやすい選考方法を採用している（提出-6、p.27～28）。

以上のように、各入学者選抜制度の方針を示し、高大接続の観点から入学前の学習成果を把握・評価して入学後の学習成果到達の可能性を予測し、公正かつ適正に選抜している。受験の問い合わせには、学生支援課及び専任教員が対応している。入学者受入れの方針や入学者選抜の方針については、高等学校関係者への説明やオープンキャンパス時に聴取された意見を参考に、学科会議で点検している（備付-100「幼児保育学科」）。

歯科衛生学科

歯科衛生学科は具体的な入学者受入れの方針を示している。高い目的意識と意欲を持ち、相手の気持ちを理解できる人間性豊かな協調性のある人を求めている。これは卒業認定・学位授与の方針に基づき達成可能な学生を受け入れるための方針であり、倫理観を持ち相手を敬い傾聴することは相手の立場を考え気持ちを共有することができることにつながり、協働と連携、すなわちコミュニケーション力と表現力となり、社会的・職業的自立に必要な社会的基礎力・汎用的能力を身につけることになる。これらは専門職として学ぶ意欲と自己研鑽となる。このことは学科の学習成果に対応している。

入学前の学習成果等についても提出書類で把握することを学生募集要項（提出-6）等で明示している。各選抜で選考基準を設定し、総合的に評価し公正かつ適正に実施している。オープンキャンパスでは、受験生や保護者等にも本学科の方針の意味と根拠を詳しく明示し、授業料以外の教科書等の経費についても説明している。特に、歯科衛生士の将来像や社会での必要性などを話している。毎日がオープンキャンパス個々の生徒に在学中にどのような学生生活を送るのか説明している。また、受験の問い合わせはアドミッション・オフィスと一体となり対応している。毎日がオープンキャンパスでは事務局と一体となり個々の生徒に在学中にどのような学生生活を送るのか説明している。また、大学説明会等では、入学者受入れの方針を高等学校教員との面談し本学科の特徴等を説明し、高校側からの意見も聴取して学科会議で定期的に点検している（備付-100「歯科衛生学科」）。

看護学科

看護学科では、学習成果に対応した入学者受入れの方針を、学生募集要項（提出-6③、p.48）やウェブサイト（提出-4「アドミッション・ポリシー」）等で示している。本学科の教育課程は、人間を対象として心身の健康の視点から生活を支えるという職責を果たすために必要な内容である。そのため、他者や社会に広く関心を持ち、国語力をもとに専門書を読み込

み理解できる力、自分の意見を伝える力、また人の心身の状態を理解するための科学的な思考力等が求められる。そして、他者と協働しながら取り組むためには、多様な人々とのコミュニケーション力も必要となる。変化の激しい医療の中で、その職責を果たすためには、社会の一員である自覚を持ち、積極的に自己研鑽でき自分を高めていく人物が求められる。このように、本学科の入学受入れの方針に示される入学受像は、看護専門職者として職責を果たす資質を持つことを意味しており、学習成果とも対応している。

入学前の学習成果の把握・評価は、入学受選抜制度によって実施している。入学受選抜制度は多様な方法があるが、本学科は全ての入学受選抜制度において調査書や個人面接を通して学習成果を把握し、入学受の受入れの方針に示される人物像であるかどうかを評価している。高等学校長推薦による指定校制の学校推薦型選抜入学試験では、看護学科を強く志し本学科の教育課程に対応できる基礎学力を有している人物であることを推薦の条件としている。また、総合型選抜入学試験 A・B では、受験生自らが、自身の目標や主体的に学習に取り組む意欲について表明し作成する希望理由書で、本学科の入学受受入れの方針の観点から評価している。さらに公募制による学校推薦型選抜入学試験や一般選抜入学試験 A・B では、基礎学力や小論文を組み合わせながら、入学前の学習成果を把握・評価している。このように、本学科の入学受選抜の方法は、それぞれ入学前の学習成果の把握・評価を示しており、入学受受入れの方針に対応している。

そして、本学科の方針は、入試説明会や高校訪問、進学ガイダンス、オープンキャンパス等を通じて受験生や保護者、高等学校関係者に説明している。そこで聴取された意見を参考に、学科・専攻科会議で報告し共通認識を図っている（備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」）。

専攻科地域看護学専攻＜参考＞

専攻科地域看護学専攻では、卒業認定・学位授与の方針の達成を目指し、本専攻の学習成果を獲得するため、入学受受入れの方針を定めている。この方針は、学生募集要項（提出-6、p.31）をはじめ、履修要項（提出-2）や大学案内（提出-3）、ウェブサイト（提出-4「アドミッション・ポリシー（入学受受け入れの方針）」）等で表明している。本専攻が学習成果に掲げている「対象を統合的に理解し、データに基づき健康課題を明確にできる」「対象や関係機関とのパートナーシップのもとに必要な支援を導き出すことができる」「地域診断に基づいて先を見通し、解決策を創造することができる」ことを習得していくためには、「看護学の基礎的な知識と技術をもち、地域で生活する人々や地域全体の健康に関心をもって人」が必要である。また、「協働関係のもとで自身の考えを伝え、リーダーシップを発揮することができる」「対象のもつ権利を擁護するための最善策を見出すことができる」「疑問に対してデータを収集し、科学的な根拠に基づいて論理的に分析することができる」ようになるために、「論理的な思考力を備え、人々の健康や看護に関する課題について探求する意欲のある人」を求めている。さらに学習成果の獲得のための基盤としては「人々と協力しながら理想に向かって主体的に学び続ける意欲のある人」であることが不可欠となる。このように、入学受受入れの方針は本専攻の掲げる学習成果に対応している。

本専攻は2種類の入学受選抜制度を実施し、入学前の学習成果の把握と評価をしている。まず、特別入試では看護学の基礎的な知識と技術の獲得状況を提出書類で審査し、小論文と面接で論理的な思考力や表現力、地域全体の健康への関心度、協調性、主体的に学び続ける

高知学園短期大学

意欲等を把握して評価し、入学者を選抜している。次に、一般入試では看護学の基礎的な知識を学力試験や提出書類で査定し、面接と小論文試験より、地域で生活する人々や地域全体の健康への関心度、論理的な思考力、表現力、協調性、主体的に学び続ける意欲等を把握して評価し選抜している。このように、入学者選抜の方法は入学者受入れの方針に対応しており、各入学者選抜制度で選考基準を設定し、公正かつ適切に実施している。

オープンキャンパス等の機会やウェブサイト、大学案内、医療機関等の学外での教育活動を通じて、本学以外からの志願者に広報活動を行っている。本専攻への入学に対する問い合わせ等には、教職員が協力して対応しているほか、教員間で共通認識をもつことで、すべての教員が同様の説明ができるよう体制を整えている。また、授業料や入学に必要な経費は、学生生活と履修の手引き（提出-1、p.86）や学生募集要項（提出-6、p.22）等に明示している。そして、特別入試の対象となる本学の看護学科における学生の動向や特徴を教員間で共有し、学科・専攻科会議（備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」）で検討したり、一般入試の志願者の状況や意見等を参考にしたり、入学してきた学生の状況を確認しながら、専攻科専攻会議等で入学者受入れの方針が現状に即しているのかを点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

高知学園短期大学の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に示す「専門性における知識や技能」を身につける専門的能力として「必要な知識と技能を身につけ、その内容と意義を説明する」こと（以下、「知識・技能」と表記）、「キャリア形成基礎力」を身につける汎用的能力として「社会の状況を柔軟に受け入れ最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」こと（以下、「適切な判断」と表記）、また「専門的知識と技能を活用する実践力」を身につけるための汎用的能力として「考え抜き、自ら行動する」こと（以下、「自ら行動する」と表記）、さらに「多様な人々と協働し学び続ける」ために身につける総合的能力として「相互に理解し尊重しあいながら自分の役割を果たす」こと（以下、「役割を果たす」と表記）を示している（提出-1）。専門的能力は専門的職業人に共通する必要事項である。汎用的能力も専門的職業人として不可欠な態度や行動等の内容である。また総合的能力は、専門的能力と汎用的能力の両面を備える能力であり、いずれも具体性がある。

これらの学習成果の獲得について、各種の免許や資格、国家試験受験資格に必要な知識や技能を軸に、平和と友愛へ貢献するために正しく活用しようとする意欲や態度に関する人間性等が挙げられ、各学科で具体的に示している（提出-1）。最終的に、学習成果の達成を証明するものとして免許や資格等の取得が挙げられ、各学科では免許・資格取得に必要な科目を中心に教育課程を編成している。そこで習得すべき概要をシラバス（提出-10）に明示

している点からも具体性がある。教育課程の各教育科目で求められる到達目標と評価方法をシラバスに明示し、学習成果は達成可能なものとなっている。各教育科目では半期あるいは通年にわたる各回の実施計画と評価方法についてもシラバスで明示していることから、一定期間内で獲得可能なものとなっている。

学習成果の測定について、「知識・技能」の専門的能力、及び「適切な判断」の汎用的能力に関する学習成果は教育課程の履修を中心に実施している。履修すべき科目と単位数は、短期大学設置基準第5条及び各種資格取得に関する法令等の規程に適うものである。また、具体的な到達目標や測定方法と基準についてはシラバスに示している。学習成果と量的・しそ敵データとして測定する仕組みとしては、定期試験、レポート、授業への取り組み状況、学外実習先からの評価、さらには社会活動への取り組み状況等、多様な点を総合して評価している。さらに、短期大学生に関する調査の本学に関する研究結果（備付-21）や卒業時アンケート調査（備付-20）を通して学習成果獲得に関わる分析も行っている。また、「自ら行動する」の汎用的能力や「役割を果たす」の総合的能力に関する学習成果については、教育課程の履修と学生対象の調査に加え、学生生活や社会活動における取り組み状況、ポートフォリオや面談等、各学科で質的データを中心に測定している。以上の学習成果は学生へフィードバックされ、学生の自己分析も推進している。

なお、授業への出席は全て行うことを前提に、欠席した場合はその分の補講を受けて学則に定めた学習時間を充たすよう、学生生活と履修の手引きに明記し指導している。そのうえで試験規程（提出-規程集 49）第3条に基づいて受験資格を確認し、学則（提出-5）第24条に基づいて成績評価を行っている。不合格者に対しては再試験を行うが、再試験までに事前に課題提出や補修で学習するよう指導している。それでも不合格の場合は次年度も学則に基づいて履修することとなる。

以上のことから、本学の学習成果は測定可能なシステムとなっている。学習成果の測定に関しては、学則（提出-5）第22～第24条や教育基本方針（提出-規程集 2）第2条に基づいて高知学園短期大学・学習成果査定の方針を示し、学生生活と履修の手引き（提出-1）に表明し周知を図っている。また、その方針を達成するため、高知学園短期大学アセスメントプラン（備付-15①）を策定して実行している。

幼児保育学科

幼児保育学科の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に照らして「問題解決」「発達支援」「環境構成」「保育指導」の視点から明示している。「問題解決」に関わる専門的能力は幼稚園教諭や保育士として必要な内容であること、「発達支援」、「環境構成」に関わる汎用的能力は社会人及び地域の人材として不可欠な技能や態度、志向性等の内容であることから、いずれも具体性は高い。また「保育指導」に関わる総合的能力は、両能力の均衡状態多面的に査定する能力として具体性がある。

学習成果の獲得を支援するため、専門的能力は教育職員免許法施行規則や児童福祉法施行規則に基づいて教育課程を編成し、各教育科目の概要と具体的な到達目標、及びその達成に必要な授業計画、さらに授業時間外に必要な学習等をシラバス（提出-10）で示している。汎用的能力については、平素の取り組み状況、社会貢献活動、学外実習終了後の個人面談、キャリア教育の強化、少人数制ゼミにおける個別指導と対話的・協働的取り組み等を推進することにより、自身の成長の振り返りと内省化、課題発見と自己成長を目指した学びを支援

している。総合的能力では、専門的能力と汎用的能力を総合してふり返りながら実践する機会の提供と自尊感情の育成に取り組むことで、特に学外実習で子ども理解を基に指導計画を立案し、実践する能力を育成できるよう支援している（備付-100「幼児保育学科」）。

本学科の教育課程は幼児保育学科カリキュラム・マップ（提出-1、p.36）に基づき、学習成果を獲得するための評価基準を定めて、半期あるいは通年にわたる教育科目を開講している。さらに、長期間継続して受講することが学習成果の獲得に有益と予測される教育科目は選択科目としても開講し、2年間の教育課程で学習成果を獲得できるよう計画している。この点からも、本学科の学習成果は一定期間内で獲得可能である。

本学科では幼児保育学科・学習成果査定の方針（提出-1、p.28）に照らして教育課程の学習成果を評価している。学生も、授業アンケートを通して授業の意義を測定し、その成果を報告している。なお、学外実習については実習先からの評価も参考にして最終的な評価を行っている。

また、定期的な個人面談の実施に基づいて汎用的能力を中心に学習成果の測定を図っている。さらに、本学卒業生としての誇りを持ち、世界の平和と友愛に貢献する責任感を確かなものとする節目として、「出発式」を開催している。この式典に臨む姿勢と態度は学習成果達成を示すものでもある。以上に加え、本学科では卒業生を対象に学習成果に関する調査や意見聴取を継続的に実施し（備付-31①）、分析結果を教育活動へ反映するよう取り組んでいる。このように、本学科の学習成果は、教員側や学生側、実習先や卒業生からも測定することができ、PDCA サイクルに基づいて測定可能なシステムになっている。

歯科衛生学科

歯科衛生学科では、学習成果を達成するために入学時のオリエンテーションで学生生活と履修の手引きを用い卒業認定・学位授与の方針及び3年間の教育課程編成・実施の方針について説明している（提出-1、p.38）。歯科衛生士として必要な専門的能力を測る「知識・技術」や汎用的能力を必要とする「人間関係の形成・連携・課題対応能力及び倫理観」などは就職及び国家試験の結果から達成状況を査定している。

具体的には定期試験では量的データで測定し、学内実習ではペーパー試験だけでは判定できない「思考・判断」や「関心・意欲・行動力」「技術」を課題（レポート）や実技試験で判定し、学生にはフィードバックし、知識・技術の到達に必要な部分は個別に指導を行っている。グループワークへの取り組み状況もルーブリック評価に基づいて質的データとして評価することで学習成果の確認を行っている。定期試験以外でも、授業中の小試験や課題（レポート）等を実施し、学習成果の確認を行っている。また、学外実習では実習先に量的データで記載する内容の評価表にしている。併せて実習終了後、学生の実習日誌及び提出物をルーブリック評価に基づいて行い、その成果を明確に査定している。また、教育課程の学習成果はシラバスに評価基準が示されている（提出-10）。歯科医療従事者として社会に輩出していることから、一定期間に獲得可能であり、本学科の学習成果には具体性があり実際の価値がある。

看護学科

看護学科の学習成果は、看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標（一般社団法人日本看護系大学協議会）が示す六つの能力群の内容と関連しており、看護専門職者として求められる実践内容であり具体性がある。本学科の教育目的で示す通り、学

習した専門的知識・技術を用いて根拠に基づいた看護が実践できる能力を身につけることは「専門的知識・技術を用いて対象の全体像を捉え、根拠に基づいた看護を展開する」という学習成果に該当する。また、豊かな人間性と倫理観を備え、他者と協働し人々の健康と生活の質の向上に貢献できる能力を有する看護専門職者となるために「看護の対象と適切な援助関係を築き、人々の尊厳と権利を尊重した看護を提供することができる」「他者との協働関係を築き、自己の役割を果たすことができる」といった学習成果の獲得を目指している。これらを実現することで学習成果の「広く社会の情勢を知り、主体的・継続的に学習に取り組む能力」の獲得につながり、研鑽を継続していく能力をもった看護専門職者の養成につながると考え、学習成果は教育目的に基づいて示されている。この学習成果の獲得のために、本学科の教育課程は、保健師助産師看護師養成学校指定規則、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に準拠し 3 年間で到達できるよう編成しており、一定期間内で獲得が可能である。

学習成果の達成度は、シラバス（提出-10）に評価方法として明記し評価を行っている。授業では、発問による回答やリフレクションシート・個別面談等により学生の理解度や疑問を把握し、授業の工夫につなげている。試験、レポート等の多様な方法でも、知識、技術、態度の視点から客観的な評価基準に従い評価しており、学習成果の測定は可能だと言える。汎用的能力の測定に関しては、既習の専門的知識・技術を、実践を通じて統合する臨地実習での評価が該当する。臨地実習では、看護の対象を、関心をもって観察することで、発達段階に応じた身体的・心理的・社会的状態を分析し包括的に理解することを学ぶ。また、臨地は、対象となる人と援助的関係を形成し、その人固有の課題に対して根拠に基づいた必要な看護を提供するといった体験の場であり、対象を支援する多職種との協働を学ぶ場でもある。まさに汎用的能力を育てる教育課程である。すなわち、臨地実習における成績評価とは、専門的知識・技術だけでなく、汎用的能力の測定を含むものとなっている。さらに、汎用的能力が関連する自己・他者の理解を深めた上で他者と協力して乗り越えていく力や、日常生活の中での規範やルールに従いながら責任のある行動がとれる倫理観等については、臨地実習以外にも授業でのグループワークへの参加状況や学内行事への取り組み状況、日常生活の様子等を通し、どの程度育成されているかを評価している。

3年次の総合看護実習では、学生全員が各々の「看護観」を発表し合う機会を設け、これも学習成果の達成の評価として有用である。また、これらの評価は信頼性の確保のために、学科・専攻科会議にて情報共有し、実習報告書にまとめている（備付-18②・100「看護学科」「地域看護学専攻」）。

学習成果査定の一つとしては、看護師国家試験の合格状況も含まれるため、看護学科国家試験対策に関する報告書（備付-17①）にまとめ、受験までのプロセスにおいて学生はポートフォリオを活用することで個々に目標を設定し、意欲や行動を客観的に振り返り、達成度を自己評価している。

専攻科地域看護学専攻＜参考＞

専攻科地域看護学専攻では、卒業認定・学位授与の方針に掲げる「対象者の尊重と信頼関係を基盤にして健康的な生活に導くための支援ができる力」「予防的な視点に立った地区診断力」を習得するために、教育課程を通して習得する専門的能力として「対象を統合的に理解し、データに基づき健康課題を明確にできる」「対象や関係機関とのパートナーシップの

もとに必要な支援を導き出すことができる」「地域診断に基づいて先を見通し、解決策を創造することができる」ことを学習成果として掲げている。また、「組織的に問題解決できる企画力と調整力、分析力、リーダーシップ」を身につけるために、専門的能力として「協働関係のもとで自身の考えを伝え、リーダーシップを発揮することができる」ことを学習成果として掲げている。さらに、「権利擁護の立場に立って倫理的問題に向き合い省察できる力」を養うために「対象のもつ権利を擁護するための最善策を見出すことができる」ことを学習成果としている。そして、「課題の探求を通して、論理的思考力と表現力、看護の質の向上に向けて、主体的に活動できる力」を獲得するために、「疑問に対してデータを収集し、科学的な根拠に基づいて論理的に分析することができる」ことを学習成果としている。以上の学習成果は、公衆衛生看護の知識や技術の習得に関する内容及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の求める学修成果（修了研究論文）の作成に関する内容で、保健師や学士（看護学）に求められる内容に基づいている。

また、学習成果の公衆衛生看護学の専門的能力の獲得には、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づいて教育課程を編成して対応している。各教育科目の目的や到達目標等についても履修要項（提出-2）、シラバス（提出-10）に明示し、学生に周知している。シラバスの内容は学生の傾向や学習の進捗を検討し、毎年見直しを行っている。令和5年度は、令和4年度に公衆衛生看護実践論の科目構成を見直し、実習の前後に演習を行うように構成した内容で継続実施した。令和4年度の実績を基に、令和5年度は実習前には、実習地域の既存データ等の情報から特性を把握し、予測される健康課題を導き出した。実習後には、実習地域に出向いて実施した地域診断を振り返り、再度、健康課題の明確化と施策への提案を行うことで、政策形成の過程を学ぶことができるよう授業内容の充実を図った（提出-10）。

学生の学習成果に対する到達度は、履修要項（提出-2）やシラバス（提出-10）に評価方法を明示して、学生と教員がともに確認ができる体制を整えた上で、評価している。またリフレクションシート等を活用して学生の理解度を把握し、次の授業に結果を反映していくことで、学生が学習成果を獲得できるよう工夫している。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

高知学園短期大学における学習成果の測定としては、各学科の専門性に基づいたデータ

が中心となっている。具体的には、直接的な評価として試験やレポート、授業への取り組み等が挙げられ、各教育科目に示した到達目標の状況を測定している。その指標は、高知学園短期大学におけるグレート・ポイント・アベレージに関する規程（提出・規程集 53）に基づいて GPA による評価を導入し、その分布状況を分析している（備付-37）。また、単位取得率、学位取得率、免許・資格の取得率に関わるデータは、学科会議の点検を経て、評議会で審議するとともに、教授会で判定を行っている（備付-97・98・99・100；提出-22・23・24）。その他、学生の学習活動や社会活動の状況も参考に「適切な判断」に関する学習成果を測定するよう活用することもある。国家試験の合格率も当該学科の教育指導体制を点検することに活用している。学科によってはポートフォリオを活用した面談を通じて専門的能力や汎用的能力の獲得の自覚についても把握するなど、学生指導の体制を構築している。間接的な評価としては、学生による授業アンケートも挙げられる。授業アンケートは成績評価とは独立して学生自身がどのように認識しどのような価値観を抱いたかなど、授業を通じた経験や関与を評価する上で意義がある。

学生による回答から測定する仕組みとしては、短期大学生に関する調査研究（備付-21）の結果も活用している。特に本学の学習成果に関連性が深い「知識・能力の変化」の項目の結果を分析して教育活動や学生指導の改善へ活用している。卒業後の学習成果に関しては、全学科で進路先の雇用者に卒業生の取り組み状況を聴取し、その内容を学習成果の分析に活用している。さらに、学科によっては同窓生への調査も活用している。

なお、本学で組織的なインターンシップの取り組みは行っていないが、インターンシップに類似する取り組みとして学外実習の評価も学習成果を分析する上で活用している。その他、留学や大学編入学があれば、本人及び受入れ先から状況を聴取することで、学習成果の獲得を分析している。また、在籍率や卒業率、就職率は、学習成果を獲得したことを証明するものであることから、毎年度就職委員会等で点検するとともに、特に休退学者の状況については評議会・教授会で学習成果獲得の指標として把握し分析している。

以上の学習成果に関するデータは、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づいてウェブサイト（備付-12「学位授与数または授与率」「免許・資格取得状況」）等で公表している。例年、卒業時アンケート調査では卒業を控えた学生の学習成果に関する自己評価を把握し、次年度の教育活動や学生指導の改善へ活用している（備付-31）。学習成果の評価は、FD 委員会を中心に各種委員会や学科会議で点検し、評議会では内部質保証を高める議論を通じて検証し、最終的には教授会で共有している。令和 2 年度からは学習成果の評価を適切に進めるため、アセスメントプラン（備付-15）に基づいて測定するよう取り組んでいる。

幼児保育学科

幼児保育学科では学習成果査定の方針（提出-1、p.28）に基づき、幼児保育学科アセスメントプラン（備付-15②）によって学習成果の獲得状況を量的・質的に測定する仕組みを整備している。試験やレポート、授業への取り組み等が直接的な評価として挙げられ、各科目の学習成果の獲得状況を GPA による評価で測定している。単位取得率、学位取得率、免許・資格の取得率に関わるデータは、学科会議で点検している（備付-100「幼児保育学科」）。

学生調査や学生による自己評価としては、短期大学生に関する調査研究の結果を活用している（備付-21）。卒業後の学習成果に関しては、実習期間中の巡回訪問指導時に卒業生の取り組み状況を聴取し、その内容を学習成果の分析に活用している。

歯科衛生学科

歯科衛生学科では、成績評価についてGPAを導入し、学生が獲得した学習成果を、定期試験や授業ごとの小試験、課題（レポート）及び実技試験をルーブリックで適切かつ厳正に評価している。歯科衛生士国家試験対策については、模擬試験結果のデータを科目別に分類して、教員間で共有し、学生に適切な学習支援をグループ別に行っており、それを学科会議で点検している（備付-100「歯科衛生学科」）。歯科衛生士国家試験の合格率については、学習成果の獲得状況として利用している。歯科口腔健康指導学外実習（幼稚園、保育所、小学校、中学校）では実習先の評価を基に点検している。個々の学生の学習成果の獲得状況を把握することが、休学および退学の防止に寄与している。前期および後期の授業終了後には、学生からの授業評価をポータルサイトで行い、授業担当教員にフィードバックしている。さらに、学生の学習成果を査定するために、アセスメントプランを策定しており（備付-15③）、評価指標に基づきルーブリック等の結果を学生にフィードバックしている。また、卒業時アンケート調査による大学に対しての満足度の結果と学習成果に関する自己評価を学科会議で点検している（備付-100「歯科衛生学科」）。

看護学科

看護学科では、科目ごとの試験やレポート、授業への取り組み状況等で学習成果の獲得状況を測定している。成績評価はGPAを導入している。単位取得率、看護師国家資格取得率からも学習成果の達成状況を評価している。臨地実習に関しては、特に汎用的能力を獲得できる機会であることから、8看護領域が各々ルーブリック等の評価表を用いて評価を行っている。

毎年、同窓生への調査として生涯学習や「ようこそ先輩」等の行事を利用し、来学した全ての卒業生に在学時の学習成果の獲得の程度や、就職後の成長の程度を自己評価のアンケートをおこなっていたが、新型コロナウイルス感染拡大以降実施できていない。

就職率・就職先・進学者数・進学先等については、学習成果獲得の指標として学科・専攻科会議にて情報共有している（備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」）。学習成果に関するデータとして、就職率・就職先は大学案内（提出-3）に、短期大学士（看護学）の学位授与数（率）、看護師国家試験受験資格取得者数、養護教諭二種免許状取得者数等はウェブサイト（備付-12「免許・資格取得状況」）にて公表している。

専攻科地域看護学専攻＜参考＞

専攻科地域看護学専攻では、学習成果の獲得状況を試験やレポート、課題による成果物、作成された論文、授業への取り組み状況等で測定している。学習成果の達成状況については、GPAの分布状況や経年的な変化、単位の修得状況、学士（看護学）の学位の取得率により評価している。また、修了研究においては入学時と修了時にリフレクションシート（備付-27①）を記入し、自己の成長を整理するとともに、ルーブリック評価を用いて、学習成果の達成状況を量的に評価できる体制を構築している。さらに、卒業認定・学位授与の方針に示す「組織的に問題解決できる企画力と調整力、分析力、リーダーシップ」の獲得状況は、グループ学習における発言や役割分担等の状況、積極性、他者への関わり等、グループへの貢献度も机間指導を通して観察し、質的に評価している。

加えて、令和6年度の専攻科入学予定者を対象とした「WAになって話そう！」（備付-52①）や修了研究発表会（備付-27①）等の令和5年度の専攻科の学生が主体となって運営す

高知学園短期大学

る学校行事への取り組み状況も観察して評価している。そして、本専攻での学びに対しては年間4回（入学時及び実習前、実習後、修了時）、国家試験対策では対策開始から随時、ポートフォリオ（備付-52③）を活用して、学生の専門的能力や汎用的能力の獲得状況について、学生自身の認識や成長を確認できる取り組みを行っている。また、保健師国家試験は、経年的な全国や他大学の合格率を参考に本専攻の状況を量的に評価し、学科・専攻科会議（備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」）にて共通認識を図りながら今後の方針を検討し、年間計画を立てている（備付-28①）。

修了生に対しては、卒業後も転職等の今後の進路に関する相談の受入れや再就職への支援、来学した修了生への対応を行い、職場への適応や求められる能力を確認している。また、学習成果の獲得状況や卒業後の成長について、生涯学習や「ようこそ先輩」等の行事を利用し、修了生が来学した際に記入してもらうことで確認ができるように作成したアンケートを活用し、卒業後の評価を量的・質的に行っているが、昨年度に引き続き令和5年度は新型コロナウイルス感染予防対策のために実施を見合わせた。実習機関においては、修了生が学生に関わることもあり、その際にも修了生の状況や学習成果の獲得状況を本人から把握するよう努めている。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

本学卒業生の場合、学外実習先が就職先になることも多い。それは、高知学園短期大学は各学科の専門性が明確であること、また入学生の大半が県内出身の学生であることもあり、地元へ貢献するべく県内就職の割合が高いためである。そのため、就職を担当する事務局学生支援課による聞き取りに加え、各学科も学外実習期間中の実習訪問先や学外実習の反省会・懇談会等、さらには関係団体との会議、社会活動等を利用して卒業生の評価を聴取している。そこで得られた結果は、就職委員会や学科会議等を通して共有し、授業やオリエンテーションの改善、及び教育課程の見直しの参考にするなど、学習成果の点検に活用している。

幼児保育学科

幼児保育学科では、ほとんどの卒業生が幼稚園教諭、保育士、保育教諭として高知県内で就職していることから（備付-36）、専任教員が学外実習先へ巡回訪問指導を行う際、卒業生の評価についても聴取している（備付-23②）。また、教員の研究活動及び社会活動において幼稚園、保育所、認定こども園、児童福祉施設等を訪問する際にも卒業後評価を聴取している。聴取した内容は、学外実習巡回指導報告書等に記録し、巡回指導以外で得られる情報も併せて学科会議（備付-100「幼児保育学科」）で共有し、授業や各種オリエンテーションに反映させながら学習成果の点検に活用している。

令和5年度は、コロナ禍による中断後3年ぶりに教育実習懇談会を開催し、実習先の幼

高知学園短期大学

稚園職員と意見交換を行うことができた。保育実習、施設実習の懇談会についても次年度は再開するよう準備を進めている。

歯科衛生学科

歯科衛生学科では、就職フェアにおいて卒業生の評価を聴取している。また、年1回開催している高知県歯科医師会との意見交換会等でも卒業生に対する意見・要望は聴取している。聴取した内容では、社会人としてのマナーである挨拶、時間厳守、コミュニケーションにおいては、ほぼ良好という評価を得ている。就職先の評価については事務局学生支援課の就職担当と教員は共有している。このことにより、卒業認定・学位授与の方針及び学習成果との整合性について点検し改善を図っている。

看護学科

看護学科では、多くの卒業生が高知県内の医療施設に就職し、そのほとんどは実習施設であることから、卒業生の評価は臨地実習を活用し個別に聴取している。また、令和5年度は定期的実施している臨地での実習反省会その他、各施設における実習施設連絡調整会議の機会を利用し、本学科卒業生全体の傾向を捉えている。県外に就職した卒業生についても、求人依頼で来学される就職担当者との面談の機会を捉え、積極的に聴取しており、就職先から送付されてくるニュースレター等でも良い情報が得られている。看護専門職を継続できている卒業生の評価は良好であり、これらの評価は学科・専攻科会議で情報共有し（備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」）、学生の教育や進路指導等に活用している。また、学習成果の効果的な見直しに向けて、卒業生評価のためのインタビューを開始した。

専攻科地域看護学専攻＜参考＞

専攻科地域看護学専攻では、学生の卒業後の就職先として、看護師の場合は県内外の医療機関、保健師は都道府県庁や市町村役場、養護教諭は国公立の学校が多い。看護師として県内に就職した学生は、就職先からの修了生の評価として、看護学科の臨地実習期間の実習先訪問や実習反省会等で状況把握を行っている。例年、臨床実習施設の看護責任者と教育担当者を招き年1回開催している実習施設連絡調整会議等においても修了生の状況把握を個別に行っているところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度以降は実施できていない状況である。県外の医療機関に就職した学生の情報については、就職先からの修了生の様子を捉えたニュースレターや採用情報の説明で来学される等の機会を捉えて把握している。

また、保健師は臨地実習の実習機関が学生の就職先となる場合が多いため、臨地実習の依頼や実習期間中のラウンド、反省会等の際に、実習先から修了生の評価を聴取している。近年では中山間地域の保健師の確保が課題であり、市町村の管理職や保健師が採用情報の説明に来学する機会に就職した学生の評価を聴取している。さらに、高知県が主催し、高知県内で保健師を養成する3大学と県、保健所、市町村の代表等の合同による高知県保健師人材育成評価検討会が年数回開催されており、その中で就職先及び就職先と関係する機関から修了生の評価を聴取している。また、修了生等の新任保健師の学習成果の達成状況や人材育成上の課題について情報交換し、保健師教育機関に求められる役割等を検討し、見直しをしている。以上の内容は学科・専攻科会議や専攻科専攻会議（備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」）で共有し、専攻科の教員で課題を検討し、授業内容の改善や教育課程の見直し、学習成果の点検等に活用している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

授業時間外の学習の状況やGPA分布状況によると、その成果には授業科目間や学科間で格差がみられる。教育課程編成・実施の方針に示した「主体的に学ぶことのできる教育」に適した水準を実現する上で、「何をどのように学習し、何ができるようになればよいのか」をシラバスに記すだけでなく、予習・復習による成果の実感を覚える学習過程の提供、そして現代の学生理解を深め、どのように関わればその実現に向けた動機付けを高める教員の教育力向上が課題である。

シラバスについては、「評価方法・基準」の記述については、改善はされてきてはいるが、まだ曖昧な授業科目もあるため、学生が具体的に取り組むことができるよう工夫する必要がある。

教養教育については、教育基本方針に定められた「広い教養」に即したカリキュラムとなっているか、開講する学科の専門科目との関連、および学習成果との関連を点検し、必要に応じ見直していくことが課題である。

職業教育については、産業界や地域のニーズを考慮し社会の発展に貢献するために、就職後の定着率の調査を課題としていたが、新型コロナウイルスへの対応による業務の拡大もあって十分に実施できていない。令和6年度は実施を検討したい。

また、高大接続をより円滑に進めるため、入試説明会における高等学校との意見交換の場を活用し入学後の学生の状況を必要に応じ伝えること、各学科で対応している入学予定者に対する入学前教育や、入学直後のオリエンテーションを含めた初年次教育の在り方も充実していく必要がある。いずれにせよ、入学者の定員確保が急務な状況ゆえ、令和6年度は戦略的に見直さなければならない。

幼児保育学科

汎用的能力についての学習成果の獲得は、多様な活動や取り組みにより支援しているが、卒業生対象の学習成果に関する調査結果等もふまえ、効果を検証していく。コロナ禍を経て教育の方法や環境設備が多様化した。現行の教育課程の妥当性や学習成果の獲得状況を検証し、必要に応じて改正していかなくてはならない。引き続き、幼児保育学科アセスメントプランに基づいて、量的・質的に査定することを継続する必要がある。

歯科衛生学科

卒業生の就職先への評価を聴取している。学習成果を含む量的・質的に測定できる内容のアンケートを作成中であるが、まだ実施できていない。早急にアンケート調査を実施し、その結果を分析し、卒業認定・学位授与の方針との整合性を検討するとともに学習成果の向上と充実を図っていくことが課題である。

看護学科

今後、社会が求める対象の多様性・複雑性に対応できる看護を創造する能力を身につけた看護専門職者の育成が必要であり、そのため、新カリキュラムの見直しと、次のカリキュラム改正に向けて検討を始める必要がある。また、主体性や思考力・コミュニケーション力・倫理観等を育む仕掛けを考えることが課題である。そして、その評価方法についてもさらに明確にしていく必要がある。

卒業生の卒業後評価については、実習施設や就職先から個別に聞き取りを行っているが、まとめの作業には至っていない。また、卒業生の自己評価も、教員が口頭では聞き取ってい

るが、具体的な考察を経て PDCA サイクルを確立するよう充実を図る必要がある。

専攻科地域看護学専攻＜参考＞

令和 5 年度は、令和 3 年度に作成した保健師教育課程のカリキュラム改正に基づく教育課程の改正が適用されて 2 年目であり、令和 4 年度の取り組みを検証し、新カリキュラムを円滑に実施に向けて各ポリシーの定期的な点検を行い、学習成果の獲得状況等評価していく必要がある。少子高齢化の進行等、我が国の抱える保健医療福祉上の課題を見極め、社会のニーズに適応した看護専門職者の養成を図るため、今後も、カリキュラム上の課題を検討したり、入学前および修了後、専攻科で学習中の学生の動向や学習成果の習得状況を検証したりして、学習成果とともに卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針の改正が妥当か検証しつつ学生に合わせて見直しを行うことが課題である。また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、教育活動の中で様々な制限が生じていたが、令和 5 年 5 月に感染症法の 5 類に以降されてからは臨地での活動が再開されてきている。令和 5 年 7 月には、中芸広域連合との連携のもとに、フィールドワークを実施することができた。フィールドワークは、生活体験の乏しい学生の学習を支援するために取り組んでおり、中山間地域の人々の生活に直接触れて地域の特性を感じ、生の声を聴いて学ぶことのできる貴重な学習の機会となっている。フィールドワークの実施により、学生は様々な地域の生活のあり様について理解を深めることができた。このことから、人々の生活を知り健康の視点で地域を捉え直す取り組みをさらに工夫し、地域と協働しながら、実施ができる仕組みづくりを検討することが課題である。

保健師国家試験対策では、現行のカリキュラムによる学習効果を引き続き検証し、保健師の教育課程の多様性や社会の動向等に伴って変化する国家試験に対応できるよう、全員合格に向けてより内容を充実させていくことが課題である。

さらに、修了生の学習成果の獲得状況や修了後評価については、日頃の教育活動や学科の行事、修了生の来学等で、直接会って聞く体制がほとんどであるが、質的な評価だけではなく量的に評価できるようなアンケート調査等の方法も、今後検討していくことが課題である。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

令和 5 年度は新型コロナウイルス感染症が感染症法上の 5 類感染症となり、世間では規制が大幅に緩和された。しかし、本学の養成する専門職は実習先ではその対象の特徴から徹底した感染防止対策を迫られ、学生自身も緩和と規制の狭間で揺れた一年となった。一方で、このような状況は、学生自身が倫理的に行動するためにはどうすればよいか考え、判断し、自ら行動することができるという、本学の掲げる学習成果の獲得に向けて専門職としての自律性を培う教育の機会となった。本学は、令和 2 年 6 月より対面授業を開始した。ICT も活用しながら様々な方策を講じ、感染拡大を起こすことなく対面授業を基本として継続することができている。この体験は、授業の継続による「知識・技能」の専門的能力の習得だけでなく、「適切な判断」「自ら行動する」という汎用的能力及び専門職としての「役割を果たす」という総合的能力の獲得にも大きく影響している。今後、どのような社会状況であっても学生・教職員が一丸となり、本学の目指す「平和と友愛」に貢献しうる専門的職業人

高知学園短期大学

の育成に向けて努力し続けていく必要がある。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

提出資料 1 学生生活と履修の手引き、2 履修要項（専攻科地域看護学専攻）、5 学則、6 学生募集要項 2024（入学願書含む）[令和 6（2024）年度]、10 シラバス、11 行事予定表 [令和 5（2023）年度]、22 教授会議事録 [令和 3（2021）年度]、23 教授会議事録 [令和 4（2022）年度]、24 教授会議事録 [令和 5（2023）年度]

提出資料 - 規程集 17 学生委員会規程、18 カウンセリング委員会規程、21 就職委員会規程、22 セクシュアルハラスメント等に関する規程、23 倫理委員会規程、24 白菊寮運営委員会規程、35 高知学園短期大学図書館規則、36 高知学園短期大学図書館運営委員会規程、48 高知学園短期大学キャリアセンター運営会議規程、58 高知学園短期大学外国人留学生規程、106 就職斡旋内規、109 幼児保育学科における CAP 制に関する内規、110 歯科衛生学科における CAP 制に関する内規、111 看護学科における CAP 制に関する内規、112 専攻科地域看護学専攻における CAP 制に関する内規、125 高知学園文書保存規程、169 ハラスメント相談員及び倫理委員会設置細則、173 高知学園短期大学外国人留学生授業料減免規程、175 高知学園大学・高知学園短期大学同窓会規定

備付資料 2 式典等の次第 ⑤看護学科・戴灯式次第、6 看護学科キャリア形成教育のための活動報告書 ①WA になって話そう！、②講話、③ボランティア活動、④進路支援、⑤ポートフォリオ、8 シラバスに関する資料 ①高知学園大学・高知学園短期大学シラバス作成要領、12 ウェブサイト「ポータルサイト」、16 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する書類 ①新型コロナウイルス感染拡大防止対策について Ver.7 ②新型コロナウイルス感染拡大防止対策に基づく受講に関する方針、19 高知学園大学・高知学園短期大学ファクトブック 2023、20 高知学園短期大学卒業時アンケート集計結果、21 短期大学生に関する調査研究、22 授業アンケートに関する資料 ①授業アンケート結果集計資料、②授業アンケート（質問項目）、③授業アンケートに対する自己分析の報告資料、23 幼児保育学科の学習成果に関する資料 ③幼児保育学科就職試験合格者による報告会、28 専攻科地域看護学専攻国家試験対策に関する報告書 ①保健師国家試験対策、31 卒業生アンケート調査結果 ①幼児保育学科、33 合格者への配付資料一式、34 オリエンテーション資料一式、37 GPA 分布一覧、38 授業参観に関する資料 ①授業参観（目的）②授業参観アンケート ③事後検討会報告書、④改善計画報告書、⑤改善計画報告書、39 公開授業に関する資料 ①授業改善に向けた公開授業の進め方、②授業改善に向けた公開授

高知学園短期大学

業計画書（書式）、40 図書館利用案内（らぶつく+）、41 パスファインダー、47 天神祭、48 学園祭実行委員会資料、49 就職に関する資料、52 専攻科地域看護学専攻キャリア形成教育のための活動報告書 ②進路支援、③ポートフォリオ、82 教室間遠隔授業システム設定、79 実験室安全のためのマニュアル、83 パソコン教室平面図、97 評議会議事録 [令和 3 (2021) 年度]、98 評議会議事録 [令和 4 (2022) 年度]、99 評議会議事録 [令和 5 (2023) 年度]、100 各学科会議議事録

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

高知学園短期大学では、学習成果の獲得に向けた責任を果たすため、教員は卒業認定・学

位授与の方針に示した「専門性における知識や技能」「キャリア形成基礎力」「責任感と倫理観」「学び続ける力」の獲得を基準として学習成果を評価している（提出-1）。その指標は全学及び各学科の学習成果査定の方針（提出-1）に基づき、各科目の到達目標をシラバス（提出-10）に記載して、具体的な学習成果を授業で説明するとともに、その基準に照らして評価を行っている。それゆえ、卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。

学生の学習成果については、担当教員だけでなく、その状況を教務課で取りまとめてクラス担任と学科長・専攻長へ報告している。学科会議でその情報を共有するとともに、検討の必要性がある場合は課題発見や改善計画を策定するなど、学習成果の獲得状況を適切に把握している。特に卒業判定までには、まず各学科で卒業予定者1人ひとりの単位修得状況を確認し、その結果を評議会で審議し、さらに教授会で卒業判定を行うことで状況を確実に把握している（備付-97～100；提出-22～24）。

授業評価についても、前期、後期の各授業終了後に学生による授業アンケートを実施し（備付-22②）、学生から授業評価を受け、その内容を吟味するとともに、集計された内容について自己分析を行い、その内容と改善計画を教務課へ文書で報告している（備付-22③）。具体的には、まず各授業の最終回終了後にポータルサイトから学生が授業アンケートを回答し、担当教員が授業評価を学生側から受けている。担当事務局である教務課は、学生による各授業科目の評価結果を取りまとめて各担当教員へ返却する。専任教員は、授業アンケートの結果に基づいて自己分析を行いながら点検を進め、その概要を報告書にまとめて教務課へ提出することとなっている。学長や教務部長、学科長・専攻長は、全科目の授業アンケート集計結果（備付-22①）や自己分析の内容を確認したり、教員同士も参考にしたりしながら改善を図っている。さらに、教職員だけでなく学生も授業アンケートの結果を教務課で閲覧することができることとしている。また、FD委員会では授業アンケートの結果を総合的に吟味し、全学及び学科・専攻の課題を具体化するよう取り組んでいる。

授業アンケートに対する自己分析の報告によると、各教員は授業評価の内容を学生からの声として受け止め、自己分析を基にして課題を内省し改善点を抽出するなど、より満足度の高い授業に向けて検討し、授業改善のために活用していることが示唆される。また、複数教員で担当する授業や関連性・発展性のある授業においては、学科会議を中心に授業担当者間で教育課程編成・実施の方針に基づいた役割を確認したり見直したりするなど、意思の疎通、協力・調整を図っている。

各学科では、学科長とクラス担任を中心に、各期の教育目的・目標の達成状況を把握し、確立した教育目的・目標に向かって教育活動に取り組んでいる。例年は前年度に授業参観（備付-38）を担当した教員が、そこから改善した取り組みを公開授業として実践することとしている（備付-39）。この取り組みにおいても事後検討会を開催し、授業担当者と参観者が学び合う機会となっている。令和4年度まで感染防止のため実施できていなかった授業参観については、令和5年度は新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類となったものの、すぐには感染防止が解除できる状況ではなく前期は実施できなかったが、後期から再開した。

他方、教育目的・到達目標を達成できず再履修を要する学生がいる場合は、学科・専攻内の教員が確実に把握し、担当教員やクラス担任教員が中心となり、その後の履修に関して個

高知学園短期大学

別指導計画を検討し、指導している。このように、教員は学生1人ひとりの内容を十分に把握し、履修及び卒業に至る指導を行うなど、各学科の学習成果の獲得に向けて責任を果たすよう努めている。

技術的資源について、本学では全教職員に1台のPCを貸与し、Microsoft 365 アカウント (Office 365 A3) を割り当てている。学内の委員会等でのグループ (メーリングリスト) の活用、オンラインでの教授会等の Teams のビデオ会議の実施、ファイル共有による迅速な感染症発症者の集計等、校務の様々な場面でこれらの資源を活用している。また、ブラウザでアクセス可能なポータルサイトは、相互にやり取りの必要がない連絡等で日常的に活用されている。教員は、授業においても、Teams で資料配布や課題提出を行うなど、技術的資源を効果的に活用している他、感染症などによる特別な配慮が必要な学生に対しても、ビデオ会議を活用する等して、学生の学習を継続させるために尽力している。これらを実施する過程で、必要なスキルを身につけることによって、コンピュータ利用技術の向上が図られている。

学生のネットワークやコンピュータ活用を促進するため、パソコン実習室は授業で使用されていない時間帯は開放されており、自由に学生が PC やネット環境を利用することができる。また、図書館にも 16 台の PC が設置されており、これらの機器は、調査やレポート、プレゼンテーション資料作成等で幅広く活用されている。学生がこれらの設備を十分活用するため、コンピュータ・リテラシーを主な目的とした科目を教養教育科目や基礎分野として開講している (表 II-B-1-1)。

表 II-B-1-1 各学科のコンピュータ・リテラシー科目

学科・専攻	科目名	区分
幼児保育学科	情報科学 I	教養教育科目
	情報科学 II	教養教育科目
歯科衛生学科	情報科学	基礎分野
看護学科	アカデミック ICT リテラシー	教養・基礎分野
	情報科学の基礎	教養・基礎分野
	情報科学の応用	教養・基礎分野
専攻科地域看護学専攻	情報科学	情報科学

これらの科目を通じて、情報担当教員で学習内容について検討し、OneDrive を利用したネットワーク上での安全なファイル管理や設定方法を継続的に指導している。この結果、USB ドライブの使用はかなり減少しており、これに伴って忘れ物や紛失の問題についても大幅に改善している。

また、学習成果の獲得に向けた事務職員の責任についても、就学指導や就職支援等において学生の抱える問題点や学習成果を知り得るなど、所属部署の職務を通じて学習成果の獲得状況を認識している。学生の成績は、学校教育法施行規則第28条及び高知学園文書保存規程 (提出-規程集125) に基づき、教務課で適切に保管している。教務課は授業科目の履修登録等の就学指導や学生の成績処理、Webシラバスの編集等教務全般の職務を通じて、直接的

高知学園短期大学

もしくは間接的に学生と係わりながら学習成果の獲得状況を認識することができている。学生支援課は、キャリア教育の企画立案、キャリアセンターの業務等や学習や学生生活での悩みがあればカウンセリングの窓口として受け入れを行い、学習意欲を喚起させるよう助言し、常に学生と係わり学習成果の獲得状況を把握しながら卒業、就職活動に至るまで支援をしている。同時に、各学科の教育目的や学習成果の獲得状況を把握し、認識することに努めている。

その他、庶務課及び図書課の職員も教授会への出席や各種委員会の構成員及び事務局を担当しており、学生に関する情報を得ながら学習成果を認識し、学生に対して履修及び卒業に至る学生支援に努めている。このように、事務職員も就学指導や就職支援等を通して、学生に入学時の学習意欲を喚起させるよう助言しながら、学習成果の向上に貢献している。同時に、各学科の教育目的や学習成果の獲得状況を把握し、認識することに努めている。

本学の図書館には専任職員2名（司書2名）、非常勤職員1名の計3名が配置され、高知学園短期大学図書館規則（提出・規程集35）に基づき、学生の学習成果の向上のために支援を行っている。また、教職員全体で学生の図書館の利便性を向上させるよう配慮している。本学では図書館運営委員会規程（提出・規程集36）に基づいて図書館運営委員会を開催し、各学科からの図書館への要望を検討し、図書館活動を審議し推進している。教員・学生からの購入希望を含む全ての図書館購入図書は図書館運営委員会において選書している（電子書籍を含む）。

図書館内では、蔵書検索用専用端末（パソコン）を1台配置しており、館内にある他の16台のパソコンからも蔵書検索ができる。また、インターネットを通じて、各研究室や学生用のパソコン実習室等のパソコンはもちろん、家庭のパソコンや携帯電話からも蔵書検索は可能である。検索の仕方は、図書館利用案内（備付-40）や学生生活と履修の手引き（提出-1）、パソコン内にある図書館利用案内（ファイル）等で周知を図っている。利用者からの質問に対しては図書課事務職員が端末を操作しながら口頭での説明も行っている。

資料の貸出・返却のほか、他大学との相互協力業務（Inter - Library - Loan : ILL）等の図書館業務は、図書館業務システムにより電算化されている。現在の図書館システムでは、学生、教職員各自の貸出情報等の確認や文献複写依頼も可能な My Library が稼働し、より利用者の利便性が高まっている。

教育・研究に活用するために、CiNii Research、JDreamIII、医中誌 Web 等、各種データベースを導入している（備付-41）。これらの使用についての説明は入学時のオリエンテーションだけでなく、要望に応じて随時行っている。また、専攻科地域看護学専攻に進学を予定している学生等を対象に、医中誌 Web 等の検索方法と図書・論文の入手方法について、オリエンテーションを行っている。こうしたオリエンテーションは図書館で利用できるデータベースを周知するとともに、日常の学習やレポート作成、研究や論文作成にあたって、学術論文等のデータベースを効果的に活用できるための支援となっている。

国内外教育研究機関との学術情報相互提供システムについては、国立情報学研究所の NACSIS-CAT、NACSIS-ILL により他大学との相互利用を実施している。また、本学図書館と高知県立図書館は相互協力に関する協定を締結しており、高知県立図書館協力貸出サービスの対象館であるため、高知県内の公共図書館、大学図書館の本を無料で取り寄せることが可能である。過去3年間の学外からの図書借り受け冊数は、令和3年度6冊、令

高知学園短期大学

和4年度9冊、令和5年度10冊であった。また、学外からの文献複写取寄件数は、令和3年度113件、令和4年度81件、令和5年度118件であった。また、令和元年度から継続して国立国会図書館による「図書館向けデジタル化資料送信サービス」対象館となっている。

図書の貸出期間は3週間であり、貸出冊数の制限は設けていない。夏期休業中等には、長期貸出を行い、学外実習期間中には8冊に限り貸出期間を延長するなど、利便性の向上に努めている。新着雑誌、製本済雑誌聴覚資料、参考図書等は一般図書とは別置して、利用の便を図っている。また、館内に新着図書コーナーを設けて、新しく購入した本を学生や教職員の目に触れるようにしている。図書館報「らぶつく」に掲載されている学生及び教職員の書評も書籍とともに展示し、学生や教職員の読書体験を共有することを通じて学生の読書を奨励している。令和5年度前期放送のNHK連続テレビ小説「らんまん」のモデルとなった牧野富太郎博士にちなみ、牧野博士と本学との関わりについて、本学図書館が所蔵する牧野博士の著書及び関連する著書等資料の展示を行った。また、アンパンマン生誕50周年及び令和7年度前期放送予定の連続テレビ小説「あんぱん」製作決定にちなみ、やなせたかし氏の著書等所蔵資料を展示した。なお、やなせたかし氏は高知学園名誉学園長である。その他にも図書館の資料と利用者とを結ぶ一助となるよう、七夕やハロウィン、クリスマス等、季節行事に合わせて、適宜資料の展示を行った。教員も図書館や情報機器に関して学科内で検討し、成果を全学的な議論に反映させている。寄せられた意見・要望も図書館運営委員会で検討し、図書館の活動や情報機器の整備に役立っている。また、「直木賞」「芥川賞」「本屋大賞」受賞作を1階閲覧室近くに配架して学生の目に触れるようにし、文学作品の貸出が増加した。また、1階入り口付近には「レポートの書き方」に関する本を配架して、学生の学習の支援を行っている。

幼児保育学科

幼児保育学科は、卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。各教員は、定期的実施する試験や課題・レポート等で学生の学習成果の獲得状況を把握するとともに、学生の授業時間外学習を促す取り組みを進めている(備付-8①)。到達度の低い学生に対しては、学科全体で情報を共有し、意見交換を行い、一人一人の状況に応じたきめ細かい指導をするなど、連携を取りながら必要な働きかけを行っている(備付-100「幼児保育学科」)。

各教員は、授業アンケートの結果を受け、それに対する改善計画報告書(備付-38④)や教員相互による検討により授業改善に努めている(備付-38①～④)。さらに、授業・教育方法の改善のため、卒業生の修学成果に関するアンケートにより収集した情報を分析共有するよう努めている(備付-31①)。

授業内容の調整については、学科会議や授業担当者会議を開催し計画的に進め、非常勤講師も含めた授業担当者間での連絡・協力・調整を図り、教員相互の連携を強化している。学生の学修への取り組みを支援するため、学習成果評価のためのルーブリックに基づく授業科目の評価基準と測定方法をシラバスで明示するなど、教育体制を確立している(備付-8)。学生の履修及び卒業に至る指導は、クラス担任と副担任を通じ学科全体として進め、各学生の状況・課題を詳細に把握している。問題発生時も学科のバックアップの下、クラス担任と副担任が協力して学生・保護者に連絡し支援できる体制を確立している(備付-100「幼児保

育学科)。

教育実習・保育実習についても、実習事前指導を行うとともに、実習先職員と連携し、学生が学科の教育目標を達成できるよう支援している(備付-23②)。コロナ感染症防止対策のため中止していた学外実習先との懇談会を再開し、実習先から指摘される課題に学科教員が連携して授業や指導の改善に努め、次年度の懇談会でその取り組みの状況や成果を報告している。また、就職試験合格者による報告会を開催し学生の目的意識を高め、就職準備の具体的な方法やテキスト等の情報共有を促している(備付-22③)。

歯科衛生学科

歯科衛生学科は、卒業認定・学位授与の方針に基づき、シラバスに示している成績評価基準(提出-10)により学習成果を評価している。学習成果は講義・実習・演習ともに学内では、定期試験のほか小試験、課題(レポート等)の提出及び実技、グループワークでは取り組みのプロセスまた、発表はルーブリックシートを用い客観的に評価している。ルーブリックシートは学生にフィードバックをし、学生に自主的な学習となるよう促している。また、各教員は学生の疑問・質問等に対応するためにオフィスアワーを設けている。

学外実習では、指導担当者等の評価と教員が実習日誌等を確認し学生の学習成果を総合的および公正に評価している。また、学生による授業評価は、授業アンケートの結果を受けて、それに対する自己分析を行い、授業・教育方法の改善に努め次の授業に活かしている(備付-22③)。

学習成果の獲得に向けて、専門科目に必要な書籍を教員が選書し、毎年図書館に専門書を増冊している。この図書館所蔵の書籍を、専門科目のレポートとプレゼンテーション作成の際の参考文献として紹介することで、図書館の積極的な利用を促している。さらに、医中誌 web や CiNii Research による医学文献検索や情報収集に学生が主体的に取り組めるよう、教員が学習支援を行っている。

学生は、パソコン実習室と図書館に設置されたコンピュータを適切に活用して、レポートやプレゼンテーションを作成し、本学科の学習成果である「プレゼンテーションする構成力と表現力」の獲得に繋げている。さらに、Microsoft 365 を活用することで、クラウドに保存されたファイルに学内外からアクセスでき、学習の利便性を図っている。

教員は、Teams によるオンライン教育を活用して授業の準備を行っている。Teams の特徴でもあるファイル共有機能を上手く利用して、学生がスマートフォンでも学習できるように、学習方法と仕組みを整えることによって、予習・復習などの時間外学習の促進に繋げている。加えて、本学科は個々の学生支援を充実させる取り組みにも Teams を積極的に活用し、教員・学生共にコンピュータ利用技術の向上を図っている。

看護学科

看護学科では、卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価し、教員はその責任を果たしている。各科目では、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。また、授業時の学生の反応やリフレクションシート、小テスト等により学習成果の獲得状況を把握し、学生の状況によってはクラス担任や実習責任者・学科長に報告し、必要に応じて個別面談を行うなどの支援を行っている。そして、学科・専攻科会議等において情報共有を行っている(備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」)。臨地実習は文部科学省及び厚生労働省より出されている実践能力の到達度も参考にしながら

ら、学習成果の到達度を反映する成績評価基準としている。

各科目について、定期的に学生の授業評価を行い、その結果を受け、自己分析したものを教務課に提出し、授業改善に努めている（備付-22）。オムニバス形式の授業では科目担当者間で話し合いの場をもち、授業の目的・目標に向けて授業の連続性や学生の到達度等を確認しながら意思疎通、協力・調整を図っている。また、日常的に教員間で学生の授業での理解度や実習での様子を情報共有しながら、教育目的・目標の達成状況について把握、評価している。学習成果のうち、自己の客観視ができることや、適切な報告・連絡・相談ができること、チームの一員としての自覚を持つこと、主体的・積極的に学習に取り組むことなどについては、授業以外の時間での指導が重要になってくる。今時の学生の質を検討したうえで、教育的な関わりとなるよう配慮しながら指導を行い、不安や困りごとについても個別で相談に応じるなど日常的に手厚い援助を行うことで学生のモチベーションの向上を図り、履修及び卒業に至る支援を継続的に行っている。

さらに、教員は図書館の利便性の向上のための提案等を行い、授業や国家試験対策（備付-17①）、研究活動、学内の委員会活動等にコンピュータや学内 LAN を活用している。年度初めの入学者及び在学生のオリエンテーションでは、図書課からのオリエンテーションとともに、図書館の活用方法や研究論文の検索方法を伝え、また、3年次の「看護研究」の授業ではシラバス（提出-10）に示すように図書館を利用し、より具体的に文献検索を行うことを促している。

令和 5 年度からは、本格的にナーシングスキルを導入し、オンラインによる学習を進めている。各領域の授業の事前学習や、確認テストにとどまらず、臨地実習前の看護技術の確認や、国家試験対策にも活用している。

そして、教員はこれらのコンピュータ利用技術向上のため、コンピュータの専任教員から指導を受け、学科・専攻科会議などで情報共有を行っている（備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」）。

専攻科地域看護学専攻＜参考＞

専攻科地域看護学専攻では、履修要項（提出-2）に、カリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーを掲載し、開講科目と学習成果の関連性と開講科目同士の関係性を一覧で示し、1年間での学習成果の獲得プロセスを可視化している。また、シラバス（提出-10）には、各科目の評価方法・基準を示し、各科目履修と学習成果とのつながりが把握できるようにしている。教員は、授業担当者間で内容について互いに相談しながら協力・調整を図り、また学生による授業アンケートをもとに自身の授業を振り返り（備付-22③）、本専攻の教育目的に向かって授業内容の改善を図る努力をしている。

学生の学習成果の獲得状況については成績や単位修得状況を確認するとともに、入学後の授業開始前、及び前期の成績通知の際に学生と教員が面談を行い、学生の学習における達成状況や課題を共有するなど、学生の学習への関心と意欲を維持、向上する取り組みを続けている。そして、学生が希望する進路に進めるように、個別支援を行うと共に、看護学科との連携の下に就職、進路支援やキャリア形成支援のための体制を整えている（備付-52②）。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

高知学園短期大学

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

高知学園短期大学では、入学までに望まれる学習レベルを入学者受入れの方針へ明記し、学生募集要項（提出-6）等で公表している。本学では入学予定者を対象に合格者登校日を設定、入学に対する心構えと入学直後に始まる学びの内容、そのために準備すべき学習課題等を提示することで、円滑な高大接続を目指し、学習への動機づけを高めるよう取り組んでいる（備付-33）。毎年4月になると、新入生に対する短期大学全体のオリエンテーションを開催し、学生生活と履修の手引き（提出-1）に基づいて大学における学習方法と科目履修、選択等についての説明を行っている（備付-34）。全体による説明後、学科別にオリエンテーションを行い、専門性に基づいた学習方法や教育課程の意義、資格取得に関する事項、学生生活のあり方等を具体的に説明している。また、授業開始の約1週間は、学生の登校前から教職員が交代でキャンパス内外に点在し、新入生が慣れないキャンパス内で迷うことのないよう支援している。在学生に対しても、2月、そして新年度前の3月にはオリエンテーションを行い、これまでに獲得した学習成果に基づいて今後の目標と課題を具体的に説明し、必要に応じ個別に面談を行いながら、学習に対する動機づけを高めるよう努めている。さらに、各学科ではより専門性に特化したオリエンテーションを交えながら、学生が翌年度の学習を円滑に始めることができるよう取り組んでいる。

学習支援のための印刷物としてはシラバス（提出-10）や学生生活と履修の手引き（提出-1）、行事予定表（提出-11）、実験室安全のためのマニュアル（備付-79）を発行・配布し、オリエンテーションや授業で説明する際に利用している。学習支援で重要な内容や日常の連絡事項については、ポータルサイト（備付-12）や Teams を中心に、学内掲示や印刷物も活用して学生への周知徹底を図っている。

高知学園短期大学

基礎学力が不足すると思われる学生に対しては、授業の工夫のほか、教員が補修を実施したり自学自習用の課題を提供したりして学習成果の獲得を図っている。学習上の悩みや不安がある場合には、クラス担任を中心に各学科、学生支援課を軸に事務局各課で相談に乗るとともに、産業カウンセラー資格を有する複数の教職員とも連携しながら、適切な指導助言を行っている。その悩みの状況に応じては、カウンセリング委員会規程（提出・規程集 18）に基づいてカウンセリング委員会が対応することもある。他方、学習成果の進度が早い学生や優秀な学生に対して、各学科で CAP 制の内規（提出・規程集 109～112）第 3 条に基づき配慮しているほか、学生の希望に応じて科目担当教員が個別に対応している。

留学生の受入れに関しては、高知学園短期大学外国人留学生規程（備付・規程集 58）に基づき、外国人留学生を受け入れる体制を整えている。受入れに当たっては留学生選考を制度化して対応している（提出・6、p.20）。また、高知学園短期大学外国人留学生授業料減免規程（提出・規程集 173）も整備して学習成果を高めるよう配慮している。他方、留学生の派遣について組織的に特別な対応は行っていないものの、留学の案内があればその都度掲示を通して学生へ周知している。

各学科は、短期大学生に関する調査研究（備付-21）の集計結果や GPA 分布一覧（備付-37）、ファクトブック（備付-19）等のデータに基づいて考察し、学習支援の方策を点検している。また、進路決定状況や国家試験合格状況も学習成果の達成状況を把握する指標として位置づけ、各学科、また就職委員会や学生委員会で点検している。学科によっては、ポートフォリオも活用して点検している。

幼児保育学科

学習成果の獲得に向けて、図書館の蔵書だけでなく、備付のパソコンを使用した研究論文等からの情報収集や、入手したデータや知識を基にディスカッションをする際に、グループ学習室を利用するなど、図書館の多様な機能を活用している。

幼児保育学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、教養教育の「情報科学Ⅰ」「情報科学Ⅱ」を必修科目とし、基礎的な情報スキルを培うため、コロナ対応のパソコン再配置・教室システム設定を実施し、2 教室間遠隔授業システムにより、ICT の活用・教育利用への理解を深める授業を構成している（備付-82・83）。専門科目専門教育では「教育媒体の研究」において、情報技術の効果的な活用方法及び応用的な内容を活用した電子紙芝居制作、体験発表等、体験型の学びを構成している。保育内容（健康）と教職実践演習（幼稚園）では、模擬保育の様子をビデオ撮影し、保育に関する特徴的なシーンを分析し、保育者・園児の動きを捉え、内容をキャプションにまとめて意味づけするなどの模擬保育の分析を進め、指導案に反映させることで子ども理解を深めている。

歯科衛生学科

歯科衛生学科では、令和5年度は合格者登校日を実施し、歯科衛生士を目指す心構え及び日常生活の様子を説明して不安なく大学生活がスタートできるように支援した。加えて、基礎学力を身につけるよう課題を出題した（備付-33）。入学後のオリエンテーションでは、「学生生活と履修の手引き」を用いて教育目的や三つの方針、学習成果等を示し、学習成果の獲得に向けて学生が興味を持って学習できるように丁寧に説明している。在学生においても、年度始めのオリエンテーションで、新入生と同様、教育目的や三つの方針、学習成果等を説明している。学習上の相談については、クラス担任だけでなく授業担当教員も同席して助言

と支援を行うようにしている。また、学内実習で授業時間内に到達目標に至らなかった場合は空き時間を利用し、担当教員がフォローアップしている。また、進度の速い学生については、別途プリント等を渡すなど支援している。授業形態により、学生が能動的に学習できるアクティブラーニングを積極的に取り入れている。国家試験対策はグループ編成を行い学習意欲が失われないように各グループ1名の教員を置き学習支援を行っている。また、習熟度にあわせて補習への参加を促している。メンタル面のサポートとしては、個別面談も行っている。学習状況(量的データ)は教員間で共有し支援している(備付-100「歯科衛生学科」)。

看護学科

看護学科では、入学後は、早い時期の学習成果の獲得に向けて、また国家試験受験を見据えた学習の方法を身につけるため、オリエンテーション時に具体的な国家試験の内容を説明し、先輩の学習方法や推薦したい参考書等を紹介することで学習意欲を高めている。

令和5年度は、入学前課題の確認テストにて、学生の学力レベルを査定し、学科・専攻科会議にて報告・情報共有を行った(備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」)。そして後期授業が始まるまでの時間を利用し、基礎学力が不足していると思われる学生に補講を行ったが、それでも学力の十分でない学生には、全教員が各授業を機会に個別に関わり、丁寧に指導するよう努めている。担任・副担任を中心に、学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みや対人関係、家族の問題等についても個別に相談に乗り、適切な指導助言を行う体制を整えている。逆に進度の早い学生や優秀な学生には、履修登録上の上限を緩和する、専攻科への進学を勧めるなど、学習活動の発展に向けて個別に支援している。

そして、通常は学習成果につなげるキャリア形成教育にも力を入れるところ、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け、「ようこそ先輩」等ほとんどのイベントが中止となっているが、その中でも感染対策を行いながら「戴灯式」を挙行し、初めての実習に向けて意識づけを行った(備付-2⑤)。また、異学年交流としての「WAになって話そう!」や「医師による臓器(腎)移植についての講義」等のイベントを実施することができた(備付-6①②)。そして、日常的にポートフォリオを用い、学生にボランティア活動(備付-6③)や学習活動に対する自己評価を促すとともに、教員も自分自身の教育活動の評価として活用している(備付-6⑤)。学生の進学・就職は、年々厳しさが増しているが、キャリア支援担当者会を中心に、学生支援課と協働しながら、スムーズな就職活動を検討し、マニュアルに基づいて指導している(備付-6④)。

専攻科地域看護学専攻<参考>

専攻科地域看護学専攻では、入学前オリエンテーションを複数回行い、入学後にも履修や修了研究に関するオリエンテーションを適切な時期に複数回行い、学生が主体的かつ積極的に科目の履修や修了研究への取り組みができるように支援している(提出-1; 備付-34)。

本専攻は、保健師国家試験受験資格及び学位授与機構による学士取得を目的とした教育課程のため、教職専門科目以外はほぼ必修科目であるが、修了研究においては学生自身の関心のあるテーマを設定し、意欲的に取り組めるように個別指導できめ細やかな支援をしている。

授業や実習だけではなく、国家試験対策等状況に応じて学生への個別支援と集団支援を組み合わせながら、学生が学習成果を獲得し、自信をもって社会に出て行く支援体制を整えている(備付-28①)。

高知学園短期大学

1年間を通して、学習や進路に関する学生の相談を受け付け、学生の学習進度や学習意欲を把握し、単位の履修状況やGPAの評点、学生によるポートフォリオへの記載内容を基に、学習成果の獲得状況を量的・質的に把握し、授業改善に活かしている（備付・52③）。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

高知学園短期大学では、健全な学生生活を送るために教職員による組織として学生委員会（提出・規程集 17）やカウンセリング委員会（提出・規程集 18）、倫理委員会（提出・規程集 23）が整備されている。その事務局は学生支援課が中心となり支援を行っている。さらに各学科はクラス担任制を設けており、学生生活の支援を細やかに対応している（提出・1、p.14）。また、安心・安全な生活を送るために入学時から学生総合保障制度（24時間補償）に全員が加入し、日常生活の中で直面する危険な事象や学外での実習においても補償している。

学生が主体的に参画するクラブ活動や学園祭行事等の活動について、クラブ活動では学生支援課を担当事務として各クラブに本学教員を顧問として配置し、予算書作成や年間計画の立案など学生が主体的に活動できるように支援している。また、学園祭（天神祭）では学生組織である学園祭実行委員会を設け、さらにその中の執行部が主体となり運営し、準備

高知学園短期大学

や実施に取り組み、その支援は学生支援課職員と各学科の教員が協働し行うように組織づけられている（備付-47・48）。そして平常時にはボランティア活動等への取り組みも学生が積極的に参加できるよう、情報発信や外部との調整等、教職員は支援をしている。しかし、令和5年度は5月に新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行されたものの、まだ感染のリスクもあることから、クラブ活動やボランティア活動は十分に実施できているとはいえない。その中で、各学科の学生の代表数名が「学園祭実行委員」となり執行部を中心に行ってきた学園祭は、令和4年度の1日開催のみから通常の2日間開催に戻った。とはいえ感染防止の点から喫食は禁止した。また、12月の始めには、中庭に設置したクリスマスツリーに学園祭執行部が飾りつけをして、各学科の学生たちや教職員も参加してクリスマスツリーの点灯式を実施した。例年は幼児保育学科の学生たちがミニコンサートを開いていたが、令和5年度はプロジェクションマッピングを行い、学生たちの思い出作りの一助とすることができた。

学生の福利厚生面では、食堂において学生の健康面や嗜好を考慮したメニューの作成を委託業者と交渉している。さらに令和2年度からは感染防止対策を徹底した環境整備を行うなど、学生が安心・安全に食堂を利用できるよう努めた。また、自動販売機コーナーの設置や、空き時間に活用する憩いの場としてベンチ・椅子・テーブル・ガーデンパラソル等を中庭、6号館前の庭、8号館テラスに整備し、快適な環境の提供にも配慮している。さらに学生の利便性を考えイトインコーナーも設置し、学生のキャンパス・アメニティに配慮した工夫を行っている。女子学生を対象とした学生寮については、北館（旧寮）と南館（新寮）の2棟があり、学生の希望により部屋を選択できるようになっている。さらにインターネット等の設備の充実も図り、学習環境も整備されている。学生寮は学園敷地内にあること、24時間体制で寮監・寮母が滞在し緊急時の対応も可能であることなど、環境及び安全面も万全である。寮については、運営やその他を審議する機関として教員と事務職員とで組織された白菊寮運営委員会を設けている（提出-規程集 24）。そして、学生寮以外で希望があれば、地域の不動産業者との連携により、学生の希望に合わせて、アパートの斡旋も行っている。以上の支援組織についても学生支援課が担当している。

学生の通学手段は自転車やオートバイが多い。オートバイは登録制にしており、毎年100名程度が登録し、自転車も含め台数に見合う駐輪場を確保している。遠方の学生においてはバス、電車、鉄道など公共交通機関を利用する者も多い。なお、本学は構内への自動車での乗り入れは禁止としている。

学生への経済的支援として、本学独自の奨学金制度は設けていないが、在学生のほぼ半数が独立行政法人日本学生支援機構奨学金貸与を受けており、手続や返還の指導を学生支援課が行っている。また、幼児保育学科、歯科衛生学科、看護学科については他に高知県の職業別の奨学金制度があり利用することができる。本学では、学則第33条（提出-5）に基づき、授業料等納入金は前期・後期の期別に納入することになっている。ただし、特別に事情があると認められた場合は、学則第33条第4項に基づき延納を認めることがある。教務課は学納金納入確約書に記載した日時までの納入状況を常に確認している。また、諸事情により納入が困難な状況である場合には、日本学生支援機構の奨学金を紹介し、学生が学習を継続できるよう支援を行っている。

学生の健康管理やメンタルヘルスケアやカウンセリングについては、医務室やカウンセ

高知学園短期大学

リング委員会が置かれ、学生が充実した学生生活を送れるよう支援するための体制を整えている。医務室には看護師が常駐し、学生の怪我や急病への対応、メンタルヘルスへの支援を行っている。毎年3月末から4月には健康診断を一斉に実施し、医務室は全学生の健康状況を把握し保健指導や受診指導を行っている。また、慢性疾患等で学生生活の中で特別な配慮や見守りが必要な状況にある学生については、安心・安全な学生生活が営めるよう本人や保護者の同意のもと医務室と学科教員が情報を共有し、連携している。感染症の流行時期には、医務室前の掲示板に県内の感染症の情報や感染対策の資料等を掲示し、感染予防の啓発を行っている。とくに令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症により、健康管理の徹底が必要であった。新型コロナウイルス感染症に感染しない、させないことを目標に、感染拡大防止対策をできる限り実施してきた。令和5年度は5月に新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行されたこともあり、これまで教職員と学生に通知していた「新型コロナウイルス感染防止対策について」および「新型コロナウイルス感染拡大防止対策に基づく受講に関する方針」もアップデートした（備付-16①②）。5類に移行されたとはいえ感染のリスクもあることから、学生、教職員ともに一丸となり感染対策の徹底を行った。

学生は相談したい事案が生じた場合、トイレ等に設置している相談申込書に記載し、誰にも気付かれないように医務室前の申込ポストに投函できるシステムを整えている。とくに新型コロナウイルス感染症のため、全国的に大学の閉鎖やそれに伴うオンライン授業などによる大学生のメンタルヘルスの課題が浮き彫りになった。本学では、新型コロナウイルス感染症の直接的な影響によるメンタルヘルスの不調については、医務室やカウンセリング委員会への報告はあがってきていないが、例年より身体的な不調や心配ごとを訴える学生が多少増加傾向にあった。

また、多様なハラスメント等に対応するために相談体制を整え、救済と対応に努めるようセクシュアルハラスメント等に関する規程（提出-規程集 22）があり、相談窓口として相談員を配置し、相談員は倫理委員会を組織し対応することが定められている（提出-規程集 22・23・169）。これらの支援については、学生生活と履修の手引きに記載されている（提出-1、p.67）。

学生生活に関する意見や要望については、卒業時アンケート（備付-20）や短期大学生に関する調査研究（備付-21）、授業アンケート（備付-22）の結果を中心に活用し研究している。平素においても学生支援課、また教員のオフィスアワーを利用して、学生の意見を聴取している。その他、意見箱を2カ所設置し学生は意見や要望を無記名で投稿できるよう工夫し、その内容を参考にして反映できるものは積極的に対応し、必要に応じて意見に対する回答を掲示するよう努めている。これらは、事務局全課に加え、クラス担任や学科長・専攻長等、さらに関係する委員会も通じて対応している。

留学生については、学習及び生活支援に関する体制として、当該学科の教員及び教務課、学生支援課の職員を中心に、日本語教育等の支援や生活相談に対応できる体制は整っている。また、生活支援に関連して、本学では外国人留学生授業料減免規程（提出-規程集 173）を設け、授業料の30パーセントを上限に減免できる体制をとっている。なお、本学では在学年限を学則第5条の2、休学の期間を学則第15条の1～3に定めて周知している（提出-5）。長期履修生受け入れに関する制度化は行っていない。

社会人経験者の学生に対しては組織的な学習支援は行っていないが、必要であればどの

高知学園短期大学

学生に対しても個別の学習支援を行っている。また、障がい者の受け入れのための設備としては、障がい者用トイレ、施設の階段への手摺りの設置、建物入り口のスロープ等が設置されている。

学生の社会的活動については、地域活動・ボランティア活動に関する情報を本学の専用掲示板やポータルサイトを利用して情報発信している。各学科の学生は、休日等を利用して施設や学校、地方公共団体主催の催事、月1回の周辺地域の一斉清掃、医療関連団体等にそれぞれの専門性を生かし地域貢献やボランティア活動として積極的に参加している。これらの活動は教育科目の学習成績への評価とはならないが、本学では、同窓会規定（提出・規程集 175）に基づき高知学園短期大学同窓会表彰の対象として吟味し顕彰することもある。なお、全学的な教育活動を通じた地域貢献では、本学の特徴として全学科共通のカリキュラムを編成した健康教育演習が挙げられる。高知県内の幼稚園を訪問し、幼児の生活習慣形成支援の位置づけとして、歯みがき指導を中心に各学科・専攻で専門性を生かした地域貢献活動を行っている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4 の現状>

高知学園短期大学は、就職支援のための教職員組織として、就職委員会規程（提出・規程集 21）に基づく就職委員会があり、就職委員の教員と学生支援課の就職担当職員が密に連携しながら学生の就職支援を進めている。就職活動は就職幹旋内規（提出・規程集 106）に則り、就職指導・支援を行っている。また、学生自身の将来設計や社会貢献への意識を高めるため、キャリアセンターでキャリア形成支援に取り組んでいる。このことは、高知学園短期大学キャリアセンター運営会議規程（提出・規程集 48）を定め行われている。また、全学科で開講しているキャリア形成演習を軸に、教養教育や専門教育の科目間の連携、及び学生生活全般における指導の充実を図りながら、教職員が一体となり進路支援の体制を強化している。

就職支援のための施設整備は、学生支援課が窓口となり就職支援のため求人情報及び関連書籍、就職資料の整備を行い、パソコンで学生が積極的に求人検索できるよう設備を整備し、求人票もいつでも閲覧できるよう整理してファイリングしている。さらにはポータルサイトで求人を公開している。就職担当は、入学時から学生の希望する企業や病院等を把握し相談にのりながら、学生が希望する就職先に進めるよう支援をしている。学生に関する情報は、各学科の就職委員と就職担当職員は共有している。就職試験対策の支援では、受験先決

高知学園短期大学

定の相談や履歴書やエントリーシートの記載のチェック、企業等の求める人材の調査、公務員試験受験者に対する特別講座の実施、試験時における面接対策等、学生支援課職員と各学科教員で連携を取りながら、一人ひとり個別にきめ細かく支援をしている。また、近年の就職活動は面接がオンラインになる傾向があるが、新型コロナウイルス感染症の影響で、それが加速度的に進んだ。それゆえオンライン面接に向けた特別な個別指導にも対応していった。

就職のための資格、国家試験受験資格を取得する学科では、各学科教員が協力して演習や模擬試験等を実施し、学生の学力を分析して対策を講じるなど、全員合格を目指して授業以外でも特別な指導に当たっている。また、学科によっては就職合同説明会や就職セミナー並びに就職フェアを開催し、在学生はキャリア教育の一環として就職に対する意識付けの機会として参加を促し、卒業年次生は面談を通して企業の概要や企業等が求める人物像などを知るなど就職対策としての支援を行っている。その他卒業生が学生支援課を訪れ、就職先の情報を提供してくれるケースも多い。

就職に関する分析等については、これまでに受験した学生の受験報告書を基に、分野別に就職に関するデータを整理し、就職委員会で分析及び検討を行うよう体制を整えている。次年度はそれらを踏まえ就職支援に活かしている。

進学の支援については、看護学科は専攻科地域看護学専攻への進学に関して入学当初より定期的に情報提供し、学士や各種資格を取得し、将来のキャリアの選択肢の幅を広げることができるよう、学生の進学意欲を引き出す努力している。また、四年制大学への編入学等の情報も全学的に提供している。留学については、案内があれば掲示を通じて情報を提供している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

授業改善について、実施している授業アンケートの回答率が低いため、令和5年度は各科目の最終授業の最後に時間を設け、学生に授業アンケートの目的を伝え協力を依頼し、アンケートへの参加を促すよう取り組みをした。しかしながら大幅な回答率の上昇までは至っていないため、今後は学生の回答のしやすさ等も含め、授業アンケートの項目の見直しとともに回答率を高めるさらなる工夫が必要である。

また、成績連絡・成績通知を手渡し、もしくは郵送にて行っているが、郵送利用増による費用の増加、郵便の不達等が課題となっており、ポータルサイトの利用等 web を活用した成績連絡・成績通知の方法を検討していく。

クラブ活動や学園祭、ボランティア活動については新型コロナウイルス感染症の影響で、ほとんど活動ができていなかった。しかし、徐々に活動を再開していくにあたり、現学生が入学時からコロナ禍で活動が制限されていたことに即した学生生活を豊かにするための方策や学生のメンタルヘルスを維持していくための取り組みを全学的に考えていくことが課題である。

施設整備については、今後もバリアフリーの拡大整備を継続していく必要がある。

就職については、全学生が主体的に就職活動を展開し、職業的自立に向けて活動するよう就業力育成に向けて教職員が一体となり進路支援体制を強化すること、さらに公務員・教員

高知学園短期大学

採用試験受験へのさらなる支援の仕組みづくりが課題である。

図書館では、令和 5 年度の利用状況を分析しながら、図書館をより活用してもらうための方策を検討し、実施していく。特に、学生が図書に触れたいと思える環境を構築し、図書から関心を拡大していくよう工夫を試みる。

コンピュータやネットワークの利用については、安心した教育活動や学生支援を実施できるよう、情報管理や活用に関する理解を深めなければならない。ポータルサイトや Microsoft365 を活用した情報共有に関しては、一定の効果が得られているが、スマートフォンや学生が所持する PC については、学内の Wi-Fi が未整備なこともあり、安全かつ迅速な活用という意味で課題となっている。

就職については、全学生が主体的に就職活動を展開するよう教職員が一体となって支援する。また、例年、編入学を希望する学生もみられることから、彼らに対する支援体制を整えていきたい。

幼児保育学科

学生への支援については、多様な背景を持つ学生が充実した学生生活を送ることができるよう、個々のニーズを的確に捉え、それに応じた丁寧な対応を行っていくことが重要である。そのために、授業アンケート・卒業生アンケートへの記述や担任を中心とした学科教員への相談等の「学生の声」に耳を傾け、学生の希望や不安を正確に捉えた上で、学生に寄り添う対応の実現に向けて教員間で協議を重ねている。また、各科目第 1 回目の授業では、授業アンケートの結果を反映した授業改善の取り組みなどについて各教員が学生に説明をするようにし、「学生の声」が学科や大学全体に届いていることを目に見える形で示すことを心がけている。これらの一つひとつの取り組みを今後も継続することが必要である。

また、「子ども学」等の 1 年生と 2 年生の交流の機会等を活用し、学生一人ひとりの成長を「自分自身」「教職員」「友人や仲間」など多角的な視点で捉えられるようにしている。今後はこれらの取り組みを社会状況や学生の変化に合わせて、柔軟かつ挑戦的に発展させていくことが必要である。

歯科衛生学科

学生支援は、日常の学生指導は学科長、各学年のクラス担任を中心に行っている。（交通のマナーおよび地域の清掃、クラブ活動への推進等）しかしながら、クラブ活動をしている学生は少ない。クラブを通して、他学科との交流を図り広い知識を吸収し、学生生活が充実するよう支援していくことは課題である。

学習面の不安や、メンタル面が弱い学生には教員が早期に気付くことが大切である。そのため、今後は面談内容を教員間で話し合い具体化することが課題である。また、事務局（医務室）と学生の状況を共有し支援体制を図る必要がある。就職支援としては「就職フェア」を活かし個々の学生が希望する就職先とマッチングさせることが課題である。

看護学科

年々医療を取り巻く状況は厳しくなり、多忙の中での的確にケアを実践できる看護専門職者が必要とされている。しかし、入学してくる学生の中には看護専門職に就くことへの意欲が十分でない者もあり、看護への興味・関心が持てるような教員の関わりや授業の工夫が必要である。そして卒業後も、挫折することなく看護専門職として就労を継続できるようメンタルの脆弱性を抱えた学生への支援も継続的に行っていく必要がある。

専攻科地域看護学専攻＜参考＞

学生が看護専門職者として社会に出た後に、直面する課題や疑問に対して、探究心をもって看護の質の向上に向けて取り組めるように、学生の自己学習力を高め、主体性を伸ばす教育を行う。そのために、学生が自らの学習意欲を維持できるように、個々の学生に合わせた支援を行うことが必要である。一般入試による入学者についてはその背景は様々であり、初めての環境のもと人間関係や新生活を構築していかなければならない。また、特別入試による内部進学者においても、クラスが看護学科より少人数となり新たな関係性を再構築していく必要がある。本専攻は1年課程であり、授業・演習・実習・修了研究に加え就職活動や国家試験勉強と多重課題や先の見えない不安による心理的な負担が大きい。そのため、主体的な学習を進める意欲の維持には、学生の些細な変化を見逃さず、きめ細やかなメンタル面へのサポートが不可欠な状況であり、今後も継続して支援していく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

特記事項なし。

＜基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画＞

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

令和元年度に認証評価を受審した際、教育科目と卒業認定・学位授与の方針との関連をシラバスに明記することが課題として挙げられた。それゆえ本学のシラバスでは、各科目で、授業の目的（教育目的における当該授業の存在意義）、到達目標・学習成果（授業の修了段階で、できるようになってほしい行動[学習成果]）、卒業認定・学位授与の方針との対応（科目の到達目標と卒業認定・学位授与の方針との関係について、どのような位置づけとして対応しているか）を確実に記載するようにしている。加えて、各科目の末尾に参照先として、ウェブサイトの卒業認定・学位授与の方針の URL を掲載している。

また、シラバス作成時には各科目担当教員に高知学園大学・高知学園短期大学シラバス作成要領を配付し、問い合わせがあれば各学科の教務委員および教務課で対応するようにしている。提出されたシラバスについては、教務委員会によるチェックと加筆修正の提案を厳格に行っている。

なお本学では令和4年度より Web シラバスシステムを導入した。このことにより、教員及び学生は、いつ・どこでも端末からシラバスの内容を閲覧することができるようになった。

安心した教育活動や学生支援を実施していくための情報管理については、引き続き検討が求められている。個人情報に関わるファイルを送信する際には、毎月変更されるパスワードにより暗号化することになっているが、この方法は以前より問題も指摘されており、段階的に廃止し、Microsoft365 アカウントを利用した SharePoint によるファイル共有に移行する計画である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「教育課程」について、学生に対応した効果的な授業を実施することができたかを各教員が振り返り、確実に学習成果を獲得することができる授業改善の工夫に取り組んでいかなければならない。とくに教育の質の向上を図るべく、FD活動をもっと意欲的に行うことが求められる。本学もMicrosoft365が導入され、ICTを活用した効果的な授業の展開ができる環境が整いつつあるが、その活用には教員間で差がある。ICT機器への苦手意識を持っている教員もいることから、今後、現代の学生の特徴を踏まえながら、FD活動や授業参観等を通じて、学習成果の獲得に向けて効果的な授業が展開できるよう対応していくことが必要である。

「学生支援」については、令和4年度では休退学状態に結びついた学生が増加したことから、授業の理解を深めるよう各教員が取り組みを行ってきた。今後も引き続き休退学減少に向けて取り組まなければならない。その結果として、各学生が本学で学べる喜びや成長の実感を味わうことのできる環境構築に努める。それは授業だけでなく、図書館等の教室外で安心して過ごすことのできる環境づくりも含まれる。Wi-Fi等の整備も、学校法人の計画に基づいて進めるよう努める。さらに、今後は学生の満足度に関する組織的な調査も実施する。

コンピュータ・リテラシーの授業（表Ⅱ-B-1-1）の他、令和6年度より、新入生を対象とした情報機器活用のためのガイダンスの実施を計画している。スマートフォンや学生が所持するPC・タブレットを含め、学校が導入している情報機器やネットワークを、入学当初から効果的に活用できるようになることが期待されている。

入学者受入れの方針については、文部科学省の指導要領にある学習の3要素（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）」をふまえ、本学が求める学習成果に適した方針になっているかについて検証する。

高知学園短期大学

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

<根拠資料>

提出資料 10 シラバス

提出資料 - 規程集 1 高知学園短期大学教育組織規程、11 高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程、12 高知学園短期大学研究倫理審査申請要項、13 高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程、14 高知学園短期大学公的研究費の運用・管理に関わる調査委員会規程、16 高知学園短期大学災害対策委員会規程、30 ファカルティ・ディベロップメント (FD) 委員会規程、34 情報企画委員会規程、37 紀要編集委員会規程、38 スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程、44 高知学園短期大学情報セキュリティ委員会、45 高知学園短期大学 IR 推進室規程、47 広報企画会議規程、66 高知学園短期大学紀要投稿規程、67 高知学園短期大学紀要査読要領、68 高知学園短期大学紀要現行執筆要領、71 高知学園短期大学の教員人事に関する規程、72 高知学園短期大学人事委員会規程、73 令和 6 年度予算要求資料の提出について、74 高知学園短期大学教員資格、75 高知学園短期大学の教員の資格に関する内規、76 高知学園短期大学教員選考基準、78 高知学園短期大学非常勤講師規程、81 高知学園短期大学教員の採用・昇任に係る手続き、82 教員人事に係る選考委員会に関する規程、83 高知学園短期大学科学研究費補助金事務取扱要領、84 高知学園短期大学研究活動における不正防止計画、85 高知学園短期大学研究活動の不正行為に係る通報(告発)処理に関する規程、86 高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン、87 高知学園短期大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針、88 研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範、89 高知学園短期大学公的研究費の使用に関する不正防止計画、96 高知学園短期大学情報セキュリティポリシー、97 高知学園短期大学情報セキュリティ対策基準、122 組織規程、123 高知学園文書取扱規程、124 高知学園公印取扱規程、125 高知学園文書保存規程、129 高知学園就業規則、131 定年に関する規程、135 給与規程、136 旅費規程、137 退職手当に関する規程、139 会計規程、143 新採職員選考委員会内規、146 時間外勤務の管理に関する内規、147 高知学園職員の長期研修に関する規程、148 海外教育視察助成要項、150 ストレスチェック制度実施規程 (内規)

備付資料 12 ウェブサイト「高知学園大学・高知学園短期大学教員一覧」①「高知学園短期大学 幼児保育学科」、②「高知学園短期大学 歯科衛生学科」、③「高知学園短期大学 看護学科」、38 授業参観に関する資料 ①授業参観 (目的)、

高知学園短期大学

②授業参観アンケート、③事後検討会報告書、④改善計画報告書 39 公開授業に関する資料 ①授業改善に向けた公開授業の進め方、②授業改善に向けた公開授業計画書（書式）、53 教員個人調書、54 過去5年間（令和元（2019）年度～令和5（2023）年度）の教育研究業績書、55 非常勤教員一覧表、56 専任教員年齢構成表、57 高知学園大学・高知学園短期大学紀要〔令和3（2021）年度〕、58 高知学園大学・高知学園短期大学紀要〔令和4（2022）年度〕、59 高知学園大学・高知学園短期大学紀要〔令和5（2023）年度〕、63 高知学園大学・高知学園短期大学FD・SD活動報告、65 研究活動に関する書類 ①研究活動計画書、②業績報告書、③高知学園短期大学学術機関リポジトリ登録申請書、66 高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブック、68 学外研修受講に関する資料 ①学外研修受講報告書、②「学外研修受講報告書」記入要領、71 防災マニュアル、72 教職員の健康診断、73 令和6年度予算要求資料の提出について、74 看護学科の教員の教育力向上のための活動報告書 ①学習・学会の報告、75 専攻科地域看護学専攻教員の教育力向上のための活動報告 ①学習会・学会の報告、100 各学科会議議事録

[区分 基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

高知学園短期大学では、短期大学設置基準第20条の2の第1項と第2項及び第22条、さらに各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。令和6年5月1日現在における本学の専任教員（専攻科除く）は教授15名、准教授7名、講師9名、助教1名の合計32名となる。短期大学設置基準第22条別表第一イ及びロで定める教員数は32名、うち教授数は11名であることから、本学はいずれの基準も満たしている。

専任教員の職位は、高知学園短期大学教員資格、高知学園短期大学の教員の資格に関する内規を定め（提出・規程集74・75）、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等に基づいて配置している（備付・53・54）。それゆえ、短期大学設置基準第23条、24条、25条、25条の2、26条を満たしている。非常勤講師についても、高知学園短期大

高知学園短期大学

学非常勤講師規程（提出・規程集 78）を定め、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて配置している（備付-62）。補助教員を必要とする学科では、教育課程編成・実施の方針や各種法令に基づいて助手を配置している。教員の採用、昇任は高知学園短期大学人事委員会規程（提出・規程集 72）に基づいて人事委員会を開催することとしている。人事委員会では、高知学園就業規則（提出・規程集 129）及び高知学園短期大学教員選考基準（提出・規程集 76）、高知学園短期大学教員の採用・昇任に係る手続き（提出・規程集 81）に照らして審議している。

幼児保育学科

短期大学設置基準によると、入学定員 51～100 名では 8 名の専任教員（うち教授 3 名）が必要である。本学科では 9 名の専任教員のうち 6 名が教授であり、基準を満たしている（備付-12①「高知学園短期大学 幼児保育学科」）。本学の幼児保育学科は幼稚園教諭ならびに保育士の養成学科であり、幼稚園教諭養成に関して教職課程認定基準では①「領域に関する専門的事項」及び「保育内容の指導法を担当する専任教員として 3 名、②「教育の基礎的理論に関する科目等」を担当する専任教員として 3 名を配置している（備付-56）。また、保育士養成に関しては指定保育士養成施設基準によると「入学定員 51～100 名では 8 名以上の専任教員配置が望ましい」と定められ、本学科は 9 名の専任教員を配置し、そのうち 6 名は教授として配置している。さらに、児童福祉法施行規則別表第 1 各系列に基づいて専任教員を配置していることから、指定保育士養成施設の基準も満たしている。非常勤講師（備付-55）については、担当科目に関する教育研究歴等を基に十分な審査を行った上で配置を行っている。

表Ⅲ-A-1-1 幼児保育学科における専任教員の職名、学位、教育実績、研究業績等に関する情報

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・製作物発表
山本 英作	教授	修士 (地域研究)	教育実績：R3/9.8 R4/11.3 R5/11.2 研究業績：有
山下 文一	教授	修士 (学術)	教育実績：R3/5.2 R4/8.0 R5/7.0 研究業績：有
田村 由香	教授	準学士	教育実績：R3/9.1 R4/10.1 R5/7.7 研究業績：有
後田 紀子	教授	家政学士	教育実績：R3/9.2 R4/9.9 R5/12.3 研究業績：有
中山 直之	教授	芸術学士	教育実績：R3/15.0 R4/15.9 R5/15.6 研究業績：有
岸 康人 (R4～)	教授	博士 (理学)	教育実績：R4/5.1 R5/6.3 研究業績：有
宮地 暁男 (R6～)	准教授	修士 (学校教育学)	教育実績：－ 研究業績：有
川口 奈々子 (R6～)	講師	修士 (美術)	教育実績：－ 研究業績：有
伊達 諒 (R4～)	講師	修士 (教育学)	教育実績：R4/7.0 R5/8.1 研究業績：有

高知学園短期大学

歯科衛生学科

歯科衛生学科の教員は、教授 4 名、准教授 3 名、講師 2 名、助教 1 名の計 10 名で基準を満たしている。各教員は教育的専門性に応じた適切な科目を担当している。このことは本学のシラバスに掲載している（提出・10）。また、歯科医師 1 名、業務経験 4 年以上の歯科衛生士を 5 名配置しており、歯科衛生士学校養成所指定規則も満たしている。非常勤講師についても、担当科目に関する研究教育歴等教員要件について適正に審査を行った上で配置している（提出・規程集 78）。研究業績については、ウェブサイトで公表している（備付・12②「高知学園短期大学 歯科衛生学科」）。

表Ⅲ-A-1-2 歯科衛生学科における専任教員の職名、学位、教育実績、研究業績等に関する情報

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・製作物発表
中石 裕子	教授	準学士	教育実績：R3/16.3 R4/16.2 R5/15.4 研究業績：有
島内 理子	教授	学士 (歯学)	教育実績：R3/9.1 R4/9.6 R5/9.6 研究業績：有
柳川 悦子 (R5～)	教授	修士 (経営学)	教育実績：R5/6.2 研究業績：無
今村 優子	教授	修士 (看護学)	教育実績：R3/22.2 R4/28.5 R5/30.2 研究業績：有
ポーラ・ディ・ フェビアン	准教授	B.A. in Humanities	教育実績：R3/7.0 R4/7.0 R5/7.0 研究業績：有
坂本 まゆみ	准教授	博士 (口腔保健福祉学)	教育実績：R3/20.1 R4/18.8 R5/18.4 研究業績：有
和食 沙紀	准教授	修士 (社会福祉学)	教育実績：R3/20.2 R4/20.4 R5/19.9 研究業績：有
野村 加代	講師	学士 (教養)	教育実績：R3/16.3 R4/16.2 R5/16.3 研究業績：有
濱田 美晴	講師	修士 (理学)	教育実績：R3/6.5 R4/7.8 R5/7.8 研究業績：有
内田 智子	助教	学士 (福祉経営学)	教育実績：R3/15.4 R4/16.7 R5/16.3 研究業績：有

看護学科

看護学科の教員組織は、短期大学設置基準と保健師助産師看護師学校養成所指定規則の規定に準拠し編成している。また、選択により養護教諭二種免許状を取得できるに足る教員数を配置している。専任教員の教育実績や研究業績、その他の経歴等短期大学設置基準を満たしており、ウェブサイト（備付・12③「高知学園短期大学 看護学科」）で公表している。非常勤講師については、担当科目に対する学位、研究業績、その他の経歴等短期大学設置基準の規定を遵守し、適正に審査を行った上で配置している。

看護学科教員の教育実績や研究業績等に関する情報を以下の表に示す。

高知学園短期大学

表Ⅲ-A-1-3 看護学科における専任教員の職名、学位、教育実績、研究業績等に関する情報

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・製作物発表
田尻 信子	教授	修士 (看護学)	教育実績：R3/24.5 R4/24.6 R5/17.1 研究業績：無
戸田 浩	教授	文学士	教育実績：R3/1.7 R4/2.1 R5/2.1 研究業績：無
伊東 美佳 (R5～)	教授	修士 (看護学)	教育実績：R5/19.1 研究業績：無
和泉 明子	教授	修士 (看護学)	教育実績：R3/18.8 R4/18.1 R5/19.2 研究業績：有
矢野 智恵	教授	修士 (看護学)	教育実績：R3/16.9 R4/18.7 R5/16.9 研究業績：有
大谷 俊彦 (R5～)	准教授	文学士	教育実績：R5/5.0 研究業績：有
吉田亜紀子	准教授	修士 (看護学)	教育実績：R3/24.3 R4/24.3 R5/24.0 研究業績：有
小原 弘子 (R6～)	准教授	博士 (看護学)	教育実績：－ 研究業績：有
古川 智代	講師		教育実績：R3/23.4 R4/18.5 R5/11.1 研究業績：無
政平 憲子	講師	修士 (看護学)	教育実績：R3/17.8 R4/19.8 R5/19.8 研究業績：無
竹内 浩美	講師	修士 (看護学)	教育実績：R3/24.6 R4/24.6 R5/21.5 研究業績：無
東 麻奈美	講師	修士 (看護学)	教育実績：R3/21.0 R4/21.0 R5/21.0 研究業績：無
来栖 正博	講師	修士 (理学)	教育実績：R3/3.1 R4/2.0 R5/2.0 研究業績：有

専攻科地域看護学専攻担当教員は除く

専攻科地域看護学専攻＜参考＞

専攻科地域看護学専攻の教員は4名、うち保健師資格を持つ教員は3名であり、その3名は看護学科にも所属している。養護教諭一種免許状取得に関しては、教職担当教員を1名配置しており、教員組織は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則及び教職課程認定基準を満たしている。専任教員の教育実績や研究業績、その他の経歴等についても短期大学設置基準を満たしており（提出・規程集 74・75）、教員の研究業績等についてはウェブサイトにて公表している（備付-12③「高知学園短期大学 看護学科」）。本専攻の非常勤講師については、高知学園短期大学非常勤講師規程（提出・規程集 78）に基づいており、実務経験を有する専門領域の講師を適正に配置している。

高知学園短期大学

表Ⅲ-A-1-4 専攻科地域看護学専攻における専任教員の職名、学位、教育実績、研究業績等に関する情報

氏名	職名	学位	教育実績・研究業績・制作物発表
大西 昭子*	准教授	修士 (看護学)	教育実績：R3/19.7 R4/20.8 R5/20.5 研究業績：有
廣末 ゆか* (R4～)	教授	修士 (看護学)	教育実績：R4/16.8 R5/17.4 研究業績：有
生島 淳	教授	修士 (経営学)	教育実績：R3/0.9 R4/1.6 R5/1.9 研究業績：有
野村 美紀*	准教授	博士 (看護学)	教育実績：R3/18.6 R4/19.2 R5/18.5 研究業績：有

*保健師資格を所有する教員

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2の現状>

高知学園短期大学では、各学科の教育課程編成・実施の方針を達成するため、専門分野別に専任教員を配置している。各専任教員は研究活動計画を作成して活動を進め、活動で得られた知見を教育活動や社会活動等へ積極的に還元して成果を上げている(備付-54)。教育研究活動の状況については、各教員が当該年度の研究活動計画書と業績報告書(備付-65①②)を提出し、その概要をウェブサイト(備付-12「高知学園大学・高知学園短期大学教員一覧」)で公開している。公開中の教育研究活動は担当授業科目、学位、社会貢献等であり、近年の主な研究業績については国立研究開発法人科学振興機構が運営する [researchmap](#) とリンクを貼って公開することとしている。このように、学校教育法第113条と学校教育法施行規則第172条の2に基づいて各教員の教育研究活動の状況を公開している。

高知学園短期大学

本学の教員は、科学研究費補助金等外部資金の獲得に向けて情報を収集している。令和 5 年度の科学研究費補助金獲得状況については、新規採択はなく、継続課題が 1 件であった。

専任教員の研究活動については、研究活動に関わる不正行為の防止を目的として高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程(提出・規程集 13)、研究倫理申請について検討する高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程(提出・規程集 11)を定め、各委員会で対応する体制を組んでいる。

科学研究費に関しては、高知学園短期大学科学研究費補助金事務取扱要領(提出・規程集 83)に基づいて適正に執行するよう取り組んでいる。また、研究の実施に当たっては高知学園短期大学研究活動における不正防止計画(提出・規程集 84)、及び高知学園短期大学研究活動の不正行為に係る通報(告発)処理に関する規程(提出・規程集 85)を定め、高知学園短期大学研究倫理審査申請要項(提出・規程集 12)、に基づいて審査を行う体制を整えている。さらに、高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン(提出・規程集 86)、高知学園短期大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針(提出・規程集 87)、研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範(提出・規程集 88)、高知学園短期大学公的研究費の運用・管理に関わる調査委員会規程(提出・規程集 14)、高知学園短期大学公的研究費の使用に関する不正防止計画(提出・規程集 89)を定め、適正に執行する体制を整えている。なお、本学では高知学園短期大学の教員の資格に関する内規(提出・規程集 75)において研究活動の必要性を示している。また、研究費や研究旅費を予算編成の方針(備付-79)や旅費規程(提出・規程集 136)等に基づいて支給しており、学会等で教員の研究成果を発表する機会も確保している。

本学では高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブック(備付-66)を作成して教職員へ周知し、研究倫理を遵守するよう取り組んでいる。また、高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程(提出・規程集 11)に基づいて委員会を開催し、研究倫理審査申請書の審査を行っている。さらに、高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程(提出・規程集 13)に基づいて委員会を開催し、研究倫理の最新の動向を共有したうえで研修会の企画・実施を検討している。研究倫理教育履修についても、教員の履修状況を把握して推進している(備付-65②)。

本学で専任教員が研究成果を発表する機会として高知学園大学・高知学園短期大学紀要があり、毎年 1 回発行している(備付-57・58・59)。編集は紀要編集委員会規程(提出・規程集 37)に基づいて紀要編集委員会が担当している。投稿から査読、編集も高知学園短期大学紀要投稿規程(提出・規程集 66)、高知学園短期大学紀要査読要領(提出・規程集 67)、高知学園短期大学紀要現行執筆要領(提出・規程集 68)を定めて実施している。

本学では、専任教員は個室の研究室を用意しているが、専門性に応じて複数教員でひとつの研究室を使用する場合もある。助手の研究室についても、複数名で使用して研究を行うやすい体制をとっている。専任教員の研究、研修等を行う時間について、教員の研修日数に関する上限は特に定めていないが、授業等職務に支障のない範囲で研究・研修活動を認めている。なお、長期研修については学校法人高知学園で高知学園職員の長期研修に関する規程(提出・規程集 147)を、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は学校法人高知学園で海外教育視察助成要項(提出・規程集 148)を整備している。

本学の FD 活動に関しては、学則第 3 条に基づいてファカルティ・ディベロップメント(FD)委員会規程(提出・規程集 30)を整備して FD 委員会を設置し、毎年度研修会を実施している。令和 5 年度の SPOD 加盟校内講師派遣プログラムによる研修会では、令和 5 年 9 月 15 日に西本佳代

高知学園短期大学

氏(香川大学)を迎え、「学生の自立を促す学生支援の実践とコツ」を開催した。本学から参加した教職員は 11 名(全て教員)が参加して研鑽を磨いた。また、ともに参加した併設の高知学園大学の教職員も合わせた参加者数は、全体で 15 名(うち 14 名が教員)であった。また、令和 5 年 8 月 23～25 日の期間に愛媛大学で SPOD フォーラム 2023 が開催され、本学からは職員 3 名が研修プログラムに参加し、自身の能力開発に努めた。

教員による授業参観は、FD 委員会で「授業参観の目的」と「授業参観の進め方」を検討し、作成された方針(備付-38)に基づいて実施している。令和 5 年度は感染防止のため前期は実施できず、後期に実施した。授業参観終了後には当該学科の FD 委員が事後検討会を開催し、参加した教員から意見を求めるとともに担当教員との意見交換を行っている。FD 委員は事後検討会の概要を事後検討会報告書(備付-38③)としてまとめ、教務課に提出している。これは教務課で閲覧することが可能である。さらに授業担当者は、授業参観や事後検討会を踏まえて改善計画報告書(備付-43)を教務課へ提出している。以上の報告書は教務課内で閲覧することができる。

さらに、前年度の授業参観担当者は改善を試みた授業を公開する公開授業も実施している。公開授業も FD 委員会が作成した「授業改善に向けた公開授業の進め方」(備付-39①)に基づいて実施することとしている。公開授業の事後検討会報告書(備付-39②)も教務課で閲覧することが可能である。

本学では、教職員が学外研修に参加した場合、その成果を学外研修受講報告書にまとめて提出し、学内で共有を図ることとしている(備付-68)。本学としても、FD に関する研究活動も推進している。以上の活動を通して、本学は短期大学設置基準第 11 条の 3 に基づいて FD 委員会規程を定め、多様な FD 活動を適切に実施している。

このように、本学では取り組んだ内容を記録に残し、その共有を進めることが学内の関連部署と連携を図ることが円滑になるよう工夫している。そして、学生の学習成果の獲得を向上させることを共通の理念として取り組んでいる。

幼児保育学科

幼児保育学科では、全教員による共同研究を継続している。令和 5 年度も、引き続き分析考察を行った。各教員は専門分野を生かした社会的活動等にも積極的に取り組み、各関係部署とも連携及び協力し、学習成果の向上に努めている。各教員がこれまでの取り組みやそれぞれに課題意識をもって授業改善に取り組んでいる。授業は、学科内では常にオープンにし、互いに各授業を参観できるようにしている。

歯科衛生学科

歯科衛生学科では共同研究活動を本学ウェブサイトで公開し成果をあげている(備付-12②「高知学園短期大学 歯科衛生学科」)。令和5年度についても本学科の教員は共著で高知学園大学・高知学園短期大学紀要に投稿した(備付-59、p.105～114)。日本歯科衛生士教育学会でも研究成果を発表している。また、教育の質を高めるために日本歯科衛生士教育学会及び全国大学歯科衛生士教育協議会等に参加し、認定資格取得のための講習会も積極的に受講している。

科学研究費補助金、外部研究費等についても、積極的に活動するよう努め令和5年度は公益信託 高知新聞・高知放送の「生命(いのち)の基金」で助成金を獲得している。

令和5年度は学内でFD・SDに関する発表を学科の共同で行うとともに大学教育カンファレンスin徳島でポスター発表を行った。また、SPOD内講師派遣プログラムに積極的に参

高知学園短期大学

加して授業・教育方法の改善に努めている。さらに学科会議に事務職員も出席して学生の状況について情報交換を行って、学習成果の獲得が向上するようにしている。

看護学科

看護学科の教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学会活動及び研究活動を行っており、その内容はウェブサイト（備付-12③「教員一覧：看護学科」）に公表している。科学研究費補助金や外部研究費等の獲得には至らなかったが、看護学科・専攻科地域看護学専攻共同で、精神疾患をもつ当事者が自身の思いを看護学生に語ることの意味づけについて本学紀要に投稿し、また、FD・SDにおいて精神看護実習の成果を発表している（備付-63）。

そして、「2023 年度一般社団法人全国保健師教育機関協議会 総会事前説明会及び春季研修会」に参加した教員は、「看護行政の動向」や「看護系大学における保健師教育の動向」について報告（備付-74）を行い、他の教員とも学びを共有している（備付-100「看護学科」「地域看護学専攻」）。また、令和 5 年度は、教員全員が所属している看護教育研究会において「お互いを尊重したアサーティブなコミュニケーション」をテーマにした Web 学習会に参加するなど、教員は積極的に自己研鑽に努めている（備付-74①）。

専攻科地域看護学専攻＜参考＞

専攻科地域看護学専攻では、教育課程編成・実施の方針に基づき、担当科目に関連したテーマの研究活動を行っており、このことはウェブサイトで公表している（備付-12③「高知学園短期大学 看護学科」）。各教員の専門領域における研究課題への取り組みは、常に継続して行っており、所属学会等で得た知見や、研究活動の継続による研究方法への深い理解が、学生の修了研究指導等の教育活動に活かされている。令和 5 年度は、専攻科と看護学科 1 年の異学年による合同授業や当事者の語りを聴くことの効果、当事者が語ることの意味づけ等の研究を行い、高知学園大学・高知学園短期大学紀要に投稿した（備付-59）。また、専攻科修了生とともに高知学園大学・高知学園短期大学紀要への論文投稿を 3 件行い、専攻科修了後の卒業教育を含めた共同研究にも取り組んでいる。さらに、外部資金の獲得に向けて、科学研究費に 1 件応募した。そして、教員の教育力向上のため、2023（令和 5）年度一般社団法人全国保健師教育機関協議会 総会事前説明会及び春季研修会に、教員 1 名が Web 参加し、研修内容として「看護大学における保健師教育の動向」「看護行政の動向」について、学科・専攻科会議において報告を行った（備付-75①・100「看護学科」「地域看護学専攻」）。さらに、令和 5 年度高知看護教育研究会 第 1 回学習会「お互いを尊重したアサーティブなコミュニケーション」講師：今岡まゆみ先生（ハラスメント防止コンサルタント）に、本学看護学科・専攻科地域看護学専攻より、10 名の教員が参加した。人権を大切にしたいアサーションというコミュニケーションの考え方と方法について学習した（備付-75①）。同じく、令和 5 年度高知看護教育研究会 第 2 回学習会「臨床判断モデルを活用した臨床判断能力の育成」講師：三浦友理子先生（聖路加国際大学看護学部准教授）に、本学看護学科・専攻科地域看護学専攻より、9 名の教員が参加した。臨床判断モデルを看護基礎教育に取り入れる際の焦点、臨床判断の促進を目指した教育の現状等について学習した（備付-75①）。このように、教員は県内の他の看護師・保健師養成機関と連携しながら学習会を開くなど、学生の学習成果の獲得に向けた教育活動を展開できるよう努力している（備付-75①・100「看護学科」「地域看護学専攻」）。

高知学園短期大学

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

学校法人高知学園の組織規程（提出・規程集122）第3条に事務局、学生部、教務部、情報企画部、図書館、キャリアセンター、IR推進室を設置することを定めている。高知学園短期大学の事務局体制は、庶務課、教務課、学生支援課、図書課の4課を、また高知学園短期大学IR推進室規程（提出・規程集45）に基づくIR推進室の体制で事務執行をしている。責任体制は事務組織の総括として事務局長、事務局次長、各課課長及び各係長、事務職員となる。本学の組織の責任は学長であり、一部の決裁事項を除いては事務局長を経て副学長、学長の決裁となる。学則改正等は理事会の議を経て成立し、人事管理等重要な事項は理事長決裁となる。また、短期大学事務局の事務分掌は組織規程第3条の2に定め、その責任体制は明確である。

本学では、高知学園短期大学教育組織規程（提出・規程集1）に基づいて教育活動や入学試験、募集活動、就職指導、学生生活指導等に関する委員会を設置している。事務職員も各委員会規程に基づいてそれぞれの構成員や事務担当員となっている。施設設備の管理や会計業務は庶務課、学生生活や就職指導、入学試験及び情報管理等は学生支援課、学習活動に関しては教務課、図書館に関しては図書課、データ分析と提供をIR推進室でそれぞれの事務を担当し、専任事務職員は各部署に必要な専門的な職能を有している。このように、教員で構成する組織と、事務職員の組織がお互いに連携しながら事務執行し、有機的な組織運営が可能となっている。新規採用職員に対しては毎年4月に新規採用者オリエンテーションを行い、SD活動とあわせて資質向上に向けた取り組みを組織的に行っている。

事務に関する規程は、財務に関する会計規程（提出・規程集139）、庶務に関する高知学園文書取扱規程（提出・規程集123）、高知学園公印取扱規程（提出・規程集124）、高知学園文書保存規程（提出・規程集125）等も整備して適切に事務処理を行っている。なお、本学規程等は高知県の条例規則に準じて制定しており、労働基準法等の基準を満たしている。また、本学の規定にない場合は高知県の条例等を準用している。

事務局各課では、パソコン、電話やファックス、コピー機、プリンタ、書庫や金庫、全般的な文房具等事務処理に必要な情報機器や備品等を整備している。なお、防災対策は高知学園短期大学災害対策委員会規程（提出・規程集16）を定めて災害対策委員会を設置している。主な震災対策としては学生ヘルメット（タタメット）約950個、職員用ヘルメット約130個

高知学園短期大学

を常備し、各講義室、実験室には学生の避難誘導に必要な懐中電灯・笛・誘導灯等を入れた非常用持出袋を設置している。また、本学における防災に必要な事項を防災マニュアル（備付-71）として定め、携帯版の防災マニュアルを全教職員と全学生に配付している。

情報セキュリティ対策については、高知学園短期大学情報セキュリティポリシー（提出-規程集96）に基づき、高知学園短期大学情報セキュリティ対策基準（提出-規程集97）を定めて遂行している。これらを審議するために高知学園短期大学情報セキュリティ委員会規程（提出-規程集44）を定め、情報セキュリティ委員会を設置している。また、情報教育に関する審議を行うため、情報企画委員会規程（提出-規程集34）に基づいて情報企画委員会を設置している。情報セキュリティに関する担当事務を学生支援課とし、学内LANのセキュリティ強化に努めている。さらに、重要書類の保管に関するセキュリティ対策としても、事務局各課は耐火金庫に保存することを徹底している。

事務局では、毎朝の課長・係長連絡会議で各課の情報共有を図るとともに日常的に業務の見直しや事務処理や改善に努めている。特に、事務職員の事務能率の向上を図るため、短期大学設置基準第35条の3に基づいてスタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程（提出-規程集38）を定め、スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会（以下、「SD委員会」と表記）を設置し、職務に関する国の関連団体、研究会の主催する会議等への参加、またSPODの研修プログラムに参加して職務を充実させるなど、教育研究活動の支援を図っている。学外研修を受講した際には各部署で報告するとともに学外研修受講報告書を提出し、庶務課で閲覧することができるようにしている。

本学では、学科会議、専攻科専攻会議において、所属する専任教員に加えて事務職員が構成員となっている。また、学生指導支援においても、事務職員も教員と同様に各種委員会の構成員となっている。このように大学運営並びに学生指導支援の面では、教員と事務職員が協働する体制が確立しており、学習成果の向上に取り組んでいる。さらに、広報企画会議規程（備付-規程集47）に基づいて設置した広報企画会議には、教員と事務職員が構成員となり、本学の広報に関する企画立案を行い、キャリアセンターでは、学生のキャリア支援並びに進路等に関する指導を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

専任教職員及び非常勤、臨時職員の人事管理に関する諸規程は、労働基準法第 89 条に基づき、高知学園就業規則（提出-規程集 129）を制定し適用している。さらに、定年に関する規程（提出-規程集 131）、給与規程（提出-規程集 135）、旅費規程（提出-規程集 136）、退職手当に関する規程等（提出-規程集 137）を定めている。教職員の健康についても、労働安全衛生法第 66 条 1 項や 10 項等に基づく教職員の健康診断の実施（備付-72）やストレス

高知学園短期大学

チェック制度実施規程（内規）（提出・規程集 150）に基づくストレスチェックを実施している。教職員の服務監督権者は学長であるが、教員については各学科の学科長、事務職員については事務局各課長等を職務命令にて委任し、各学科及び事務局全体で高知学園就業規則の周知を徹底している。

また、教員の採用、昇任は高知学園短期大学の教員人事に関する規程（提出・規程集 71）、高知学園短期大学人事委員会規程（提出・規程集 72）、高知学園短期大学教員資格（提出・規程集 74）、高知学園短期大学教員資格に関する内規（提出・規程集 75）、高知学園短期大学教員選考基準（提出・規程集 76）、高知学園短期大学教員の採用・昇任に係る手続き（提出・規程集 81）、教員人事に係る選考委員会に関する規程（提出・規程集 82）等に基づき、人事委員会の議を経て、学長から理事長に内申し決裁を受けている。

事務職員の採用は新採職員選考委員会内規（提出・規程集 143）等、事務職員対象の規程や内規及び要領により対応している。職員の時間外勤務も時間外勤務の管理に関する内規（提出・規程集 146）を定め、適正に管理・運営を行っている。また、長期研修を希望する職員がいる場合は高知学園職員の長期研修に関する規程（提出・規程集 142）に基づいて対応している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

PDCAサイクルを展開させるためにFD活動の充実は大きな課題である。学生の単位修得状況やGPAの状況によっては休退学につながる例もある。それゆえ、日頃の授業を軸にして学生生活に対する満足度と学習成果の獲得がともに高まるよう、FD活動で学ぶ焦点を明確に示すことが課題である。特に、大学が用意する研修だけでなく、自ら課題を発見してそれに適した研修へ主体的に参加し、その成果を学内へ還元することを怠ってはならない。研究面では、論文投稿件数、科学研究費申請・獲得の状況が未だに十分とはいえない。いずれも行っていない教員が残されていることから、研究活動水準の底上げにつなげる組織的支援が課題である。研究活動の公開についても、researchmapの更新が滞っている教員が残されていることから、各教員にとって定期的に最新の情報へ更新する意識の向上が課題である。さらに、学内における研究公正やコンプライアンスの啓発活動を含めた研究倫理研修実施体制の確立も急がれる。

今後の災害対策についても、学生と教職員が帰宅できない状況を想定しながら、非常用備蓄品や強化ガラスの設置、非常階段の点検補修等災害に強い施設の整備を進める。以上の課題は、全教職員が高い志をもって職務に専念することが不可欠である。その上で、事業計画に合わせて重点的な配置を進めるなど、人事管理を適切に行う。

幼児保育学科

本学科の教員においては、特に専門分野の枠を超えた教科横断的な取り組みや複数の教員による共同研究の実施が求められるところである。また、外部資金の獲得に向けた取り組みや学会誌及び本学紀要への論文投稿、学会等での研究発表等を、より一層推進していく必要がある。さらに、教員同士が日常的に教育活動に関する情報交換を行い、専門性や学科の枠をこえて授業内容の横断的理解を深めたり、相互支援に向けた取り組みをしたりすることを今後も継続させていく必要がある。そして、教員一人ひとりが自らの資質向上に努め、教育効果の向上に向けた課題の分析と改善を常に行いながら、カリキュラムの見直しや学

高知学園短期大学

習環境の整備等に対して真摯に向き合い続けることが必要である。

本学科の施設・設備の維持管理には細心の注意を払いながら、引き続き保守点検を徹底し、整備を図ることが重要である。あわせて、施設・設備の改修及び器具等の更新について、将来を見通した計画的な立案・推進をすることが必要である。

歯科衛生学科

本学科では、現段階では専任教員数等の条件を満たしているが、次世代の教員を育成することが課題である。研究活動については、教員は授業時間数も多く、かつ学生の対応等に時間を費やしているため、研究の時間を確保できるよう教員間で調整することが課題である。外部資金獲得については、本学科会議で申請するよう支援体制を作ることが課題である。また、キャリア教育の一環として実施している本学科の就職フェアを通して、専門職を目指す者としての学生の意識の向上を図り、学外の意見聴取や、事務局との情報共有のもと、学習成果を高めていくことも課題である。

看護学科

Society5.0 時代に、看護学教育においてもデジタル技術を活用した講義や演習及び実習を変革する動きいわゆる DX が進められている。

本学でも新型コロナウイルス感染症の蔓延をきっかけに Web 環境の整備や遠隔授業の方法を学び、通常の対面授業や臨地実習の代替案について考えてきた。令和 5 年度は本格的にナーシングスキルも導入したが、今後も教員はそれぞれの領域でアンテナを張り、新しい知識の獲得と制約のある中での工夫、ICT を活用した授業展開等、更なる努力が必要である。一方で、対人交流が苦手な学生が、コミュニケーション能力や他者と協働する能力を身に着けるには、バーチャルではないリアルな体験が必要であり、教員は、直接的体験やそれに類似する体験を交えた具体性の高い看護教育について模索する必要がある。

また、変革の時だからこそ、効率の良い業務の遂行と、チームのディスカッションにより研究時間を確保し、研究活動の活発化に力を注ぐ必要がある。

専攻科地域看護学専攻<参考>

専攻科地域看護学専攻では、教員が所属学会や専門領域の研修会等に参加して最新の知見を学び、その学びを教育活動に活用していくことが必要である。多岐にわたる業務の中でも、研究方法を模索し、研究活動の成果を学会や紀要等に鋭意発表しているが、定期的に具現化することの継続が課題となっている。また、外部資金の獲得に向けた学習会等で教員同士の情報共有を図り、共通認識のもとで教育研究活動を推進していくことも重要である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特記事項なし。

高知学園短期大学

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料 18 学校法人高知学園寄付行為

提出資料 - 規程集 16 高知学園短期大学災害対策委員会規程、36 図書館運営委員会規程、39 高知学園短期大学危機管理委員会規程、40 高知学園短期大学危機対策本部規程、44 高知学園短期大学情報セキュリティ委員会規程、64 高知学園短期大学図書館選書要領、65 高知学園短期大学図書館文献管理内規、90 高知学園短期大学危機管理規程、96 高知学園短期大学情報セキュリティポリシー、97 高知学園短期大学情報セキュリティ対策基準、139 会計規程、153 会計規程施行細則、154 物品管理要領、154 物品購入審査規程（内規）、156 高知学園購買事務処理規程

備付資料 10 シラバス、12 時間割表、69 火気取締責任者、70 高知学園短期大学危機管理マニュアル、71 防災マニュアル、76 校地、校舎（図面）、77 図書館に関する資料 ①図書館概要、②学外者のための利用案内、③図書館報（らぶっく）、78 防災訓練スケジュール、80 固定資産台帳及び備品台帳

[区分 基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

高知学園短期大学

<区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

高知学園短期大学の学生定員は460名である（専攻科を除く）。本学の校地面積は高知学園大学との共用を含めて48,640平方メートルであることから、短期大学設置基準第30条の規定を満たしている。運動場用地についても、高知学園大学と共用して25,840平方メートルの適切な運動場を同一敷地内に設けており、短期大学設置基準第27条第2項の規定を満たしている。本学の校舎面積については、高知学園大学との共用を含めて15,402平方メートルであることから、短期大学設置基準第31条の規定も満たしている。なお、施設・設備・その他の物的資源の面積については669平方メートルである（備付-76）。校地と校舎の障がい者対応については、1号館、3号館、5号館、6号館、7号館及び8号館の玄関口にスロープを整備し、その各1階には車椅子用トイレを設置している。8号館にはエレベーターも完備している。

また、短期大学設置基準第28条に基づいて講義室22室（うち併設する高知学園大学との共用15室）、演習室4室（うち併設大学との共用2室）、実験・実習室10室（うち併設大学との共用2室）、情報処理学習室に当たるパソコン実習室2室（高知学園大学との共有）を有し、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行っている。さらに、各学科では短期大学設置基準第33条等で指定された施設・設備、機器・備品等を整備し、必要に応じて年度予算に計上して随時更新を図っている。これらの状況は備品台帳等を通じて把握している（備付-80）。なお、本学は通信による教育課程及び学科は設置していない。また、本学では体育館を保有しておらず、授業等で利用すべき時には同一敷地内にある学校法人高知学園高知中・高等学校が保有する体育館を利用することもできる。

全学共通の施設として、本学では短期大学設置基準第28条及び第29条に基づき、図書館を有している。本学の図書館の面積は974平方メートルであり、閲覧・貸出・レファレンスサービス等が支障なく行えるよう施設面の配置について配慮している（備付-77①②）。図書館では、教育研究に関わる学術情報の収集、蓄積、提供という従来からの機能に加え、学生が個人またはグループで必要な資料や情報を自由に検索・閲覧し、議論を含めた自主学習をする場の提供などの学習支援としての機能を充実させることを目指している。本学では、図書館運営委員会規程（提出・規程集36）に基づいて図書館運営委員会を開催している。図書の選書に当たっては、高知学園短期大学図書館選書要領（提出・規程集64）に基づき、図書館運営委員会の審議を経て1年間に3回購入している。常に学習や研究に適切な資料を拡充できるよう、書架の配置やスペースを考慮し、利用価値が認められなくなった資料の除却を高知学園短期大学図書館文献管理内規（提出・規程集65）に基づき、図書館運営委員会の審議を経て随時行っている。

令和5年に新型コロナウイルス感染症が5類移行された後も、リモートアクセスを利用できる電子リソースや、出版社等から提供された無償リソースの利用者への紹介は引き続き実施した。

図書館では図書館運営委員会が編集する図書館報「らぶっく」を発行している（備付-77③）。「らぶっく」では、図書館における学習支援機能を紹介し、新着図書の情報を記載することなどにより利用促進につなげている。また、教職員と学生の書評を掲載し、読書体験を共有することを通じて学生の読書を奨励している。

また、開館時間については、学生の要望を取り入れ、令和4年度より前期も開館延長を行

高知学園短期大学

った。前期は8時30分から19時（定期試験期間は20時50分）まで開館し、後期（10月1日）より国家試験受験対策として20時50分まで延長開館をしている。12月から3月はじめまでの土曜日、日曜日の開館も実行し、学習環境の確保を図っている。令和5年度の蔵書数は表Ⅲ-B-1-1、過去3年間の図書館利用状況は表Ⅲ-B-1-2の通りである。

表Ⅲ-B-1-1 蔵書等の概要（令和6年3月31日現在）（高知学園大学と合算）

	種類	冊数等
蔵書数	図書	79,779 冊
	雑誌（製本）	8,287 冊
年間受入数 （令和4年度）	図書	2,320 冊
	雑誌	115 種
	視聴覚資料	15 種
学術雑誌種類数		632 種
視聴覚資料数	DVDほか	1,311 種
AV設備 （大学と共有）	CD プレイヤー	パソコンで代用（13台）
パソコン （大学と共有）	蔵書検索専用	1 台
	一般用	13 台
座席（大学と共有）		133 席

表Ⅲ-B-1-2 過去3年間の図書館利用状況（令和3年度～令和5年度）（高知学園大学と合算）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開館日数（日）	257	256	258
入館者数（人）	47,243	42,530	50,740
貸出冊数（冊）	5,457	5,588	5,608

幼児保育学科

幼児保育学科では、保育表現の分野別に演習室（ML 教室、音楽室、造形演習室）を整備し、専門分野の探究活動を活発に行っている。令和5年度には、ピアノ練習室の修繕を行った。さらに、短期大学設置基準や指定保育士養成施設指定基準等に示された内容に関するもの、及び教育職員免許法施行規則、児童福祉法施行規則で定められた教育課程に必要な機器・備品についても整備している。また、高知学園短期大学附属高知幼稚園とも連携を取り、実践的な演習授業を行っている（提出-10）。

歯科衛生学科

歯科衛生学科では、歯科衛生士学校養成所指定規則にある教育上必要な機械器具、模型等、図書館には医療人として必要な幅広い教養などの専門書を増やし、有効に活用できるよう整備している。

実習室では、歯科臨床実習室、歯科基礎実習室、歯科実験室Ⅰ、歯科実験室Ⅱを整備している。歯科臨床実習室には18台の歯科診療台があり、各々にパソコンを設置しており、授業開始前には点検を行っている。また、在宅患者のための「高齢者・障害者介補技術」実習室も整備されている。

看護学科

看護学科では、基礎看護実習室、小児・母性看護実習室、成人看護実習室、老年・在宅看

高知学園短期大学

護実習室、精神看護実習室、モデル人形収納室、標本室を有している。各実習室には物品準備室を設け、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた機器・備品を整備している。令和 5 年度も新型コロナウイルス感染症の影響で学内演習の充実が求められたため、看護技術習得のための備品も新しいモデルを整えた。また、就職後も継続して学べる利点を考慮してナーシングスキル導入した。そして学生の効率的な活用を推進するために学習会を開催した。

専攻科地域看護学専攻＜参考＞

専攻科地域看護学専攻では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、保健師教育に必要な機器及び物品を整備している。本専攻ではゼミ室を確保し、学生の授業時間外の学習活動や研究活動を支援するために環境を整えている。ゼミ室には災害時に必要な物品や、最適な環境で学習できるよう加湿器等も整備し、直接的な学習支援の他にも学生にとって安全で快適な環境を整えている。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備の維持管理については、各学科からの申請を基にして担当事務部署に情報を集約し、短期大学内で解決可能なものは本学で処理している。高知学園全体で対処を要するのは理事会で検討し、学校法人高知学園寄附行為（以下、「寄附行為」と表記）第 5 章「資産及び会計」に基づいて維持管理している（提出-18）。固定資産管理や消耗品及び貯蔵品管理等については、学校法人高知学園で会計規程（提出-規程集 139）を整備している。さらに、会計規程施行細則（提出-規程集 153）、物品管理要領（提出-規程集 154）、物品購入審査規程（内規）（提出-規程集 155）、高知学園購買事務処理規程（提出-規程集 156）等に基づいて施設設備や物品等の維持管理をしている。

また、本学では教職員を対象に火気取締責任者（備付-69）を指名し、防災に取り組んでいる。危機管理については高知学園短期大学危機管理規程（提出-規程集 90）を定め、高知学園短期大学危機管理マニュアル（備付-70）を作成して対応している。災害時の対応についても、高知学園短期大学危機管理委員会規程（備付-規程集 39）、高知学園短期大学危機対策本部規程（提出-規程集 40）を定めて対応することとしている。さらに、災害対策については高知学園短期大学災害対策委員会規程（提出-規程集 16）に基づいて災害対策委員会を設置し、防災マニュアル（備付-71）を作成している。火災・地震対策、防犯対策のため

高知学園短期大学

の定期的な点検については、消防設備等の点検を毎年 2 回実施している。毎年 1 回、教職員と学生が参加して、火災・地震を含めた総合的な災害対策に関する説明会と避難訓練を実施している（備付-78）。携帯版の防災マニュアルも全学生、全教職員に配付して常時携帯するよう周知し、オリエンテーションで避難場所やその経路について説明を行っている。これらのマニュアルの内容は定期的に見直して更新している。省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮については、照明を LED に切り替えるなど、計画を立てて順次行っている。

高知学園短期大学では、情報資産を守り、情報システムを管理するための方針として、高知学園短期大学情報セキュリティポリシー（提出・規程集 96）を定めている。この方針に基づいて、高知学園短期大学情報セキュリティ対策基準（提出・規程集 97）を定めており、学長が情報セキュリティ責任者、情報企画部長が情報セキュリティ実施責任者、事務局長が情報セキュリティ管理責任者となっている。日常的な監視やメンテナンスについては、情報企画部長が委員長を務める情報セキュリティ委員会（提出・規程集 44）が対応している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学の障がい者への対応としては玄関口のスロープや車椅子用トイレが主であり、その拡充が長年の課題である。また、機器・備品については、今後も耐用年数・保守費用を考慮しながら、教育効果を維持・向上するよう計画的に運用することが求められる。

情報セキュリティに関して、インシデント時の連絡については問題がないと考えられるが、具体的な作業手順を定めた書類については、引き続き検討中であり、課題となっている。また、学内のサーバ室にサーバ機器を設置しており、クラウド化の可能性や災害対策を考慮した物理的セキュリティの強化について検討を行っている。

図書館については、蔵書の増加に対する書庫スペースの確保が課題である。令和 5 年度には地階にあったパソコン関係の資料を 2 階にまとめるなど、製本雑誌書架の狭隘化に対応したが、根本的な解決には至っていない。また、学習支援の場であるラーニングコモンスの整備、教科担当者との連携による図書館利用など、ソフト面での課題も抱えている。

幼児保育学科

本学科の施設・設備の維持管理には細心の注意を払い、引き続き保守点検を徹底し、整備を図ることが重要である。また、施設・設備の改修及び器具等の更新について、将来を見通した計画的な立案と推進が必要である。

歯科衛生学科

学生の技術習得のために使用している歯科診療台やモニター等の機器類も、経年劣化が目立ってきているものもある。使用時の安全面を考えて授業前に点検しているものの、歯科診療台の動力源など定期的に整備をしながら維持管理していく必要がある。また、火災・地震対策としては、オリエンテーションで「防災マニュアル」を活用し危険な箇所や避難場所の情報を学生と確認し、避難訓練を年 2 回実施しているものの、迅速な避難を行うためにはまだ課題がある。防犯対策として歯科臨床実習室および歯科基礎実習室は夜間のセキュリティは万全であるが、日中の外部からの侵入者に対する学生の安全確保が課題である。

看護学科

令和5年度は、看護技術習得に向けたオンラインツール（ナーシングスキル）を導入し、各領域の授業や実習前の事前学習として活用を始めたが、教員が期待している学生の身になる使い方ができない者も見られ、今後、国家試験対策としても効果的な利用の進め方を検討する必要がある。現代の学生の主体的な学びに適切な、そして安全な環境を整えていく必要がある。

専攻科地域看護学専攻＜参考＞

専攻科地域看護学専攻が整備している備品については、定期的な点検と補充に努めていく。特に、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正により演習の内容を充実させることが求められていることから、今後も教育内容を充実させるために必要な物品の検討と、演習や実習での円滑な使用に対応する物品の更新と確保が課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料

提出資料 - 規程集

備付資料 81 学内 LAN の敷設状況、83 パソコン教室平面図

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1の現状>

高知学園短期大学では、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。全学共通のネットワーク環境や学生用コンピュータに関しては、高知学園短期大学情報企画委員会規程（提出・規程集 34）に基づいて情報企画委員会が整備・運営する体制になっている。教職員には、入職時に 1 台の PC が割り当てられる他、教員の研究費や備品予算で個別に整備している。また、令和 3 年度より、Microsoft 365（Office365 A3 ライセンス）が導入されており、全学生、全教職員が 1 つのアカウントを所持している。本アカウントは、大学の PC で利用できるだけでなく、スマートフォンやタブレットも含め、1 アカウントで 5 台の端末まで Microsoft Office の導入が可能であり、技術サービス・ソフトウェアだけでなく、経済的な面からも学生の支援となっている。実際のユースケースでは、レポートやプレゼンテーション等の資料を作成することや、データ処理、グループ作業でのコミュニケーションツール、オンライン授業、ファイル共有等、活用の範囲は広がっている。

また、学生への連絡や就職支援のために学生と教職員のみがアカウントをもつポータルサイトを運用している。さらに、学内から CiNii Articles や JDreamIII、医中誌 Web 等のインターネット上オンラインデータベースサービスへのアクセスを提供している。また、電子書籍や電子ジャーナルを導入し利用に供している。

これらの技術的資源の利用のために、学生はコンピュータ・リテラシー科目においてトレーニングを受けている。そのなかで学生は、学内 PC の使い方やアカウントの扱い、他の機器への Office ソフトや Teams の導入、Office ソフトの使い方等について、初歩的な内容から広範に学習している。教職員については、入職時の説明会において、情報企画委員会から導入等の説明があり、各種マニュアルを整備している。

学内ネットワークに関しては、メインルータと 8 号館を除く全ての校舎のネットワークスイッチは光ファイバケーブルで接続されており、スイッチから各校舎内のほぼ全ての研究室・教室・実習室には、有線 LAN が整備されている。これらのネットワーク基盤は、学生の学習支援に活用されている。なお、8 号館については 7 号館スイッチから直接 LAN ケーブルで接続されている。

学内には、教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育研究に資するスキャナー・プリンターやデジタルカメラ等の情報機器を設置したパソコン実習室を 2 室整備している。各実習室で保有するパソコンの台数は、第 1 パソコン実習室が 64 台、第 2 パソコン実習室が 46 台である（全てデスクトップ、備付-83）。令和 4 年度には、多様な授業ニーズに対応するため、各 PC にビデオ会議用 Web カメラとヘッドセットを導入しており、ハイブリッド授業にも対応できる機器を備えている。また、これらとは別に、711 教室には、固定用と追尾用カメラを備えた講義録画システムを導入しており、特別な事情で授業に出席できない学生に対して、教育の質保障を確保するようにしている。

これらの設備・機器に関しては、各学科の方針に基づいた適切な状態で利用できるよう、情報企画委員会でメンテナンスを計画・実施している。PC 本体については、令和 3 年度にリプレースを行っており、現在のところ、各学科の教育上の利用において特に問題は挙がっていない。

幼児保育学科

幼児保育学科では、認定絵本土養成講座を開設するための準備を行い、カリキュラムの一部改正を行った。その際、関連図書の充実を図った。

歯科衛生学科

歯科衛生学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、基礎分野に「情報科学（令和4年度より必修科目に変更）」を設置し、専門科目でのスムーズな学びに繋がることを目的としている。その中で、Microsoft365の扱いとプレゼンテーション演習に焦点をあて、主体的なICTスキルの学びを促す組みを実践している。さらに、オンライン教育の導入により、将来デジタル技術を基盤とした歯科医療に対応するための人材育成を目指した学習を展開している。

また、新しい時代に向けた能力を育成するにあたり、専門科目の教員と連携を図り、ICT活用指導力の向上に努めている。これらの成果は、本学科の教員がICTを積極的に導入し、学生支援や授業改善に意欲的に取り組むことで活性化される。その一例として、歯科臨床実習に有益なストーリーング教材を作成することで、学生の時間外学習・反復学習の機会を確保している。また、学生のモチベーションを意識したアプローチによるハイブリッド型教育を実践し、主体的な学習成果を促す授業を展開している。以上のことから歯科衛生学科では、技術サービス、専門的な支援の向上・充実を図るため、情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教員に提供し、学習成果獲得に繋げている。

看護学科

看護学科では、令和3年度のカリキュラム改正に伴い、技術的資源を活用する科目として、1年次に「アカデミック ICT リテラシー」「情報科学の基礎」を、2年次に「情報科学の応用」を新設し、パソコン実習室のパソコンを活用しながら看護師の業務に必要な情報通信技術の知識と技術及び情報モラルを習得できるよう構成しており、2年目の運用となった。学生は臨地実習前に、電子カルテシステムを理解できるレディネスを獲得し、実習では、実際に電子カルテを活用し、適切な情報収集を行っている。そして、情報獲得の手段として図書館のパソコンを使ったインターネットの積極的な利用を学生に説明し、1年次には文献検索方法について図書課職員の指導を受け、3年次の看護研究の授業では、実際に文献検索を行い、研究の意義やプロセス・分析能力の獲得に活用している。また、看護技術においては、グループごとにその実施の様子を動画に収め、メンバーで確認しながら学習を進めるなどの手法を活用している。使用の際の課題については、随時、専門の教員に相談し、学生に効果的な指導を行っている。

専攻科地域看護学専攻＜参考＞

専攻科地域看護学専攻では、教育課程編成・実施の方針に基づき、学生の主体的な学習を支援するために、授業時間以外の課題作成や研究活動に使用できるようゼミ室にデスクトップパソコン2台とプリンタ1台整備し、看護学科と共用で使用できるノートパソコンを学生に貸し出しできるように整えている。また、全学生に割り当てをされているMicrosoft365のTeams機能を用いて、双方向性のオンライン授業ができるよう整えており、令和5年度はWi-Fi環境が必要な授業に際して、その都度、教室内でWi-Fiが利用できるよう環境整備し、学生の主体的な学びを支援した。「修了研究」では論文作成のために文献検索が必要となるため、オリエンテーション時に図書課職員から文献検索についての説明

を受け、入学後の学習がスムーズに進むよう支援している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

学内ネットワークについて、ほとんどの教室から、有線 LAN を経由することでネットワークにアクセスすることは可能ではあるが、学生からは、持ち込みのノート PC やタブレットでの Wi-Fi 接続の要望があり、検討を行っている。Wi-Fi 接続が必要なエリア、アクセスポイントの設置箇所について、令和 5 年度に調査を行った結果、学内 LAN のネットワーク機器・設備についても大規模な変更・更新が必要となったため、計画の見直しを行った。設置については、令和 6 年度以降の課題となる。

また、実習室のパソコンについては、OS が Windows 10 で運用されており、令和 7 年 10 月にサポート期限が切れる予定となっていることから、更新が必要となる。使用しているソフトウェアの互換性を確認し、必要な対処を考慮した上で、計画的に更新することが課題となっている。

幼児保育学科

今後、保育者に必要とされる課題を探究し、学生に必要とされる教育課程の編成を見直す。

歯科衛生学科

歯科衛生学科は口腔疾患に関する知識とその予防法について視野を広げることを目的として、口腔保健管理法や課題研究等においてプレゼンテーション演習を実施している。現在、資料を作成する際にパソコン実習室 2 室と図書館を利用しているが、利用頻度が増え、時間や場所を含めた機器の確保が困難な状況である。この課題を解決する方法として、モバイル端末を活用した学習スタイルが考えられる。学生の能動的な学びと時間外学習を促す学習スタイルの確立に向け、Wi-Fi を含めた学習環境の整備が望まれる。また、今後のデジタル化を想定して口腔内スキャナーを導入するなど、デジタル技術を基盤とした新しい歯科医療に対応できる人材育成を目指し、ICT 技術の活用について情報の教員と専門科目の教員が情報を共有し、技術向上に努めることを課題としている。

看護学科

学生のパソコンやインターネットの効果的な活用には個人差があり、個々の技術レベルの把握や効果的なトレーニングの方法が課題である。新たなカリキュラムを構成し、授業では適切な指導を行っていても、使用上不具合が生じてしまうこともある。専門の教員だけでなく多くの教員が学生の指導に携わることができるよう教員のスキルアップも求められている。また、今後、一人ひとりが端末を所持し、新たな学習方法に取り組むことや、機器の使用方法を学ぶと同時に、情報リテラシーについて学習し、倫理的な配慮に基づいた、適切な使用ができるよう検討していく必要がある。

専攻科地域看護学専攻<参考>

課題作成や研究活動等の主体的な学習支援のため、学生に貸し出しているノートパソコンは、耐用年数が過ぎてきているものも出てきているため、計画的に補充することが必要である。今後も双方向性のオンライン授業の必要性の高まりが予想され、Wi-Fi が利用できるような特定の授業の際に環境整備はしたが、教室内で常時、Wi-Fi が使用できるよう学習環境の整備とともに学生全員の端末保有等の検討も求められる。また、図書館職員による文献検索オリ

高知学園短期大学

エンターションは、より実際の文献検索に効果的となるよう、実施後の学生の意見も聞きながら時期や方法等について検討していく。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

<根拠資料>

提出資料 15 計算書類等の概要、17 事業計画／収支予算書、19 理事会議事録 [令和 3 (2021) 年度]、20 理事会議事録 [令和 4 (2022) 年度]、21 理事会議事録 [令和 5 (2023) 年度]

提出資料 - 規程集 137 退職手当に関する規程、139 会計規程、140 資産管理運用規程、160 学園幹部会規程 (内規)

備付資料 53 教員個人調書、56 専任教員年齢構成表、80 固定資産台帳及び備品台帳、91 中期計画に関する書類、101 財務情報 [令和 3 (2021) 年度]、102 財務情報 [令和 4 (2022) 年度]、103 財務情報 [令和 5 (2023) 年度]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源 (図書等) についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。

高知学園短期大学

- ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

高知学園短期大学における資金収支及び事業活動収支は、令和元年度から支出超過に転じた。その大きな理由は高知学園大学設置に係る支出と学生の収容定員未充足によるものと分析している。貸借対照表においては、金融資産の積み増しを行いつつ、長期借入金を計画的に返済し、健全に推移している。また、学校法人傘下の所属長と法人本部で構成する幹部会を学園幹部会規程（内規）（提出・規程集 160）に基づいて開催し、各学校及び学校法人全体の財政状況の関係を把握している。

法人全体での 5 ヶ年計画の財務計画を策定し、この計画の実施により確実に長期借入金の圧縮ができています。学習資源への資金配分もできていることから、短期大学のみならず、法人全体の存続が可能な財政を維持している。退職給与引当金等は退職手当に関する規程（提出・規程集 137）に基づき、目的通りに引き当てている。また、法人全体で必要な負債に関わる引当金は、目的に応じ特定預金等として積み立てており、資産運用も会計規程（提出・規程集 139）及び資産管理運用規程（提出・規程集 140）に基づき、安全を第一に適切に運用している。

令和 3 年度から令和 5 年度における教育研究経費比率については、5 ヶ年計画の財務計画の下で短期大学は決算ベースで 28.3 パーセント～29.0 パーセントで推移し、学生の教育に必要な経費の支出に努めている。教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）への資金配分についても、財務計画で適切に配分されている（備付・101・102・103「財産比率比較」）。本学園では公認会計士 5 名による体制で、学校法人会計基準や私立学校振興助成法に準拠した会計処理の監査が年 2 回行われている。監査では、監事、内部監査室長、担当職員が立ち会っており、公認会計士の監査意見へ適切に対応している。なお、本学では寄付金の募集や学校債の発行は行っていない。

過去 3 年における入学定員充足率は令和 3 年度が 103.3 パーセント、令和 4 年度が 87.7 パーセント、令和 5 年度が 85.2 パーセントである。収容定員充足率はそれぞれ 103.6 パーセント、100.4 パーセント、90.0 パーセントで推移している。令和 3 年度から令和 5 年度における事業活動収支差額比率はそれぞれ 6.9 パーセント、3.2 パーセント、-4.6 パーセントであり、令和 3 年度は事業活動支出超過の状態であった。このように、入学定員充足率に課題を残すが、それに相応した財務体質を維持できるよう管理することとしている。

高知学園短期大学

学校法人高知学園及び高知学園短期大学は、中・長期計画として財務計画に基づいた毎年度の事業計画と予算（備付-91）を、関係部門の意見を集約した上で（提出-17）、理事長が判断し、理事会の議を経て決定する（提出-19・20・21）。決定した事業計画と予算を速やかに関係部門へ適正に執行するよう指示し、業務を円滑に実施している。その実施内容については経理責任者である本部長を経て理事長に報告し、実態の把握に努めている。財産目録、計算書類等は、学校法人の経営状況及び財産状態を適正に表示している（提出-17;備付-101・102・103「財産目録」「財務比率比較」）。

また、資産は固定資産台帳及び備品台帳に基づいて管理している（備付-80）。資金（有価証券を含む）の運用も会計規程（提出-規程集 139）及び資産管理運用規程（提出-規程集 140）に基づいて、安全かつ適正に管理している。月次試算表についても会計規程第 53 条に基づいて毎月作成し、本部長を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。経営改善計画は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

高知学園短期大学の将来像は、今後も「世界の平和と友愛」に貢献できる専門的職業人を育成することである。現在、高知県の地理的・経済的事情や県内志向、本学が果たしてきた人材輩出や地域貢献の伝統等から、本学の存在価値があると判断し、教育内容の充実、就職

高知学園短期大学

指導の充実等振興策を講じることにより短期大学として存在感を高めることとしている。ただし、養成課程の規則改正や地域が求める人材像の高度化等へ迅速に対応できる準備は必要である。国や社会の動向と本学の建学の精神を踏まえながら、短期大学を含めた高等教育機関の将来像を明確にするため、特に高知学園大学と連携して検討を進めている。

本学は、四年制大学と同じ資格を取得できる学科を構成し、その専門性が地域で果たす役割の意義も大きい。特に高知県が抱える地理的・経済的課題によって、高知県外の四年制大学に進学する場合に比べると経済的負担が少ない中、専門的職業人を育成し、将来にわたって高知県の食・教育・医療の発展に貢献できる体制を整備している点が本学の強みといえる。さらに、本学の専攻科は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科の認可を受け、短期大学に在学しながら学士の学位を取得できるメリットも有している。

一方、本学の伝統へ過度に固執すると、社会のニーズから逸脱する恐れもある。あらゆる変化に対応する上で専門性の根拠となる教員の教育研究業績の状況、その中でも科学研究費補助金の採択件数が近年は停滞している点に弱みを感じている。

本学における過去3年間の経常収支差額比率は、令和3年度が7.4パーセント、令和4年度が3.1パーセント、令和5年度が-4.6パーセントで推移し（提出-15）、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標を参考にして経営実態や財務状況を把握している。その状況に基づいて財務計画を策定している。学生募集対策ではオープンキャンパスのほか、随時見学希望者を受け入れ、説明会や施設見学会を行っている。また、高等学校への出張講義や説明会、高等学校からの本学訪問、大学説明会への参加も行っている。毎年度、高知県内3地域で高等学校教員対象に本学の説明会を開催し、本学の特色を説明して意見交換を行っている。これらの取り組みを中心に、本学の方針に適した学生の確保に努めている。

学納金計画に直結する対策としては、中途退学の防止も挙げられる。本学では、各学科と事務局、及び各種委員会や白菊寮（学生寮）が連携して①学生に学習意欲を高めるためのキャリア教育の推進、②教員の指導力の向上、③中途退学に至るまでの各クラス担任や学生支援担当職員を中心とした学生への相談体制の充実、④学科・専攻内の全教員の共通理解に基づく指導、⑤経済的困難学生に対する相談体制の充実等に努めている。

人事計画は、年齢構成のバランスを考慮しながら進めている（備付-53・56）。施設設備の将来計画についても、各学科長からのヒアリングを経て学内における優先順位を設定するなど、将来計画は明瞭である。遊休資産の処分等も含め、これらの計画は、本学及び各学科・各専攻の事業報告や事業計画とも照らし合わせながら立案している。

本学では、総合的には学生数に見合う経費のバランスがとれている。財務情報は学校法人高知学園のウェブサイトで公開している。また、学内に対する経営情報を、毎年度初めに学校法人高知学園全教職員対象の全学職員会において決算及び予算の概要や経営方針等が報告され、危機意識の共有ができています。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

これまで、科学研究費補助金への申請を推進するよう組織的に取り組んだが、令和5年度への申請件数は4件（基盤研究（B）1件、基盤研究（C）2件、若手研究1件）であり、いずれも採択には至らなかった。今後も申請の推進を促していくことで研究活動の底上げを検

討することが課題である。

他方、入学定員充足率及び収容定員充足率の向上や人件費比率の改善に課題を残している。さらに、中学生を対象にまずは専門職の魅力を伝えることも試行する。

全館で学生の Wi-Fi アクセスを可能とするためには、かなりの数のアクセスポイントが必要となる。アクセスポイントは、むやみに設置しても電波干渉で本来の通信性能が出ないため、必要なエリアを調査し、全体の設置箇所や台数についての計画を議論した上で、優先順位をつけて整備をする計画である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回受審時には、研究業績の少ない教員や科学研究費補助金申請・採択の少なさに対する指導・管理体制が問われた。従来、本学では研究倫理や科学研究費に関する研修会を開催していたが、令和 5 年度には開催することができなかった。研究倫理教育履修の修了者数について、未修了者がまだ残されているものの、増加傾向にはある。今後、研究活動へつなげる組織的支援の充実を図るためには、まず修了者増が不可欠である。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「人的資源」については、研究者としての基本的な位置づけを確立するため、全教員が研究倫理教育履修を修了するよう取り組んでいく。それを基盤にして、研究公正を応用しながら研究活動を充実させるよう方向づけていく。「物的資源」については、学習成果獲得を保障するための設備として適しているかを点検していく。

「物的資源」で課題となっている学内の Wi-Fi 接続については、学生の授業での利用を優先し、キャンパス内全ての通常教室を接続可能エリアとして設置する計画である。現在のコアルータから 8 号館を除く各館のフロアスイッチは、1Gbps の光ケーブルで接続されているが、令和 5 年度の調査では、必要な Wi-Fi アクセスポイントを設置すると、帯域不足となる可能性が高いことがわかっている。このため、スイッチ及びケーブルを上位スペックのものに更新する必要がある。これらの工事・作業については、大掛かりなものとなるため、運用中のネットワークへの極力を少なくするよう計画を再検討している。また、本計画に係る予算措置については、助成金の応募を計画しており、令和 6 年度中の設置を目指している。

「財的資源」については、収容定員充足が最大の課題である。本学で学ぶことが社会を支え、地域の発展に貢献することを、卒業生や進路先とも連携しながら成果を証明することが必要である。

高知学園短期大学

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 5 高知学園短期大学学則、18 学校法人高知学園寄附行為、19 理事会議事録 [令和 3 (2021) 年度]、20 理事会議事録 [令和 4 (2022) 年度]、21 理事会議事録 [令和 5 (2023) 年度]

提出資料 - 規程集 121 高知学園理事会会議規則、122 組織規程、129 高知学園就業規則、139 会計規程

備付資料 87 理事長の履歴書、92 理事・監事・評議員名簿

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

<区分 基準Ⅳ-A-1 の現状>

学校法人高知学園理事長は高知学園出身者であるとともに、長期間にわたって民間企業と学校法人高知学園監事の立場から高知学園を客観的に評価してきた（備付-87）。それゆ

高知学園短期大学

え、建学の精神に基づいた教育目的を常に理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。寄附行為（提出-18）第14条に基づいて、理事長は法令等に規定される職務を行い、法人を総括するとともに、法人を代表して業務に当たっている。したがって、理事長は学校法人高知学園の建学の精神及び教育方針を理解し、高知学園全体の発展に寄与している。また、寄附行為第13条第3項に基づき、理事長は理事会を招集する立場にあり、学校法人高知学園の代表としてその業務を総理している。さらに会計規程（提出-規程集139）第4条及び寄附行為第34条に基づいて、理事長は会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。事業報告と財務情報（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、財産比率比較等）は、私立学校法第47条に基づき、ウェブサイトで公開している。

このように、理事長は学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、理事会は学校法人高知学園の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会では、寄附行為第13条第7項に基づいて、理事長が招集し、議長を務めている。機関別認証評価は事業計画として理事会に諮られており、理事会は認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。本学が行う自己点検・評価活動においても、理事長の見解を反映しながら進められ、最終的には理事長の承認を得て自己点検・評価報告書を決定している。理事長は、令和元年度認証評価の訪問調査においても適切に対応した。理事会には本学園の各学校から必要な事項が議案として発議され（提出-19・20・21）、情報の伝達は円滑に行われている。関係法令の改正等、学外からの情報についても報告されており、理事会は情報を収集している。寄附行為第3条では、本学園が教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うと定めていることから、理事会は本学の運営に関して法的な責任があることを認識している。理事会は、寄附行為や高知学園理事会会議規則（提出-規程集121）、高知学園短期大学学則（提出-5）、組織規程（提出-規程集122）、高知学園就業規則（備付-規程集129）等、学校法人運営や短期大学運営に必要な規定を整備している。このように、理事長は寄附行為に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事については、私立学校法第38条（役員を選任）に基づき、寄附行為第6条（理事の選任）を定めて、本学の建学の精神を理解し、学校法人高知学園の健全な経営について有意義な見識を有している者を選任している（備付-92）。また、学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為第12条（役員解任及び退任）に準用されている。このように、理事は法令に基づき適切に構成されている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

学校法人高知学園は、令和元年以降、高知リハビリテーション専門職大学と高知学園大学を設置し、改革に取り組んでいる。特に高等教育の発展と地域の医療や福祉へ貢献するため、今後も理事会を学校法人高知学園の意思決定機関として円滑に運営し、役割を適切に果たすよう取り組む。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 1 学生生活と履修の手引き、5 学則、22 教授会議事録 [令和 3 (2021) 年度]、
23 教授会議事録 [令和 4 (2022) 年度]、24 教授会議事録 [令和 5 (2023)
年度]

提出資料 - 規程集 3 高知学園大学教授会規程、4 高知学園大学評議会規程、5 学科・
専攻会議規程、6 専攻科専攻会議規程、7 個人情報保護委員会規程、
8 学科改革検討会議規程、9 医療事故対策会議規程、10 地域貢献推
進会議規程、62 高知学園短期大学懲戒規程、72 高知学園短期大学
人事委員会規程、100 高知学園大学と高知学園短期大学との合同の
教授会に関する規程、129 高知学園就業規則、141 高知学園大学学
長選考規程

備付資料 93 学長の履歴書、96 各委員会議事録、97 評議会議事録 [令和 3 (2021) 年
度]、98 評議会議事録 [令和 4 (2022) 年度]、99 評議会議事録 [令和 5
(2023) 年度]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議

高知学園短期大学

する事項がある場合には、その規程を有している。

- ⑤ 教授会の議事録を整備している。
- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

高知学園短期大学学長は、長年にわたる教育活動と教育行政の経験や研究蓄積によって培われた学識と高潔な人格を有している。令和5年度まで本学副学長として学長をサポートし、その間の経験で得られた大学運営に関する見識に基づいて（備付-93）、新時代に対応できる改革へ積極的に取り組み、私学経営の可能性を追求している。それゆえ、短期大学設置基準第22条の2を満たしている。

教育研究面については、学長は本学の建学の精神に基づく教育基本方針を柱として、教育の質的保証と時代の変化に対応できる大学のあり方を追求し、教育環境の整備、教育体制の強化・充実及び研究環境の向上に努めている。本学では、学則（提出-5）第57条に基づいて高知学園短期大学懲戒規程（提出-規程集62）を定め、学長が学生の懲戒に関する手続きを行うこととなっている。所属職員の服務に対しても、本学におけるコンプライアンスの最高管理責任者である学長が、高知学園就業規則（提出-規程集129）及び学務分掌に基づいて統督している。

学長は、高知学園短期大学学長選考規程（提出-規程集141）に基づいて任命される。その過程は、学長選考会議を構成し、理事会、短期大学評議会のそれぞれが推薦する候補者について審議して学長候補者を決定し、その選考に基づき理事長が学長の任命を行っている。それゆえ、理事長によって任命される学長は、短期大学運営に全力を傾注できる環境にあり、支障なく職務遂行に努めることができる。

大学運営に当たり、学長は学則及び高知学園短期大学教授会規程（提出-規程集3）に基づき、教授会を大学教育の重要な事項について学長へ意見を述べる機関と位置付け、この事項を学則第14条に定めるとともに教授会に周知している。毎月1回の定例会議を開催し、学則に定められる審議議題を提案して構成員の意見を聴取している。学習成果や三つの方針（提出-1、p.10～12）については評議会で検討し、その内容に基づいて教授会で審議することとしている。したがって、教授会はその認識を有している。このように、学長は教授会の意見を聴いてリーダーシップを発揮し、最終的な判断を行うなど適切に運営しており、学校教育法第93条及び学校教育法施行規則第143条を満たしている。

なお、教授会は高知学園大学と高知学園短期大学との合同の教授会に関する規程（提出-規程集100）に基づき、高知学園大学と合同で開催することもある。教授会における全ての審議内容は事務局職員が記録し議事録にまとめ、次回教授会に提案し承認を求めている（提出-22・23・24）。また、学長は高知学園大学評議会規程（提出-規程集4）に基づいて評議会を開催し、教授会に上程する議題の確認と精査を図っている（備付-97・98・99）。評議会は個人情報保護委員会、学科改革検討会議、医療事故等対策会議、地域貢献推進会議、高知学園大学人事委員会をも兼ねており、各会の規程（提出-規程集7・8・9・10・72）に基づいて学長が主導し、緊急時にも対応可能な体制をとっている。さらに、評議会構成員はそれ

高知学園短期大学

それぞれの運営組織、教育組織、事務組織の長であることから、学長が逐次各組織の現状を聴取し、把握することができている。

本学は、教育研究の遂行に必要な委員会を学則または各委員会規程に基づいて設置し、適切に運営している（備付-96）。委員会での検討結果が学則第14条（教授会の審議事項）に該当する場合等は教授会に上程され、教授会の議を経て全体に周知されることで（備付-22・23・24）、大学教学運営の一翼を担っている。また、学科・専攻会議規程（提出・規程集5）や専攻科専攻会議規程（提出・規程集6）に基づき、各学科に所属する専任教員と事務職員が構成員となり、学科の運営を行っている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

まず、学生数、志願者数の増加が大きな課題である。そのためには、高校生や保護者から「選ばれる大学」になる必要がある。そこには大学としての魅力を再構築することが求められる。そこで、具体策として5点を掲げている。第一は教育内容の充実である。ここにはFD活動の活性化による個々の教育能力の向上、学科横断的な教育の推進、各学科における特色ある教育内容の企画・展開などが含まれる。第二は教員の研究活動の活性化である。研究の質と量を高めることが授業力を向上させ魅力の発信につながるからである。第三はICT教育の推進である。ICT教育関連機器やTeamsなどを活用した授業の実施を拡大するためには、Wi-Fi環境を含めたICT環境の整備が課題となる。第四は就職先の確保と開拓が挙げられる。これまでに達成してきた就職率100パーセントの継続はもちろん、そこに関わる教職員の組織的・継続的な援助をさらに高めていく。第五は高知学園の総合学園としての強みを活用することである。例えば、高知高等学校との高大連携事業の強化や高知リハビリテーション専門職大学との教育的環境の共有と人材交流等が挙げられる。以上の5点を入口戦略の一環として確実に進めながら、本学の魅力を高校生や保護者へ積極的にかつ効果的に情報発信を行うことが課題である。

コスト削減も重要な課題である。今一度経営資源の再点検を高知学園内各部局と連携しながら進めていく。そして、限られた予算の中で質の高い教育・研究を展開するため、どこに何を重点的に配分していくのかを吟味し実施していく。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

高知学園短期大学学長は令和6年4月1日に着任し、高知学園大学学長も兼任している。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 4 ウェブサイト「財務情報」、18 学校法人高知学園寄附行為、19 理事会議事録 [令和3(2021)年度]、20 理事会議事録 [令和4(2022)年度]、21 理事会議事録 [令和5(2023)年度]、25 評議員会議事録 [令和3(2021)年

高知学園短期大学

度]、26 評議員会議事録 [令和 4 (2022) 年度]、27 評議員会議事録 [令和 5 (2023) 年度]

提出資料 - 規程集 122 組織規程

備付資料 12 ウェブサイト「情報の公表」、101 財務情報 [令和 3 (2021) 年度] ④監査報告書、102 財務情報 [令和 4 (2022) 年度] ④監査報告書、103 財務情報 [令和 5 (2023) 年度]

[区分 基準IV-C-1 監事は法令等に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

監事は、学校法人高知学園寄附行為（提出-18）第8条に基づいて選任され、職務を遂行している。監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行い、理事会と評議員会に出席して意見を述べている（提出-19・20・21・25・26・27）。また、会計規程（提出-規程集134）第4条及び寄附行為第34条に基づき、会計年度に監事監査の報告書を作成し、5月末日までに理事会と評議員会に提出している（備付-101④・102④・103④）。なお、令和2年度に限り、感染防止対策を優先して6月に開催した。このように寄附行為に基づいて適切に業務を行っている。内部監査室については、学校法人高知学園組織規程第2条（提出-規程集122）に基づいて設置し、適宜監査事務を行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は21名の評議員をもって組織することを寄附行為（提出-18）第20条で定めている。また、寄附行為第5条第1項では理事の定数を10名と定め、評議員会は理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織し、寄附行為に基づいて開催している（提出-25・26・27）。

高知学園短期大学

さらに、私立学校法第42条に基づいて諮問事項を寄附行為第22条に定め、理事会の諮問機関として運営している。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3 の現状>

高知学園短期大学の教育研究活動等の情報は、学校教育法施行規則第172条の2に基づき、ウェブサイト（備付-12「情報の公表」）で公表している。また、財務情報は、私立学校法第47条に基づき、学校法人のウェブサイトで公開している（提出-4「財務情報」）。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

監事が寄附行為に基づいて適切に業務を行えるよう、引き続き理解しやすい学校会計等に関する報告書を作成して監事による監査業務の支援体制を向上させることが課題である。また、監事が行った内部監査について、法人で検討し、さらに改善できるよう努めることが課題である。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特記事項なし。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回受審時で、理事長は建学の精神に基づいた教育目的を理解し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮しているとの評価であった。その後を継いだ現理事長も建学の精神に基づく学校法人の運営に取り組んでおり、さらなる発展に努めていく。

高知学園短期大学学長は、教育の質保証と学生支援に対応できる短期大学のあり方をさらに追求し、教育体制の強化・充実、学生支援の充実及び研究体制を確立する。監事の監査業務においても、法人本部による支援体制がさらに整っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「理事長のリーダーシップ」の下、学校法人内の各学校がいっそう連携して取り組みながら、高知学園のSDGs取組宣言に基づいて活動を実践し、社会で活躍して信頼される人財を育成する。特に学校法人の取り組みとしては、学生・生徒・保護者等からの信頼を得て、経営力を強化し、質の高い教育を提供することが第一に挙げられる。そして定員を確保し、好循環を図ること、そのための施策として「行きたい学校」「行かせたい学校」「学校毎の強みと特色を活かすこと」に取り組んでいく。さらに、教育環境づくりとしては、学生・生徒ファーストに基づく「安全・安心な教育環境」、「教職員が働きやすい職場（学校）をつくる」ことを目指していく。また、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンスの啓もうと教職員研修会の実施、相談窓口の周知を行う。以上の取り組みを確実に遂行することは、財務の改善・強化とも関連しており、各学校で「どんな学校にするか（特色）」「どのように知ってもらうか（周知）」「どう入ってきてもらえるか（魅力）」に関する具体的活動に取り組む。

高知学園短期大学は、「学長のリーダーシップ」の下で教育、研究、地域貢献の役割を担っている。本学が置かれた現在の状況では、各教職員がそれぞれの立場でビジョンと戦略・戦術を理解しながら、教職協働で一丸となって実践していく必要がある。そのためにも「対話」を重視し、話しやすい環境を整備して強靱でしなやかな組織体制づくりを行う。

「ガバナンス」については、今後も学校法人及び大学の役割を常に確認して健全なガバナンスの体制の維持と向上に努める。特に近年は学校法人の組織が複雑になっている。そのためにも、監査に関する情報を監事が的確に収集できるよう、さらなる工夫を図って取り組んでいく。

[様式 9] 提出資料一覧

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準 I : 建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物等	1 学生生活と履修の手引き [令和 5 (2023) 年度] p.3 2 履修要項 (専攻科地域看護学専攻) [令和 5 (2023) 年度] p.1 3 大学案内 2024 [令和 6 (2024) 年度] p.5~6 4 ウェブサイト 「高知学園大学・高知学園短期大学の歴史」 https://www.kochi-gc.ac.jp/about/history.html
B 教育の効果	
学則 ■ 学則のみを印刷したもの	5 学則
教育目的・目標についての印刷物等	1 学生生活と履修の手引き [令和 5 (2023) 年度] p.1 2 履修要項 (専攻科地域看護学専攻) [令和 5 (2023) 年度] p.1 3 大学案内 2024 [令和 6 (2024) 年度] ① 幼児保育学科 p.26 ② 歯科衛生学科 p.30 ③ 看護学科 p.34 ④ 専攻科地域看護学専攻 p.38 4 ウェブサイト 「教育目的」 https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-college.html?ipp=h_education_goal 6 学生募集要項 2024 [令和 6 (2024) 年度] p.26
学習成果を示した印刷物等	1 学生生活と履修の手引き [令和 5 (2023) 年度] p.10 ① 幼児保育学科 p.26 ② 歯科衛生学科 p.38 ③ 看護学科 p.47 2 履修要項 (専攻科地域看護学専攻) [令和 5 (2023) 年度] p.1 3 大学案内 2024 [令和 6 (2024) 年度] p.41~46 4 ウェブサイト

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
	<p>「学習成果」 https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-college.html?ipp=h_learning_achievement 6 学生募集要項 2024 [令和 6 (2024) 年度] p.26 ① 幼児保育学科 p.27 ② 歯科衛生学科 p.28 ③ 看護学科 p.29 ④ 専攻科地域看護学専攻 p.30</p>
C 内部質保証	
自己点検・評価を実施するための規程	7 高知学園短期大学自己点検評価委員会規程 8 高知学園短期大学作業連絡会規程 9 高知学園短期大学自己点検評価検討会議規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
卒業認定・学位授与の方針に関する印刷物等	1 学生生活と履修の手引き [令和 5 (2023) 年度] p.10 ① 幼児保育学科 p.26 ② 歯科衛生学科 p.38 ③ 看護学科 p.47 2 履修要項（専攻科地域看護学専攻） [令和 5 (2023) 年度] p.1~2 4 ウェブサイト 「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」 https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-college.html?ipp=h_diploma_policy 6 学生募集要項 2024 [令和 6 (2024) 年度] p.26 ⑤ 幼児保育学科 p.27 ⑥ 歯科衛生学科 p.28 ⑦ 看護学科 p.29 ⑧ 専攻科地域看護学専攻 p.31
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物等	1 学生生活と履修の手引き [令和 5 (2023) 年度] p.10~11 ① 幼児保育学科 p.26~27 ② 歯科衛生学科 p.38 ③ 看護学科 p.47

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
	<p>2 履修要項（専攻科地域看護学専攻） [令和 5（2023）年度] p.2</p> <p>4 ウェブサイト 「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」 https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-college.html?ipp=h_curriculum_policy</p> <p>6 学生募集要項 2024 [令和 6（2024）年度] p.26</p> <p>① 幼児保育学科 p.27</p> <p>② 歯科衛生学科 p.28</p> <p>③ 看護学科 p.29～30</p> <p>④ 専攻科地域看護学専攻 p.31</p>
<p>入学者受入れの方針に関する印刷物等</p>	<p>1 学生生活と履修の手引き [令和 5（2023）年度] p.11～12</p> <p>① 幼児保育学科 p.27～28</p> <p>② 歯科衛生学科 p.38～39</p> <p>③ 看護学科 p.48</p> <p>2 履修要項（専攻科地域看護学専攻） [令和 5（2023）年度] p.2～3</p> <p>4 ウェブサイト 「アドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）」 https://www.kochi-gc.ac.jp/education_policy/policy-kochigakuen-college.html?ipp=h_admission_policy</p> <p>6 学生募集要項 2024 [令和 6（2024）年度] p.26</p> <p>① 幼児保育学科 p.27～28</p> <p>② 歯科衛生学科 p.28～29</p> <p>③ 看護学科 p.30</p> <p>④ 専攻科地域看護学専攻 p.31</p>
<p>シラバス</p> <p>■ 令和 5（2023）年度</p> <p>■ 紙媒体又は電子データ（PDF）で提出</p>	<p>10 シラバス [令和 5（2023）年度]</p>
<p>学年暦</p> <p>■ 令和 5（2023）年度</p>	<p>11 行事予定表 [令和 5（2023）年度]</p> <p>12 時間割表 [令和 5（2023）年度]</p>
<p>B 学生支援</p>	
<p>学生便覧等、学習支援のための配布</p>	<p>1 学生生活と履修の手引き [令和 5（2023）年度]</p>

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
物	<p>p.5～9、p.14～24、p.57～70</p> <p>4 ウェブサイト 「ポータルサイト」 https://portal.kochi-gc.ac.jp/portal/</p>
短期大学案内 ■ 令和 5 (2023) 年度入学者用及び令和 6 (2024) 年度入学者用の 2 年分	<p>3 大学案内 2024 [令和 6 (2024) 年度]</p> <p>13 大学案内 2023 [令和 5 (2023) 年度]</p>
募集要項・入学願書 ■ 令和 5 (2023) 年度入学者用及び令和 6 (2024) 年度入学者用の 2 年分	<p>6 学生募集要項 2024 (入学願書含む) [令和 6 (2024) 年度]</p> <p>14 学生募集要項 2023 (入学願書含む) [令和 5 (2023) 年度]</p>
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「計算書類等の概要 (過去 3 年間)」 「活動区分資金収支計算書 (学校法人全体)」 [書式 1]、「事業活動収支計算書の概要」 [書式 2]、「貸借対照表の概要 (学校法人全体)」 [書式 3]、「財務状況調べ」 [書式 4] ■ 本協会にのみ電子データ (Excel ファイル) も提出	<p>15 計算書類等の概要 [過去 3 年間]</p> <p>① 活動区分資金収支計算書 (学校法人全体) [書式 1]</p> <p>② 事業活動収支計算書の概要 [書式 2]</p> <p>③ 貸借対照表の概要 (学校法人全体) [書式 3]</p> <p>④ 財務状況調べ [書式 4]</p>
資金収支計算書・資金収支内訳表 ■ 過去 3 年間 (令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度) 計算書類 (決算書) の該当部分	<p>4 ウェブサイト 「財務情報」 [令和 3 (2021) 年度] p.6～14 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r03.pdf</p> <p>「財務情報」 [令和 4 (2022) 年度] p.6～14 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r04.pdf</p> <p>「財務情報」 [令和 5 (2023) 年度] p.6～13 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r05a.pdf</p>
活動区分資金収支計算書 ■ 過去 3 年間 (令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度) 計算書類 (決算書) の該当部分	<p>4 ウェブサイト 「財務情報」 [令和 3 (2021) 年度] p.15～16 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r03.pdf</p> <p>「財務情報」 [令和 4 (2022) 年度] p.15～16 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/</p>

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
	financialinfo_r04.pdf 「財務情報」 [令和 5 (2023) 年度] p.15～16 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r04.pdf financialinfo_r05a.pdf
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 ■ 過去 3 年間 (令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度) 計算書類 (決算書) の該当部分	4 ウェブサイト 「財務情報」 [令和 3 (2021) 年度] p.17～25 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r03.pdf 「財務情報」 [令和 4 (2022) 年度] p.17～25 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r04.pdf 「財務情報」 [令和 5 (2023) 年度] p.17～25 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r05a.pdf
貸借対照表 ■ 過去 3 年間 (令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度) 計算書類 (決算書) の該当部分	4 ウェブサイト 「財務情報」 [令和 3 (2021) 年度] p.26～29 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r03.pdf 「財務情報」 [令和 4 (2022) 年度] p.26～29 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r04.pdf 「財務情報」 [令和 5 (2023) 年度] p.26～29 https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/financialinfo_r05a.pdf
事業報告書 ■ 過去 1 年間 (令和 5 (2023) 年度)	4 ウェブサイト 「事業報告書」 [令和 5 (2023) 年度] https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/jigyou_r05.pdf 16 事業報告書 [令和 5 (2023) 年度]
事業計画書／予算書 ■ 認証評価を受ける年度 (令和 6 (2024) 年度)	4 ウェブサイト 「事業計画書」 [令和 6 (2024) 年度] https://www.kochi-gakuen.org/obj/pdf/j_keikaku_r06.pdf 17 事業計画／収支予算書 [令和 6 (2024) 年度]
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	18 学校法人高知学園寄附行為
理事会議事録 (原本証明付き写し)	19 理事会議事録 [令和 3 (2021) 年度]

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
<ul style="list-style-type: none"> ■ 過去3年間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度） ■ 電子データ（PDF）による提出 	20 理事会議事録 [令和4（2022）年度] 21 理事会議事録 [令和5（2023）年度]
諸規程集 <ul style="list-style-type: none"> ■ 電子データ（PDF）による提出 	※下記に別途記述
B 学長のリーダーシップ	
教授会議事録（写し） <ul style="list-style-type: none"> ■ 過去3年間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度） ■ 電子データ（PDF）による提出 	22 教授会議事録 [令和3（2021）年度] 23 教授会議事録 [令和4（2022）年度] 24 教授会議事録 [令和5（2023）年度]
C ガバナンス	
評議員会議事録（原本証明付き写し） <ul style="list-style-type: none"> ■ 過去3年間（令和3（2021）年度～令和5（2023）年度） ■ 電子データ（PDF）による提出 	25 評議員会議事録 [令和3（2021）年度] 26 評議員会議事録 [令和4（2022）年度] 27 評議員会議事録 [令和5（2023）年度]

※＜諸規程集＞

- 規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙してください。
- 番号は、規程のみの通し番号としてください。
- 自己点検・評価報告書の＜根拠資料＞（テーマごと）には、以下のとおり記述してください。
 - ・個々の規程を記述する場合は、「提出資料-規程集」の後に、通し番号及び資料名も記述してください（例：提出資料-規程集 1 ○○委員会規程）。
 - ・基準Ⅳ（様式8）のテーマA「理事長のリーダーシップ」において、根拠資料として提出資料の「諸規程集」全体をあげる場合は「提出資料-規程集」と記述してください。

番号	規程名
1	高知学園短期大学教育組織規程
2	高知学園短期大学の教育目的に関する規程
3	高知学園短期大学教授会規程
4	高知学園短期大学評議会規程
5	学科・専攻会議規程
6	専攻科専攻会議規程
7	個人情報保護委員会規程
8	学科改革検討会議規程
9	医療事故対策会議規程
10	地域貢献推進会議規程
11	高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程

12	高知学園短期大学研究倫理審査申請要項
13	高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程
14	高知学園短期大学公的研究費の運用・管理に関わる調査委員会規程
15	高知学園短期大学研究不正に関わる調査委員会規程
16	高知学園短期大学災害対策委員会規程
17	学生委員会規程
18	カウンセリング委員会規程
19	入学試験募集委員会規程
20	専攻科入学試験募集委員会規程
21	就職委員会規程
22	セクシュアルハラスメント等に関する規程
23	倫理委員会規程
24	白菊寮運営委員会規程
25	教務委員会規程
26	教職課程委員会規程
27	高知学園短期大学自己点検評価委員会規程
28	高知学園短期大学作業連絡会規程
29	高知学園短期大学自己点検評価検討会議規程
30	ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程
31	公開講座生涯学習委員会規程
32	健康教育委員会規程
33	実験室安全管理委員会規程
34	情報企画委員会規程
35	高知学園短期大学図書館規則
36	図書館運営委員会規程
37	紀要編集委員会規程
38	スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程
39	高知学園短期大学危機管理委員会規程
40	高知学園短期大学危機対策本部規程
41	高知学園短期大学コンプライアンス委員会規程
42	高知学園短期大学コンプライアンスに関わる調査委員会規程
43	高知学園短期大学通報調査委員会規程
44	高知学園短期大学情報セキュリティ委員会規程
45	高知学園短期大学 IR 推進室規程
46	高知学園短期大学キャリアセンター規程
47	高知学園短期大学広報企画会議規程
48	高知学園短期大学キャリアセンター運営会議規程
49	試験規程

50	再入学、転入学規程
51	転科（転専攻を含む）規程
52	高知学園短期大学学位規程
53	高知学園短期大学におけるグレード・ポイント・アベレージに関する規程
54	高知学園短期大学における履修登録単位数の上限に関する規程
55	実技の単位計算方法の基準に関する規程
56	高知学園短期大学科目等履修生規程
57	高知学園短期大学卒後研修生規程
58	高知学園短期大学外国人留学生規程
59	高知学園短期大学学生表彰規程
60	専攻科規程
61	単位互換の実施に関する規程
62	高知学園短期大学懲戒規程
63	高知学園短期大学図書館細則
64	高知学園短期大学図書館選書要領
65	高知学園短期大学図書館文献管理内規
66	高知学園短期大学紀要投稿規程
67	高知学園短期大学紀要査読要領
68	高知学園短期大学紀要原稿執筆要領
69	学術機関リポジトリ運用要項
70	高知学園短期大学図書館における「国立国会図書館デジタル化資料送信サービス」利用内規
71	高知学園短期大学の教員人事に関する規程
72	高知学園短期大学人事委員会規程
73	高知学園短期大学人事委員会が審議する「教員の人事」の範囲について
74	高知学園短期大学教員資格
75	高知学園短期大学の教員の資格に関する内規
76	高知学園短期大学教員選考基準
77	高知学園短期大学期限付教育職員任用規程（内規）
78	高知学園短期大学非常勤講師規程
79	高知学園短期大学名誉教授規程
80	高知学園短期大学教育職員管理職規程（内規）
81	高知学園短期大学教員の採用・昇任に係る手続き
82	教員人事に係る選考委員会に関する規程
83	高知学園短期大学科学研究費補助金事務取扱要領
84	高知学園短期大学研究活動における不正防止計画
85	高知学園短期大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程
86	高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン

87	高知学園短期大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針
88	高知学園短期大学研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範
89	高知学園短期大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画
90	高知学園短期大学危機管理規程
91	高知学園短期大学コンプライアンス推進規程
92	高知学園短期大学通報処理規程
93	高知学園短期大学研究倫理に関するガイドライン
94	高知学園短期大学研究倫理指針
95	高知学園短期大学学外交流倫理基準
96	高知学園短期大学情報セキュリティポリシー
97	高知学園短期大学情報セキュリティ対策基準
98	高知学園短期大学遺失物及び拾得物取扱規程
99	高知学園大学と高知学園短期大学との合同の評議会に関する規程
100	高知学園大学と高知学園短期大学との合同の教授会に関する規程
101	高知学園大学と高知学園短期大学との合同の委員会や会議に関する規程
102	高知学園短期大学学内共同研究取扱規程
103	高知学園短期大学安全保障輸出管理規程
104	高知学園短期大学安全保障輸出管理委員会規程
105	高知学園短期大学客員教授に関する規程
106	就職斡旋内規
107	ファカルティ・ディベロップメント委員会とスタッフ・ディベロップメント委員会との合同会議に関する内規
108	多様なメディアを高度に利用した授業の実施細則
109	幼児保育学科における CAP 制に関する内規
110	歯科衛生学科における CAP 制に関する内規
111	看護学科における CAP 制に関する内規
112	専攻科地域看護学専攻における CAP 制に関する内規
113	幼児保育学科・学外実習に関する内規
114	歯科衛生学科 臨床・臨地実習に関する内規
115	「看護学科会議」と「専攻科地域看護学専攻会議」との合同会議に関する内規
116	看護学科における科目等履修生の制限科目に関する内規
117	専攻科地域看護学専攻における科目等履修生の制限科目に関する内規
118	看護学科における臨地実習の履修条件に関する内規
119	専攻科地域看護学専攻における臨地実習の履修条件に関する内規
120	看護学科・専攻科地域看護学専攻における試験の受験資格に関わる出席時数のカウントに関する内規
121	高知学園理事会会議規則
122	組織規程
123	高知学園文書取扱規程

124	高知学園公印取扱規程
125	高知学園文書保存規程
126	個人情報の保護に関する規程
127	個人番号及び特定個人情報取扱規程
128	情報公開規程
129	高知学園就業規則
130	育児・介護休業に関する規程
131	定年に関する規程
132	継続雇用に関する規程
133	ハラスメントの防止等に関する規程
134	公益通報に関する規程
135	給与規程
136	旅費規程
137	退職手当に関する規程
138	役員等の報酬等に関する規程
139	会計規程
140	資産管理運用規程
141	高知学園短期大学学長選考規程
142	停年に関する内規
143	新採職員選考委員会内規
144	高知学園特別教員任用規程
145	高知学園嘱託職員雇用規程
146	時間外勤務の管理に関する内規
147	高知学園職員の長期研修に関する規程
148	海外教育視察助成要項
149	学校法人高知学園顧問設置規程
150	ストレスチェック制度実施規程（内規）
151	非常勤職員取扱要綱
152	臨時的任用職員取扱要綱
153	会計規程施行細則
154	物品管理要領
155	物品購入審査規程（内規）
156	高知学園購買事務処理規程
157	学校長の発する証明書の取扱い並びに手数料に関する規程
158	赴任旅費支給要領
159	内部監査細則
160	学園幹部規程（内規）
161	高知学園建築委員会設置規程

162	一貫教育委員会規程
163	高知学園広報委員会設置規程
164	学校等連絡協議会内規
165	高知学園事務能率化委員会設置規程（内規）
166	高知学園労使懇話会会則
167	高知学園衛生管理規程（内規）
168	個人情報保護委員会規程（内規）
169	ハラスメント相談員及び倫理委員会設置細則
170	高知学園施設使用規程
171	高知学園規則等の呼称及び番号を定める規程
172	学校法人高知学園職員録発行要領
173	高知学園短期大学外国人留学生授業料減免規程
174	高知学園内進学者の入学金減免規程
175	高知学園大学・高知学園短期大学同窓会規定
176	高知学園大学・高知学園短期大学後援会々則

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、提出資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には URL も記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和 5（2023）年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和 6（2024）年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、令和 6（2024）年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去 3 年間」・「過去 5 年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和 5（2023）年度を起点として過去 3 年間・過去 5 年間とします。
- 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式 9 の通しページを付してください。

[様式 10] 備付資料一覧

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準 I : 建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	1 高知学園短期大学開学 50 周年記念誌 2 式典等の次第 [令和 5 (2023) 年度] ① 入学式次第 ② 卒業式次第 ③ 幼児保育学科・出発式次第 ④ 歯科衛生学科・継承式次第 ⑤ 看護学科・戴灯式次第
地域・社会の各種団体との協定書等	3 協定に関する資料 ① 災害時の歯科医療救護に関する協定書 ② 歯科保健医療対策に関する協定書 ③ 協定書（一般社団法人高知県歯科医師会と学校法人高知学園による歯科医学に関する基礎専門的知識の修学） ④ 北京大学口腔医学院と高知学園短期大学との間における学術交流に関する協定書 ⑤ 高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定書 ⑥ 「教師教育コンソーシアム高知」に関する協定書 ⑦ 高知学園短期大学図書館と高知県立図書館の相互協力に関する協定書 ⑧ 高知学園大学及び高知学園短期大学と高知高等学校との連携協力活動に関する書類 ⑨ 産学連携包括推進協定書 ⑩ 高知学園大学・高知学園短期大学と一般社団法人高知県臨床検査技師会との包括連携に関する協定書
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	4 本学が実施した行事に関する資料 [令和 5 (2023) 年度] ① 近隣清掃参加者 ② リフレッシュフェア
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	5 本学が参加した学外行事に関する資料 [令和 5 (2023) 年度] ① リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知 2023 参加者 ② 令和 5 (2023) 年度高知県在宅歯科医療推進事業 ③ 令和 5 (2023) 年度歯科衛生士復職支援研修会

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	④ 歯科口腔健康指導 ⑤ 職業体験「歯科衛生士の仕事を知ろう」 ⑥ 〈社会人・高校生向け特別企画〉歯科衛生士をめざしてみませんか ⑦ リフレッシュフェア in 大月
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	6 看護学科キャリア形成教育のための活動報告書 ③ボランティア活動
B 教育の効果	
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	7 ポリシー・マップ [令和 5 (2023) 年度] ① 高知学園短期大学ポリシー・マップ ② 幼児保育学科ポリシー・マップ ③ 歯科衛生学科ポリシー・マップ ④ 看護学科ポリシー・マップ ⑤ 専攻科地域看護学専攻ポリシー・マップ
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	8 シラバスに関する資料 ① 高知学園大学・高知学園短期大学シラバス作成要領 ② シラバス確認について
C 内部質保証	
過去 3 年間 (令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度) に行った自己点検・評価に係る報告書等	9 自己点検・評価報告書 [令和 3 (2021) 年度] 10 自己点検・評価報告書 [令和 4 (2022) 年度] 11 自己点検・評価報告書 [令和 5 (2023) 年度] 12 ウェブサイト 「自己点検・評価報告書」 https://www.kochi-gc.ac.jp/about/self-inspection-report.html ① 「令和 3 年度自己点検・評価報告書」 https://www.kochi-gc.ac.jp/img/R3jikotenken_tandai.pdf ② 「令和 4 年度自己点検・評価報告書」 https://www.kochi-gc.ac.jp/img/R4jikotenken_tandai.pdf ③ 「令和 5 年度自己点検・評価報告書」 https://www.kochi-gc.ac.jp/img/R5jikotenken_tandai.pdf
高等学校等からの意見聴取に関する記録等	13 高等学校からの意見聴取に関する資料 [令和 5 (2023) 年度]
認証評価以外の外部評価につ	該当なし

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
いての印刷物等	
教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上・充実のための PDCA サイクルに関する資料	<p>12 ウェブサイト 「免許・資格取得状況」 https://www.kochi-gc.ac.jp/d2024_t5_01_06b.pdf 「大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書（様式第2号）」 1～4 https://www.kochi-gc.ac.jp/d2024_t4_02_01a.pdf 4 別紙 https://www.kochi-gc.ac.jp/d2024_t4_02_01b.pdf</p> <p>14 自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート</p> <p>15 アセスメントプラン</p> <p>① 高知学園短期大学アセスメントプラン ② 幼児保育学科アセスメントプラン ③ 歯科衛生学科アセスメントプラン ④ 看護学科アセスメントプラン ⑤ 専攻科地域看護学専攻アセスメントプラン</p>
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	<p>16 新型コロナウイルス感染拡大防止に関する書類</p> <p>① 新型コロナウイルス感染拡大防止対策について Ver.7 ② 新型コロナウイルス感染拡大防止対策に基づく受講に関する方針</p>
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	<p>17 看護学科国家試験対策に関する報告書</p> <p>① 各学年の国家試験対策</p> <p>18 看護学科実習関係資料</p> <p>① 実習要項 ② 実習報告書</p>
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学習成果の獲得状況を表す量的・質的データに関する印刷物等	<p>12 ウェブサイト 「学位授与数または授与率」 https://www.kochi-gc.ac.jp/d2024_t4_01_06a.pdf</p> <p>19 高知学園大学・高知学園短期大学ファクトブック 2023 p.13～32</p> <p>20 高知学園短期大学卒業時アンケート集計結果[令和5(2023)年度]</p>
幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料	<p>21 短期大学生に関する調査研究 [令和5(2023)年度]</p> <p>22 授業アンケートに関する資料</p>

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	① 授業アンケート結果集計資料 [令和 5 (2023) 年度]
職業又は实际生活に必要な能力を育成する職業教育の成果に関する資料	12 ウェブサイト 「免許・資格取得状況」 https://www.kochi-gc.ac.jp/d2024_t5_01_06b.pdf 21 短期大学生に関する調査研究 [令和 5 (2023) 年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	23 幼児保育学科の学習成果に関する資料 ① 幼児保育学科・実習の手引き ② 実習巡回報告書 ③ 幼児保育学科就職試験合格者による報告会
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	24 歯科衛生学科の学習成果に関する資料 25 歯科衛生学科学内模擬試験結果
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	17 看護学科国家試験対策に関する報告書 ① 各学年の国家試験対策 18 看護学科実習関係資料 ① 実習要項 ② 実習報告書
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	26 専攻科地域看護学専攻実習関係資料 ① 実習要項集 ② 実習報告書 27 専攻科地域看護学専攻修了研究関係資料 ① 修了研究の計画～発表会 28 専攻科地域看護学専攻国家試験対策に関する報告書 ① 国家試験対策 29 専攻科地域看護学専攻キャリア形成教育のための活動報告書 ① WA になって話そう！ ② 進路支援 ③ ポートフォリオ
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	21 短期大学生に関する調査研究 [令和 5 (2023) 年度]
就職先からの卒業生に対する評価結果	30 卒業生就業情報 [令和 5 (2023) 年度]
卒業生アンケートの調査結果	31 卒業生アンケート調査結果 [令和 5 (2023) 年度] ① 幼児保育学科
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	32 入学手続き他に関する資料一式 [令和 5 (2023) 年度]
入学手続き者に対する入学まで	33 合格者への配付資料一式 [令和 5 (2023) 年度]

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
の学習支援のための印刷物等	
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	12 ウェブサイト 「ポータルサイト」 https://portal.kochi-gc.ac.jp/portal/ 34 オリエンテーション資料一式 [令和 5 (2023) 年度]
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	35 環境記録（様式）
進路一覧表等 ■ 過去 3 年間(令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度)	36 進路一覧表 [令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度]
GPA 等の成績分布	37 GPA 分布一覧 19 高知学園大学・高知学園短期大学ファクトブック 2023 p.13～30
学生による授業評価票及びその評価結果	22 授業アンケートに関する資料 ① 授業アンケート結果集計資料 [令和 5 (2023) 年度] ② 授業アンケート（質問項目） ③ 授業アンケートに対する自己分析の報告資料 [令和 5 (2023) 年度]
社会人受入れについての印刷物等	提出資料 9 に同じ (p.18～19)
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
留学生の受入れについての印刷物等	提出資料 9 に同じ (p.20)
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	38 授業参観に関する資料 ① 授業参観（目的） ② 授業参観アンケート [令和 5 (2023) 年度] ③ 事後検討会報告書 [令和 5 (2023) 年度] ④ 改善計画報告書 [令和 5 (2023) 年度] 39 公開授業に関する資料 ① 授業改善に向けた公開授業の進め方 ② 授業改善に向けた公開授業計画書（書式）
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	40 図書館利用案内（らぶっく+） 41 パスファインダー ① CiNii ② JDreamIII ③ 医中誌 Web ④ 系統別看護師国家試験問題 Web

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	⑤ OPAC 及び MyLibrary の使い方 42 図書館利用に関する申込書一式 ① 学外文献複写申込書兼料金計算書 ② 図書館所蔵文献複写申込書 ③ 資料借受申込書兼料金計算書 ④ 国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」閲覧・複写申込書(学内者用・学外者用) 43 図書館蔵書受入に関する報告書一式 ① 寄付物件受入報告書 ② 発見受入報告書 ③ 編入受入報告書 ④ 図書寄付願
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	44 教務課時間割・講義室簿 [令和 5 (2023) 年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	45 CLUB ガイダンス [令和 5 (2023) 年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	46 白菊寮に関する資料 ① 寮運営のための高等学校との検討会資料 ② 感染防止に関する寮内の掲示物
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	47 天神祭 [令和 5 (2023) 年度] 48 学園祭実行委員会資料
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	49 就職に関する資料 ① 令和 5 年度就職委員会の活動方針 ② 就職情報(求人開拓)に関する報告書
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	50 緊急給付金に関する資料
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	51 学生支援に関する資料一式
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	17 看護学科国家試験対策に関する報告書 (ア) 各学年の国家試験対策 6 看護学科キャリア形成教育のための活動報告書 ① WA になって話そう! ② 講話 ③ ボランティア活動 ④ 進路支援 ⑤ ポートフォリオ
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	52 専攻科地域看護学専攻キャリア形成教育のための活動報告書

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	① WA になって話そう！ ② 進路支援 ③ ポートフォリオ
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書又は基幹教員の個人調書 ■ 教員個人調書 [様式 21] (令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在) ■ 教育研究業績書 [様式 22] (過去 5 年間 (令和元 (2019) 年度～令和 5 (2023) 年度))	53 教員個人調書 [様式 21] 54 過去 5 年間 (令和元 (2019) 年度～令和 5 (2023) 年度) の教育研究業績書 [様式 22] 12 ウェブサイト 「高知学園大学・高知学園短期大学教員一覧」 https://www.kochi-gc.ac.jp/departments.html ① 「高知学園短期大学 幼児保育学科」 https://www.kochi-gc.ac.jp/teachers_achievements.html?dep=2 ② 「高知学園短期大学 歯科衛生学科」 https://www.kochi-gc.ac.jp/teachers_achievements.html?dep=3 ③ 「高知学園短期大学 看護学科」 https://www.kochi-gc.ac.jp/teachers_achievements.html?dep=4
非常勤教員一覧表又は基幹教員以外の教員一覧表 [様式 23]	55 非常勤教員一覧表 [令和 5 (2023) 年度] [様式 20]
専任教員又は基幹教員の年齢構成表 ■ 認証評価を受ける年度 (令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在)	56 専任教員年齢構成表
研究紀要・論文集 ■ 過去 3 年間 (令和 3 (2021) 年度～令和 5 (2023) 年度)	57 高知学園大学・高知学園短期大学紀要 [令和 3 (2021) 年度] 58 高知学園大学・高知学園短期大学紀要 [令和 4 (2022) 年度] 59 高知学園大学・高知学園短期大学紀要 [令和 5 (2023) 年度]
教員以外の専任職員の一覧表 (氏名、職名) ■ 認証評価を受ける年度 (令和 6 (2024) 年 5 月 1 日現在)	60 事務職員一覧表

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
FD 活動の記録 ■ 過去3年間(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)	61 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [令和3(2021)年度] 62 高知学園大学・高知学園短期大学 FD 活動報告 [令和4(2022)年度] 63 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告 [令和5(2023)年度]
SD 活動の記録 ■ 過去3年間(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)	61 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [令和3(2021)年度] 63 高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動報告 [令和5(2023)年度] 64 高知学園大学・高知学園短期大学 SD 活動報告 [令和4(2022)年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	65 研究活動に関する書類 [令和5(2023)年度] ① 研究活動計画書 ② 業績報告書 ③ 高知学園短期大学学術機関リポジトリ登録申請書
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	66 高知学園大学・高知学園短期大学研究倫理ガイドブック
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	67 令和5年度高知学園大学・高知学園短期大学 FD・SD 活動研究発表会 [令和5(2023)年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	68 学外研修受講に関する資料 ① 学外研修受講報告書 ② 「学外研修受講報告書」記入要領
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	12 ウェブサイト 「夜間在館届」 https://forms.office.com/r/FwDCVYTwez
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	69 火気取扱責任者
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	70 高知学園短期大学危機管理マニュアル(平成30年7月版)
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	71 防災マニュアル(携帯版)
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	72 教職員の健康診断 [令和5(2023)年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	73 令和6年度予算要求資料の提出について
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	74 看護学科教員の教育力向上のための活動報告書 ① 学習会・学会の報告

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	75 専攻科地域看護学専攻教員の教育力向上のための活動報告書 ① 学習会・学会の報告
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	12 ウェブサイト 「キャンパスマップ」 https://kochi-gu.ac.jp/c101#cl101_container4 76 校地、校舎（図面）
図書館、学習資源センターの概要 ■ 平面図等（冊子等も可）	12 ウェブサイト 「図書館」 https://www.kochi-gc.ac.jp/student-life/library.html 77 図書館に関する資料 ①図書館概要 ②学外者のための利用案内 ③図書館報（らぶっく） ④図書館みに・にゅーす ⑤図書原簿 ⑥大学・短期大学・高専図書館（日本図書館協会）提出書類
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	78 防災訓練スケジュール表 [令和 5（2023）年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	79 実験室安全のためのマニュアル [令和 5（2023）年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	80 固定資産台帳及び備品台帳
C 技術的資源	
学内 LAN の敷設状況	12 ウェブサイト 「ポータルサイト」 https://portal.kochi-gc.ac.jp/portal/ 81 学内 LAN の敷設状況 82 教室間遠隔授業システム設定
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	83 パソコン教室平面図
D 財的資源	
寄付金・学校債の募集についての印刷物等	該当なし

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
財産目録及び計算書類 ■ 過去3年間(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)	84 財務情報 [令和3(2021)年度] ①財産目録 p.1 ②財務計算書類書 p.3～32 ③学校法人会計について p.33～67 85 財務情報 [令和4(2022)年度] ①財産目録 p.1 ②財務計算書類 p.3～32 ③学校法人会計について p.33～67 86 財務情報 [令和5(2023)年度] ①財産目録 p.1 ②財務計算書類 p.3～32 ③学校法人会計について p.33～67
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	80 固定資産台帳及び備品台帳
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書 ■ 認証評価を受ける年度(令和6(2024)年5月1日現在)	87 理事長の履歴書
学校法人実態調査表(写し) ■ 過去3年間(令和3(2021)年度～令和5(2023)年度)	88 学校法人実態調査表(写し) [令和3(2021)年度] 89 学校法人実態調査表(写し) [令和4(2022)年度] 90 学校法人実態調査表(写し) [令和5(2023)年度]
事業に関する中期的な計画 ■ 令和5(2023)年度計画を含むもの	91 中期計画に関する書類
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	92 理事・監事・評議員名簿 12 ウェブサイト 「学校法人高知学園役員名簿(理事・監事・評議員)」 https://www.kochigakuen.ed.jp/obj/pdf/yakuin_r06.pdf
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書 ■ 教員個人調書 [様式 21] (令和6(2024)年5月1日現在) ■ 専任教員として授業を担当している場合、又は、基幹教員として授業を担当	93 学長の履歴書 [様式 24] 94 学長の教育研究業績書 [様式 25]

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
している場合、過去5年間 (令和元(2019)年度～令和5(2023)年度)の教育 研究業績書 [様式 22]	
委員会等の議事録 ■ 過去1年間(令和5(2023) 年度)	95 各種委員会の開催実績 [令和5(2023)年度] [様式 27] 96 各委員会議事録 [令和5(2023)年度]
[報告書作成マニュアル指定 以外の備付資料]	97 評議会議事録 [令和3(2021)年度] 98 評議会議事録 [令和4(2022)年度] 99 評議会議事録 [令和5(2023)年度] 100 各学科会議議事録 [令和5(2023)年度]
C ガバナンス	
監事の監査状況 ■ 過去3年間(令和3(2021) 年度～令和5(2023)年度)	101 財務情報 [令和3(2021)年度] ④監査報告書 p.4～5 102 財務情報 [令和4(2022)年度] ④監査報告書 p.2 103 財務情報 [令和5(2023)年度] ④監査報告書 p.2
[報告書作成マニュアル指定 以外の備付資料]	12 ウェブサイト 「情報の公表」 https:// www.kochigakuen.ed.jp/disclosure/

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、備付資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には URL も記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和5(2023)年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和6(2024)年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、令和6(2024)年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去3年間」・「過去5年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和5(2023)年度を起点として過去3年間・過去5年間とします。
- 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式10の通しページを付してください。

